

第六十七回国会
衆議院

沖繩及び北方問題に関する特別委員会議録 第十三号

昭和四十六年十二月十三日(月曜日)
午前十時九分開議

出席委員

委員長 床次 徳二君

理事 金丸 信君

理事 二階堂 進君

理事 毛利 松平君

理事 細谷 治嘉君

理事 門司 亮君

理事 天野 光晴君

理事 石井 一君

理事 小沢 恵三君

理事 大野 明君

理事 加藤 陽三君

理事 佐藤 文生君

理事 正示啓次郎君

理事 田中伊三次君

理事 谷垣 專一君

理事 西銘 順治君

理事 三ツ林弥太郎君

理事 武藤 嘉文君

理事 山下 徳夫君

理事 井上 普方君

理事 川俣健二郎君

理事 武部 文君

理事 橋崎弥之助君

理事 堀 昌雄君

理事 美濃 政市君

理事 山口 鶴男君

理事 伊藤惣助九君

理事 斎藤 実君

理事 正木 良明君

理事 田畑 金光君

理事 米原 昶君

出席國務大臣

理事 國場 幸昌君

理事 久保 三郎君

理事 中川 嘉美君

理事 池田 清志君

理事 宇田 國榮君

理事 大石 八治君

理事 大村 襄治君

理事 木野 晴夫君

理事 佐藤 守良君

理事 關谷 勝利君

理事 田中 龍夫君

理事 谷川 和穂君

理事 藤波 孝生君

理事 箕輪 登君

理事 森 喜朗君

理事 豊 永光君

理事 石川 次夫君

理事 木島喜兵衛君

理事 中谷 鉄也君

理事 西宮 弘君

理事 松浦 利尚君

理事 安井 吉典君

理事 横路 孝弘君

理事 桑名 義治君

理事 二見 伸明君

理事 小平 忠君

理事 東中 光雄君

出席政府委員

内閣総理大臣 佐藤 榮作君

法務大臣 前尾繁三郎君

外務大臣 福田 赳夫君

大蔵大臣 水田三喜男君

文部大臣 高見 三郎君

厚生大臣 斎藤 昇君

通商産業大臣 田中 角榮君

運輸大臣 丹羽喬四郎君

郵政大臣 廣瀬 正雄君

労働大臣 原 健三郎君

建設大臣 西村 英一君

自治大臣 渡海元三郎君

北海道開発庁長官 竹下 登君

内閣官房長官 山中 貞則君

國務大臣 中村 寅太君

防衛庁長官 江崎 真澄君

科学技術庁長官 木内 四郎君

環境庁長官 大石 武一君

内閣法制局長官 高辻 正巳君

内閣法制局第二部長 林 信一君

人事院総裁 佐藤 達夫君

人事院事務総局管理局长 茂木 広君

総理府総務副長 砂田 重民君

防衛政務次官 野呂 恭一君

防衛庁参事官 高瀬 忠雄君

防衛庁参事官 鶴崎 敏君

防衛庁防衛局長 久保 卓也君

防衛庁整備局長 黒部 穰君

防衛施設庁長官 島田 豊君

防衛施設庁総務部調整官 銅崎 富司君

防衛施設庁調整局長 新田 庚一君

防衛施設庁調整局長 矢野 智雄君

防衛施設庁調整局長 岡部 秀一君

防衛施設庁調整局長 岡田 純夫君

防衛施設庁調整局長 田辺 博通君

防衛施設庁調整局長 川島 一郎君

防衛施設庁調整局長 吉野 文六君

防衛施設庁調整局長 井川 克一君

防衛施設庁調整局長 前田多良夫君

防衛施設庁調整局長 小幡 琢也君

防衛施設庁調整局長 矢島 嗣郎君

防衛施設庁調整局長 三宅 幸夫君

防衛施設庁調整局長 高橋 弘篤君

防衛施設庁調整局長 綿貫 敏行君

防衛施設庁調整局長 堀 昌雄君

防衛施設庁調整局長 木島喜兵衛君

防衛施設庁調整局長 伊藤惣助九君

防衛施設庁調整局長 横路 孝弘君

防衛施設庁調整局長 桑名 義治君

防衛施設庁調整局長 二見 伸明君

防衛施設庁調整局長 小平 忠君

防衛施設庁調整局長 東中 光雄君

防衛施設庁調整局長 茂木 広君

防衛施設庁調整局長 佐藤 達夫君

防衛施設庁調整局長 林 信一君

防衛施設庁調整局長 高辻 正巳君

防衛施設庁調整局長 木内 四郎君

防衛施設庁調整局長 大石 武一君

防衛施設庁調整局長 江崎 真澄君

防衛施設庁調整局長 中村 寅太君

十二月十三日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

閣提出、承認第一号

沖縄平和開発基本法案（細谷治嘉君外十六名提出、衆法第一号）
沖縄における雇用の促進に関する特別措置法案（川俣健二郎君外十六名提出、衆法第三号）

○床次委員長 これより会議を開きます。

内閣提出にかかる沖縄の復興に伴う特別措置に関する法律案、沖縄の復興に伴う関係法令の改廃に関する法律案、沖縄振興開発特別措置法案、沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案、国家公務員法第十三条第五項および地方自治法第六百五十六条第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に関し承認を求めるの件、細谷治嘉君外十六名提出にかかる沖縄平和開発基本法案、及び川俣健二郎君外十六名提出にかかる沖縄における雇用の促進に関する特別措置法案、以上の各法案を一括議題といたします。

この際、補足質疑の申し出があります。順次これを許します。横路孝弘君。

○横路委員 七日の日の連合審査で、四条三項の復元補償、対米請求権の問題について、支払いとして予定されている金額が、三億二千万ドルの対米支払いの中に入っている重大な疑いがあるという問題提起をしたわけでありますが、その点につきまして文書による回答が参っておりますので、その点を中心にして二、三質問を続けていきたいと思ひます。

七日の日にも指摘をしたことですが、今度の対米交渉の中でアメリカ側の基本的姿勢というのは、これは議会に対する説明も含めて、返還について一銭も金銭の支払いはしないんだという強い姿勢があったわけでありまして、これについて対米請求権のいろいろな項目、十項目あるといわれていますが、いろいろ詰めていく中で、この間も外務省から御答弁があったように、この復元補償についてだけ、いわば穴ができる、何とかしたいというのが日本側の態度である。しかし、なか

なかアメリカ側もその点については譲らなくて、一時外務省の中でも、肩がわり論ですね、国内的な立法措置で日本政府が肩がわりして支払おうじゃないかというのやむを得ないというところまでこの交渉の中で追い詰められた。ただ、外務省の中で、特にこれは条約局長が中心になって、ここは穴ができるから、やはり何とか埋めなければならぬということで、この四条三項というものができてきたらう。したがって、この四条三項というのは、条文を見ても、非常に奇妙な「自発的支払を行なう」という表現になっているわけがあります。

そこで、初めに外務省のほうにお尋ねしたいのは、この交渉の過程の中で、四条三項の復元補償について、こちらのほうから、大体めどとしてアメリカ側が支払うべき金額の詰めというのをやっているはずであります。これは琉球政府のほうからいろいろある要求が外務省のほうにきているわけでありまして、したがって、その対米交渉の四条三項が入ってくる際に日本側がアメリカ側に提示をした金額、大体このぐらになるんじゃないかというような金額というの、どういうような数字を根拠にして、もとにして交渉を行なったのか、その辺のところを明らかにしていただきたい。

○福田国務大臣 協定四条三項につきましては、横路さんから御指摘がありましたので、横路さんの疑いを持たれる点につきまして詳細に私も事務当局に聞いてみました。しかし、その過程で三億一千六百万ドルというものが出て、そして四百万ドルが上乗せをされたんだというような形跡は全然ないのです。私もまだかつて聞いたこともない、そういう数字であります。四百三十万ドルという、そういう数字が琉球政府のほうから出てきたと、こういう事実はあります。おそらくそういう事実があることはアメリカ側にも伝わっているんじゃないか、そんな感じがいたしますが、詳細は、その衝に当たりました政府委員のほうからお答え申し上げます。

○井川政府委員 数字でございますが、琉球政府から愛知外務大臣に対する要請書（四十五年十月十二日）に、大体約四百三十万ドルという数字が出ております。それから、ことしになりまして、ことしの十月一日現在の数字では、これはお手元にもう差し上げてありますけれども、請求金額といたしまして大体一千万ドルという数字が出ております。ただ、この中には布令二十号に基づくものも入っております、その中の具体的にいわゆる講和前のものが幾らであるという詳細は、琉球政府のほうから中を分けては出てきておりません。

○横路委員 そういふことじゃなくて、アメリカとの交渉の中で、いまお話があったように、昨年の十月十二日の愛知外務大臣に対する琉政の要請書ですね、それによると四百三十万ドル、本年の十月一日現在法務局の調べでは大体一千万ドル。まあ地主連合会そのほかではまだまだこれは多額の金額になっているわけですね。したがって、アメリカとの交渉の中では日本側はどういう数字をアメリカ側に出しているんですか。これは金額が幾らになるか全然わからぬで、ともかく自発的に払うんだということじゃないわけですね。一応めどというの、あつたはずであります。その際、このち側の交渉としては幾らをアメリカ側に提示をしているのかということなんです。

○井川政府委員 お話でございますが、この復元補償は、その他布令二十号に基づくものも、あるいはその他賠償法に基づくものもすべてそうでございますが、あるいは内地における損害賠償などもそうでございます。請求額がありまして、それによりまして一々査定して支払うことになっておるわけでございます。ことに復元補償の場合には、御存じのとおり、建物なら建物を置いていくというふうな場合が多いということをお聞きしております。したがって、額が幾らになるか、その最後の支払いが幾らになるかというふうなことは、私どもはわかるはずがないわけでございます。しかし、そのときに琉政から出ている数

字約四百三十万ドルというものは、その交渉時点において出ているというところはアメリカに申しましたけれども、それは結局支払額が幾らになるかというところは、これは、四条三項の規定に従いまして、前の布令六十号と同じようにやると、こういうことでございますので、それは幾らになるか、私どもはわかりません。

○横路委員 それは支払い額は幾らになるかわからぬにしても、この布令六十号で支払った金額と均衡を失しないように払うということで、しかも、請求そのものというのを出ているわけですから、大体どのくらいになるかというのは、これは当然アメリカ側としたって、支払うめどというものがあつたわけですから、交渉の中で出ているわけでしょう。

○井川政府委員 その数字は出ておりません。つまり、琉球政府から四百三十万ドルという数字はわれわれのところには知られていない。琉球政府の話では、大体これは講和前復元補償がそのうちで相当大きいのではないかと、こがいがいわれておりましたけれども、先ほど申し上げました現在約一千万ドルの中にも、布令二十号に基づくものも入っているわけでございます。その分別が琉球政府ではわからないと、こういうことになっておるわけでございます。したがって、四百三十万ドルの中のものわからないわけでございます。ただ、そういう数字が出ていくことは申ししております。しかし、それは結局査定に基づきまして向こうが支払うと、こういうことになるわけでございます。

○横路委員 そうすると、可能性の問題としてお伺いしておきたいわけですが、これはアメリカ側として、一千万ドルであろうと、二千万ドルになるかもしれない、こういうことですね。そういう可能性はあるというわけですね。

○井川政府委員 現在の知識でございますと、現在の知識では、全部を入れて約一千万ドルだ、その中に布令二十号の分も含んでいるということでございます。したがって、常識的にいいま

すならば、それを全額認めても、一千万ドル・マインス・布令二十号ということになるわけでございます。ただ、これからまだ開放される土地があるわけでございます。そういうことは私も私には全くわからない。これはわからないのが当然だと思ひます。

○横路委員 現地の要望なり要求というのがあるわけですが、したがって確認をしておきたいのは、そういう手続を踏んだ上で、これは査定するのはアメリカ政府がやるのでしようけれども、いずれにしても、可能性としては、一千万ドルというような金額が支払われる可能性もあるわけですね。

○井川政府委員 それは、先ほども申し上げましたとおり、これから復旧までに開放される土地もあるわけでございます。したがって、われわれといたしましては、それは復元補償を十分、何と申しますか、多額にということばがいいかどうかはわかりませんが、アメリカが払ってくれるというところが一番けつこうなことだ、こう思っているわけでございます。

○横路委員 したがって可能性もある、こういうように理解してよろしいですね。

○井川政府委員 先ほど来申し上げていることで御理解いただけるのでございますが、結局、その可能性というお話でございますが、結局、そういうことを言っているのかどうか、結局、せんけれども、請求額がきつめて堅実なものであるかどうかというふうなことは、堅実に相違ないと思ひます。これは堅実に相違ないと思ひます。これは堅実に相違ないと思ひます。

○横路委員 つまり、私が言っているのは、この間四百万ドルという話をしたわけでありまして、そういうことはいいことですか、つまり、

どこどこでもって、日米間の間でもって、この四条三項については金額はここまで押えるという話はないというわけでしょう、皆さん方は。したがって、私はお伺いしているのは、それを考える可能性もあるわけですね。それはもちろん最終的に支払うのはアメリカ政府ですから、査定をした結果幾らになるかということ、それはわからぬわけですよ。わからぬけれども、ともかくそういう根拠のあるものであれば、幾らでもその数字というのは支払われる可能性というのはあるのだ。あとは交渉でしようけれども、あるいは査定の問題でしようけれども、そういう可能性があつて、つまり、私がお伺いしているのは、幾らというふうな約束というのは、この間、ないということをおっしゃったから、いまの点を確認を求めているわけなんです。

○井川政府委員 ただいま横路先生がおっしゃつたとおり、結果はやはり査定によつてきまるということでございます。そのときに請求額と支払いの間の差があるだろうということは、これは世の中の常識だと思ひます。したがって、それが幾らになるかということ、先生もお認めくださいますように、われわれにはわからない。しかし、それが公正なものである、四条三項に従つて公正に支払われるということをわれわれは期待しておりますし、向こうは、それが条約に書いてあること、条約上の義務でございますから、十分にそれによつて支払わなければならない、こういうことになるわけでございます。

○横路委員 その点について、日米間に上限幾らというふうな定めというのか、取りきめはないというわけでしょう。その点を明確にしてください。

○井川政府委員 それはもちろんございせん。○横路委員 そこで自発的支払いなんですけれども、手続はどういう手続になりますか。

○井川政府委員 四条二項の後段でございますが、「アメリカ合衆国政府は、日本国政府との協議のうえ定められる手続に従ひこの協定の効力発生の日以後そのような請求権を取り扱いかつ解決

するため、正当に権限を与えた職員を琉球諸島及び大東諸島に置くことを許される。」「日本国政府との協議のうえ定められる手続に従ひ」と書いてございまして、合意議事録の「第四条に關し」の第二項、「同条2の規定に基づいて定められる手続には、同条3の規定に従つて行なう自発的支払のための適当な措置」あと飛ばしまして、「この措置を含む」というわけでございます。この手続というものを定めていかなければならないわけでございます。それはこれからやることでございます。

○横路委員 それは条約上明記されていることなんです。その具体的な内容ですね。大体期限をどのくらいまでに請求を出させて、それから何年ぐらいで払うのか、その辺のところの概略はどういうことになっておりますか。

○井川政府委員 その手続の詳細につきましては、目下交渉中で、まだきまつていないのでございまして。○横路委員 概略も全然明らかになっていないのですか。

○井川政府委員 いまだきまつておらないのでございまして。○横路委員 四条三項のアメリカ側の国内法の根拠は何かというこの間の質問に、この条約が根拠だという御答弁があつたわけでありまして、私がお伺いしたいのは、アメリカ国内の実定法上、この復元補償を支払う法律の根拠というのがあるわけですか。

○井川政府委員 向こうの国内法上の根拠は私は存じません。ただ、私どもが、たとえば賠償とかというところによつて、賠償を払うというふうなことを条約で何べんもやりましたわけでございます。私どもの感覚から申しますと、それはやはりアメリカ国内法の問題ですから、私たちは存じないわけでございます。それを日本国内法に移しますと、日本では、結局それは条約上の義務として、それから予算をつけて支払う、こういうことになっておりますけれども、アメリカでどうなつ

ているか、私は存じません。○横路委員 私の質問の趣旨は、この復元補償についての法律義務はあるのかということなんです。

○井川政府委員 条約上の義務が明白でございます。○床次委員長 横路君に申し上げますが、理事会の協議により、常識的な時間の範囲内で補足質疑でありますので、補足質疑の範囲を御理解の上、委員会の運営に十分御協力をいただきたいと存じます。

○横路委員 まだだいぶ時間はあるようですから……。アメリカのいわゆる補償についての法律義務というものはあるのですかと聞いていますので、趣旨は。○井川政府委員 ちょっと申しわけございませんけれども、条約上の義務がある。私も条約をつくりましますときに、それが両国間の条約上の義務になるということで満足するわけでございます。あとは日本国内のもの、日本国内で、つまり、三億二千万ドル払うときには、それを日本国内法によつてどういふ措置をとるかということとは別でございますが、いずれにしても三億二千万ドルを払うという義務は条約によつて出てくるわけでございます。したがって、アメリカについてもその条約上の義務を履行しなければならぬわけでございます。

○横路委員 法律的な義務がある内容なんですかと聞いています。法律的義務というのは、アメリカがサンフランシスコ条約でもって解決済みだと言つてきているわけでしょう。その点について、この四条三項の問題のこの復元補償について、アメリカのはの法律義務というのがあるのですかと。質問の趣旨です。

○井川政府委員 失礼いたしました。私が先生の質問を理解いたしませんでした。十九条によりまして講和前のものは放棄済みであるということ、たびたび申し上げているとこ

るでございます。したがって、アメリカとい
たしましてはその立場をはっきりとっているわ
けでございますから、アメリカとして、サンフ
ランシスコ条約十九条によりまして処理済みの
ものであるという主張を続けていたわけござい
ます。しかし、これは布令六十号についても同様
でございます。したがって、布令六十号に基づ
いて、法律上の義務ではないが、ここに支払うと
いうことは前になつたわけでございます。

○横路委員 つまり、アメリカのはうは法律の義
務はないということで主張してきたわけですね。
それが四三三項の「自発的支払」ということで
入った。それと、その基本的なアメリカ側は沖縄
の返還について一銭も金銭を払わないという態度
とは、実は非常に矛盾をするわけで、そこに大き
な疑惑というのが実はあるわけでありまして、私
がこの間指摘した十九世紀末の法律というのも、
領事事務に関する何か国務長官の権限というよう
なことで、一八八〇年代の法律なわけですが、そ
れがどうもアメリカのはうの一つの根拠になつて
いるのではないかと指摘をしたわけでありま
す。

そこで、時間もあれですから、本論のほうに
入っていききたいと思います。
この七千万ドルの内容について明らかにできな
いという、これもやはり文書による回答をもらっ
たわけでありまして、この回答によると、支払
いは積算になじまない性質のものであって、内容
を明らかにし得ないものだ。ただ、アメリカ側と支
払いについての合意に達して、沖縄の早期復帰を
実現するためには七千万ドル程度の支払いは妥当
であると判断した。こういうふうに、高度の政治
的判断によつて七千万ドル程度が適当であるとい
うように認めて支払うのだという回答になつてい
るわけでありまして、従来の議論の中で、七千万
ドルについての項目として明らかにされているの
は、核の撤去と、特殊部隊の撤去と、それからも
う一つは、アメリカ側が撤去する場合に置いてい
く財産のいわば承継といひますか、その費用なん

だというように項目としては明らかにされている
わけですね。この間の質疑の中で初めてその辺の
ところが少し明らかにしたわけでありまして、そ
の項目としてはこの三つだけですか。ほかにもま
だ項目があるわけですか。この点は、外務大臣、
どうでしょう。

○福田外務大臣 その三つも、項目ということが
妥当であるかどうか。それを配慮してというよう
な私の気持ちなんです。それで、その中でとか
く主力をなすものは核撤去というふうに考へてお
るのです。アメリカは、核撤去というものを条約
上書くことに基づいて非常に心を配つておる。
また、わが一億国民も心配しておる、核撤去は何
とかしてこれを明らかにしたい、こういうような
気持ちがあるときに、金が少ししかあつても、こ
の点だけはアメリカにはつきりしておきたい、
こういう気持ちがありまして、核撤去という項
目、これはひとつ掲げよう。それからなお、特殊
部隊なんか復旧前にも帰つていく、そういうよ
うな事情もありまして。それから、米軍がこれか
ら、時間ばかりかかりますけれども、沖縄を撤去し
ます。そういう際には、財産を無償で置いていき
ます。この財産はアメリカのつくつた財産であ
る。こういうことで、地位協定上はいろいろ議論
がありまされるけれども、これを内容等まで申し上
げるのはいかかと思ひますが、これは多額の金
額にのぼる。そういうものもあるということを配
慮しまして、それで七千万ドルで手を打つた、こ
ういうことであります。アメリカの主張はその時
点においてはかなり大きなものを言つておつたわ
けでありますけれども、かなりわがほうの主張
に近づいた数字になつた、こういうふうになつた私
は見えておるわけでありまして。

○横路委員 結局、七千万ドル出すことによつて
施政権を買ひ取つたというふうな意味ですね、い
まのお話を聞いておると、この七千万ドルの政治
的配慮ということの中にこの四三三項というのも
入っているんじゃないのですか。

○福田外務大臣 それは、特定してそれを入れて
おる考え方はありません。

○横路委員 特定してということよりは、つま
り、アメリカ側がいろいろ出費がかさむから、そ
れを考慮して七千万ドルをきめたというわけ
でしょう。したがって、いろいろな出費の中には四
三三項という出費もあるわけですから、これもこ
の政治的配慮の中に入っているんじゃないござい
せんか、こういうことです。

○福田外務大臣 それは、七千万ドルの中に含め
ておる考え方はとっておりません。

○横路委員 そこで、この間、議事録等が存在を
求めているんじゃないかと、ちよつとその誤解が
あつたわけでありまして、私が要求したのは、日米間の
議事録といわれるような、お互いに署名した共用
のメモといふような意味じゃなく、いろいろな
会議が、この間の質疑の中で明らかになつたこと
は、五月の段階で三回、五月の十一日、二十四
日、二十八日、六月二日、六月九日等、愛知・マ
イヤー会談といふのが行なわれていたわけですね。
その議事録といふよりは、その交渉の過程を日本
側でメモして部内用にはやり資料として作成して
在をされているから出しなさい、こういう質問で
あつたわけでありまして、議事録といふことで何
か皆さんのほうで誤解をされているようなんで
すけれども、そういうものについて御提出を願ひた
いと思ひますが、いかがですか。

○吉野政府委員 当時の交渉は、非常にデリケー
トな、最も重要な段階にありましたから、われわ
れとしては一切そのような議事録といふものは
とっておりません。みな口頭で先方と話し合ひ、
かつ口頭で関係者に伝える、こういうことで、一
切そのような文書はとっておりません。

○横路委員 そうすると、たとえばパリ会談です
ね、愛知・ロジャーズ会談、こういうような内容
というものは、しかしながら、あれでしよう、公
電としてちゃんと外務省に入るわけでしょう。

○吉野政府委員 パリ会談は私自身がついてま
りましたから、当時の記憶をたどりますと、あら
ゆる重要なことは全部電話をもつて本省と連絡
いたしました。

○横路委員 それではもう一度、少し明らかにし
ていきたいと思います。全然メモも何も無い、
これは常識的に非常におかしいわけでありまし
て、私たちの調べたところによりますと、一九七
一年の五月二十八日の愛知・マイヤー会談の中
で、こういうやりとりがあるんじゃないかというこ
とを指摘をしたいと思います。

この中で、マイヤー大使の発言として、財源の
めんどろを見てもらつたことは多とするけれど
も、アメリカの議会対策上、日本側から財源が出
たということが明確にならない限り、議説得は
困難だ。これに対して愛知外務大臣、文書化はむ
づかしい。マイヤー大使、文書にしないと、日本
側が四百萬ドルを財源としたということを議会の
中で答弁せざるを得ない、それではかえつて日本
側が困るんじゃないか。というふうなやりとりが
この会談の中で出てきているんじゃないござい
せんか。

○吉野政府委員 いま先生がおつしやつたような
ことは全然ございません。

○横路委員 いや、パリ会談の中で、最終的には、
いろいろ私たちの調査したところによると、四百
萬ドルをいづれにしても財源としてこの四三三項
を日本側が見るということについては、五月段階
で話がついた。ただ問題は、文書化するかどうか
というところが残つて、結局皆さん方のほうで
最終的に文書化することをあきらめたようござ
います。そのあきらめた過程が、パリ会談の愛
知・ロジャーズ会談の中でこういうやりとりとし
て存在をされているというふうに思ひわけであり
ますが、それは文書化をして明確にしてくれな
きゃ困る、これはロジャーズ側の要求ですね。これ
に対して愛知外相のほうから、それは文書化した場
合完全に秘密に保たれるのか。それに対してロ
ジャーズ側が、それは公表される可能性もないこ

とはないというようなことを言つたから、それでは困るということになって、それで文書化はあきらめた。そういうことで、事務レベルでのアメリカ側の要求された文書として、われわれの調査によると、たとえばこんな文書になっている。それは、日本側が四百万ドルを財源として支払う、それを基金として四三三の支払いに充てるという、非常に簡単な内容でございますが、そういう段階も、事務レベルの話としては出ていたんじゃないやありませんか。そういうこともありませんか、全然。

○吉野政府委員 そういふこともございません。御存じのとおり、パリの交渉は、先日申し上げましたとおり、主として返還日をいつにするかというところで、四月一日をわれわれとしては希望するということをお願い、それからP3の撤去をひとつ早急にやつてほしい、これがおもな議題でございます。

○床次委員長 橋崎弥之助君から関連質疑の申し出があります。この際、これを許します。橋崎弥之助君。

○橋崎委員 いまのやりとりを聞いておまして、ちょっと伺いをしたいのですが、私の当時の新聞を一応ずっと読んでみたのです。そうすると、これは日本経済新聞ですけれども、「沖繩返還問題をめぐる愛知外相とマイヤー駐日米大使との会談は、一日午後二時すぎ」これは四月一日のことですね。「一日午後二時すぎから約二時間」にわたって外務省で行なわれ、協定作成のための大詰めの折衝にはいった。会談には、日本側から吉野外務省アメリカ局長、井川同条約局長、米側からスナイダー公使も出席した。この愛知・マイヤーの交渉の実質会談は、大体四月一日から始まったようになっている、新聞を読んでみると、そしてつと調べてみますと、四月一日から六日まででは会談の記事が新聞に載っておりません。七日に愛知外務大臣はラオスの外相代理と会われておりますね。それから八日には、経済協力局長がインドネシア大使らと会われた。同じく八日には、

佐藤総理はモブツ大統領とお会いになった。それから法眼審議官とラオス外相代理の会談も行なわれておる。同日には、佐藤総理はラオス外相代理と会談された等、ざっとこの辺のあれを読みますと、こういう会談が新聞記事に載っておりません。こういうものも記録なんかとらないのですか。

○井川政府委員 これは条約局長としてお答えするものではございませんで、私前に中近東アフリカ局長をやっておりましたので——これは各局によっていろいろやり方があると思います。ただ、私、中近東アフリカ局長のときの経験を申し上げますと、たとえば共同コミュニケというふうなものをつくること、これは一生懸命共同コミュニケの案文をつくるわけでございます。これが発表になるわけでございます。それで、むしろ私どもが、つまり下の者が会うというふうなときには、重要なメモをとるときもありませんし、とらないときもある。特に重要なときには、大臣に報告するためにメモをとるといふふうなことはございますけれども、大臣同士とか、もつと上の方のときには、共同コミュニケをつくるという以外のような場合には、ほとんどメモをとらなかつた私は記憶いたしておりますけれども、これは各局のやり方で違ひますので、私が中近東アフリカ局長をやっておりましたときは、そういうふうにしてやつておりました。

○橋崎委員 いまのは私、具体的にずっと日にちをあげたのですけれども、どうなんでしょう。か。○井川政府委員 これは私わかりません。そのときには私、あれでございます。

○橋崎委員 外務省としておわかりになる方がございまして、ひとつ明確に……。○佐藤内閣総理大臣 私の名前が出ましたから……。

モブツ大統領その他と会ったそのおりに、メモはとっておりません。はつきり申し上げます。○橋崎委員 総理はもちろんおとりにならぬでしょう、それは。外務省が大体ついておるはず

です。だから私は総理にお伺いしておるの——総理にはあとでゆっくりお伺いします。外務省に聞いておるのですよ。

○福田国務大臣 いづれ総理がだれと会った、私がだれと会った、事務当局がだれと会った、こういうのは、調べればわかります。しかし、その会談の内容は、総理との会談、そういうふうなものになりますと、これは総理からお話のない場合もありまして、これはちよつとわかりかねます。

私も総理から、どういふ話があったんだと、こういうふうにお聞きして、それは言えない、私までおっしゃったことがあるのです。それから私のほかの人の会談ですね、これも私の裁量で、こういう話があったが、こういう処置をしてみたいといふようなことを言うこともあるし、言わないこともある。それから事務当局、これは先ほど申し上げたとおりであります。

○橋崎委員 私、さっぱりわからないのです、いまの答弁を聞きまして。(発言する者あり)いや、記録はとられておるか、とられていないか。私、具体的に言つたのです。横路委員の質問、あれは五月段階ですが、沖繩の交渉が実質的に始まつたのは四月一日からと新聞に載つておるわけですから、私、これは新聞をちよつとメモしてきた。

それで、もう一ぺん言います。七日には、愛知外務大臣はラオスの外相代理と会われた。八日には、経済協力局長がインドネシアの大使と会われた。同じく法眼審議官とラオス外相代理との会談も行なわれた。同じくその日には、佐藤総理はモブツ大統領と会われておる。十日には、佐藤総理はラオス外相代理と会われておる。こういうことが新聞の記事に載つておるのですが、いまあげたようなこういう会談は、記録としてないのですかと聞いておるのです。あるかないかだけでいいのです。いままでのお答えを聞きますと、ないといふふうに印象を受けるのですが、いいのですか、それで。

○福田国務大臣 ですから、いつだれがどなたと会つたということは、これは大体わかつておると

思います。

それからその内容につきましては、これは記録されておるものもあるし、ないものもある、こういうことを申し上げておきます。

○橋崎委員 では、記録されてないものがどれで、記録されておるものがどれか、はつきり——私はいまはつきり言つておるのですから、具体的に——私、新聞をこんなに持つてきておるのです。一つ一つ聞いていいですけれども……。

○井川政府委員 ただいま外務大臣がおっしゃつたとおりだと思います。記録されておるものもあるのだ」と呼ぶ者あり。

○橋崎委員 委員長、注意してください。○床次委員長 橋崎君にもひとつ、関連質疑でありますから、簡潔にお願いいたします。答弁はうも簡潔にお願いいたします。

○橋崎委員 私の聞いておるの、どの部分が記録があつて、どの部分がないかと聞いておるのです。それを聞いたら、あるものもある、ないものもある、何を言つておるのですか。だから、それがあつて、それがないか、聞いておるのです。与党の委員諸君もおわかりでしょう。事実関係を聞いておるのです。

○井川政府委員 総理大臣と外務大臣に申し上げます。これは、総理大臣と外務大臣からお答えしたわけでございます。事務当局に申し上げますものは、これも先ほど申し上げたとおりだと私は思います。と申しますのは、その局長の、あるいは審議官の判断で、記録すべきものは記録し、記録しないものはしない、これだけのことでございます。

○橋崎委員 そうしたら、局長、外務大臣の分については外務大臣がお答えになったとおり、総理大臣の分については総理大臣がお答えになったとおり、ということとは、ないということですか。そうおっしゃつた。

○井川政府委員 私、外務大臣の御発言を伺つておりました限りにおきまして、外務大臣は、記録したのもあり、記録しないものもある、こうお

答えになったと思います。

○橋崎委員 総理の分は確実に総理自身が否定なさいましたね。

○井川政府委員 そのとおりだと思います。

○橋崎委員 私は一つのことしか聞いてないのです。関連質問だから、たったの一つのことしか聞いてないのです。

もう一ぺん、じゃ、外務大臣にお伺いします。あるものもあり、ないものもある、私が言ったうち、どれがあって、どれがないのです。

○福田国務大臣 私がお答えしたとおりなんです。いまお尋ねの案件につきましては、急に、そのうちのどれが記録にあり、記録にない、それを聞かれたって、直ちに御答弁はいたしかねます。調べればわかります。

○橋崎委員 横路委員は、この種の会議の記録のこと、あるいは会議要録のことをお伺いしている。非常な関連がありますから、これはいま調べてください。

○福田国務大臣 調べますが、外国の方々の話し合い、この内容を公表する、これはできないものもありますから、その点はよく御承知をお願いします。

○橋崎委員 それでは、理事会が何かあったら明確にできますか。

○福田国務大臣 理事会といえども、できるものと、できないものがあります。これは橋崎さんもよく御承知のとおりであります。

○橋崎委員 私はもう少し明確に答えがあると申しておりました。条約局長がそこでいま時間を費した。大臣にも総理にもわざわざお伺いした。あなたはそれを言っている。私は総理は責めたくないが、あなたは総理までもうそを言わしておる。いいですか。あるのです。あるじゃありませんか。これは重大な責任ですよ、当委員会です。五月段階の復元補償問題の会議要録の内容まで言っておるのに、あなたたちはまだしらを切っておる。あるのです。もしあったらどうします

か。責任を負いますか。

○井川政府委員 私がうそを申し上げたという御発言でございしますけれども、私が先ほど来申し上げておきますのは、私は条約局長として発言する立場にないが、中近東アフリカ局長としての経験のときのことを申し上げますと、記録をとったものもあるし、とらないものもある。しかし、大

体において、えらい——えらいというか、大臣同士のお話し合いの場合などには、大臣が、あとで、たとえば、この点こういう話が出たから、借款の問題が出たから、もっとうまく話して合つて何かしなさいというふうな御指示があるわけでございます。そういうときに私どもは行動に移る。あるいは共同コミュニケーションをつくるというときに、共同コミュニケーションの作業を一生懸命やるということでございます。そして、さらに私は申し上げました。私

たち下の者がやって、特に重要で大臣に御報告しなければならぬというときには、メモにして大臣にお返しする、こういうことを申し上げたつもりでございます。そうして全部があるとかないとか、あるものもあり、ないものもあると申し上げたのでございまして、それがどうしてうそになるかというのを、私は、申しわけございませんけれども、理解できないところでございします。

○橋崎委員 メモは全部あるのです。全部あるじゃないですか。全部。私はそれを証明しますよ、ないとおっしゃるのなら。

○井川政府委員 私が中近東アフリカ局長をやっておりましたときに、大統領とか、ほかに総理大臣、外務大臣、いろいろな方が来られました。そのときに全部メモがあるというとは絶対にございせん。

○橋崎委員 このようないいかげんな答弁をするのだったら、われわれはこの審議に及びられませんか。総理はメモをとってないとおっしゃるから、私は先ほど、総理自身がとられるはずはないと、わざわざ助け舟を出している。それにあなたは、総理のおっしゃったとおりだと言う。当然外務省の

のだからが付き添っているはずでしょう。とって

いるじゃありませんか。「四十六年四月十日資料番号ア東一、資料四八、佐藤総理とカンパン・パニヤ・ラオス外相代理との会議、四十六年四月十日、南東アジア第一課」ずっとあるじゃありませんか。まだこのとおり、これだけあります。いいですか。どういう形式になっておるか。一番目

が「最近のラオス情勢」、総理、何々、カ外相代理、何々、そういうやりとりが逐次載っている。全部あるのですよ。なぜそういううそを言うのです。こういうことで審議は続けられませんか、そんなうそを言うのだったら、総理の責任問題になりますよ。いいのですか、それで。

○井川政府委員 これは外務大臣が何べんも申し上げたと思いますが、記録をとっているものもあり、とっていないものもある、こう申し上げたわけでございます。

○橋崎委員 そんなあいまいな答弁じゃだめです。

○福田国務大臣 たとえば、この間アメリカの財務長官のコナリー氏が見えた。第一回の会議と第二回の会議、これは総理との間にあるのです。第一回の会議の内容というのは私は総理から承りました。しかし、第二回の会議というのはどういうのか、こういうふうにお尋ねしたが、総理はお答えがない、これは話すわけにはいかぬ、こういうことなんです。そこであとで承りましたが、数日後に、これはアメリカのベトナムの撤兵計画、あれがこれだったのだよ、こういう話でありました。そういうようなことで、これは私から先ほどから申し上げているとおり、記録にとどめるものもあり、とどめないものもあり、先ほどからお答えいたしているとおりであります。

○橋崎委員 さっき私が四月十日の分もわざわざ明確に言ったじゃありませんか。ないとおっしゃったじゃありませんか。こういうことで審議が続けられますか。(発言する者あり)何がおかしいのだ、気に入る人入らぬじゃないですよ。記録、メモがあるかないかがいま重要な課題になっているじゃありませんか。全部あるのです。ないものは

ない、全部ある。いま私が言ったのは全部ある。そんなにおっしゃるのだったら、私はつき合わしていいです。理事会を開いてください。つき合いますから。だめです。

○佐藤内閣総理大臣 私の名前が出ましたから、私にすることを申し上げます。

もちろん私も、総理をやっていると何もかも知っておるわけじゃございません。したがって、外務省から、その国との間にはこういう懸案事項がございしますとか、ただいまこういう状態にございしますとかいう、大体の私自身が勉強する材料をまず出してくるのです。それをまず……(「それはあたりまえだ」と呼ぶ者あり)それはあたりまえだと言われいま不規則発言がありました。私、そのうのとおりあたりまえであります。私は、そういうことを一応目を通して、それに基づいて会議を持つのが普通であります。その場合に、外務省の役人のおる場合もありますし、外務省からだれも出てきておらない場合もあります。したがって、その外務省から出てきた者があれば、これは私が命ずるわけではありませんが、どういうような話があったと、こういうようなことをやはり書きとめる場合もあります。しかし、全然書きとめない場合もあります。また、先ほどコナリー財務長官のお話が出ましたが、これなどは、相手方として、一切、まあ官僚を同席すること相ならない、どうもそういう者は漏れることがあって困る、極秘の話し合いだからそういうことには立ち会わせないように、こういうような特別な注文もございします。そういう場合には一切そういう者を遠のけますから、これはもうただ通訳だけ、そういう話で全然メモはとらない、こういうことであります。

先ほど外務大臣が申しますように、それぞれの話は、これは向こうで申ししても、閣僚同士これはやはり緊密な連携はとらなければなりません。またもう一つのように、いついつ発表だから、それまでは極秘にしてくれ、こういう問題もあ

りますので、それはそのとおり守っていく、こう

ない、全部ある。いま私が言ったのは全部ある。そんなにおっしゃるのだったら、私はつき合わしていいです。理事会を開いてください。つき合いますから。だめです。

いう状況でありますから、ただいま申し上げる点は、いま条約局長をお責めになるが、それはむしろ私どものほうに責任がある、かように思つて、ただいま立ち上がったわけでありませう。

これは、私どもが命じて、これはメモをとっておきなさい、こう言へば、これはその会談にはメモがあつた、かようなことになると思ひます。ただ偶然そこに、まあ私どもは監視されておるような形で、出てきた課長が、じつと居眠りしてゐては申しわけない、こういうことで何か書きとめた、これをいゝゆるメモと言われると、まあメモといふことにはなるでしょうが、いゝゆる命じたメモ、あるいはまた会談を、そういう場合に必ずそれを記録する、かように要求されているものでないこと、これはひとつ御了承を願ひたいと思ひます。

○橋崎委員 ですから、四月十日の分は、先ほど総理はメモをとつていない。総理自身がとられるはずはないが、ちゃんと外務省はとつてゐるのである。とつてゐる。だからその点は総理とちよつと認識が——総理はおわかりにならなかつたと思ひますが、しかしとつてゐる。外務省はとつてゐないと言ふ。いいですか、これはけさの新聞にはほとんど載つておりますね。あの米國國務省筋の、この三億二千万ドルに關係する分として、それで「同筋によると、このように二國間でそれぞれ相手國に對して支払いを必要とするような交渉では、あらかじめ差し引き計算を行なつて二重手間をばくことは常識になつてゐる。」したがつて、「沖繩返還に伴つて日本側が米國政府に支払ふ實際の額は三億二千万ドルプラス・アルファであるが、米側から支払ふ沖繩の軍用地復元補償分があるので、これを差し引いた額が三億二千万ドルになると解釈してゐる。」これは、この國務省筋のあれば若干横路委員の指摘と違ひます。横路委員の指摘してゐる五月段階の日米の會談要録と申しますか、會談記録では、三億二千万ドルの中に含まれてゐる。しかし、ここで共通点があるのは、いづれにしても米側は自分の手出しはしないということだ

けは一致してゐるのです。日本側が払ふんです、何らかの形で。それをわざわざ四三三三項では、アメリカが自発的に支払ふという文章になつてゐる。ここが問題なんです。

私がなぜこういうことを言つておるかといふと、全部この記録、あるんですよ。あなたが今まで、あるものもあり、ないものもあるという答弁でしたが、全部ある。だから私はそれを突き合はしたい。この分も含めてです。私は理事會を要求します。突き合はせませう。これは明確にしなかつた。それがあつた強行採決で審議がでなかつた。四三三三項の分です。これは私は明確にいたしたいと思ひます。われわれも責任をもつてこれは出してゐるのです。世にいう密約——アメリカのほうは密約と言つてゐない、あたりまえのことだと言つてゐる。というところは、アメリカが自分の手出しはしないといふことは初めからきまつてゐる。これは明確にしたいだきたい。

○井川政府委員 密約といふものは全くございせん。

それから、そのメモにつきましては、これは交渉当事者でございするアメリカ局長が、ないと申しておるわけでございます。もちろん私の手元にはございせん。

○吉野政府委員 先ほど申し上げましたとおり、メモなるものは全然ございせん。

○福田國務大臣 横路さんから過日お尋ねがありましたが、私が、この交渉の衝に当たりました両局長につきましては、さういふ聞いてみたのです。メモはありませう。

それから、横路さんの御質問の趣旨ですと、途中で三億一千六百万ドルという数字が出てきて、それに四百萬ドルを上乗せをした、こういうことになるべきは、いかに段階で、三億一千六百万ドルという数字が出た、そういう記録も、また両局長の記憶もない、こういうことでございます。非常に私はよく聞いてみたのですが、その点は私間違ひない、こういう心証を

得ております。

○床次委員長 このままで三十分間休憩いたします。理事會を開きます。

午前十一時八分休憩

午前十一時五十一分開議

○床次委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

質疑を続行いたします。橋崎弥之助君。

○橋崎委員 先ほど、沖繩返還協定が實質的な交渉段階に入つた四月一からの外國大統領領あるいは外相等との會談について、その記録があると私はさつき明確にしたわけですが、お調べになつた結果はどうでしょうか。

○吉野政府委員 先ほど御指摘のあつた四月十日、ラオスのカンバン・パニヤ外務大臣代理、外相との會談記録はございました。しかし、その他の三つにつきましては、まだ調査中でございます。

○橋崎委員 失礼ですが、私は全部確認をした分だけしか出してゐませんから、あるはずで、この種の記録は全部あるんです。ただ、重要なこの横路委員指摘の分だけがないというほうがおかしいのであります。おかしいのであります。しかも重要な、これは非常にデリケートな、いわゆる復元補償問題の内容でありますから、当然そのデリケートなところは記録に残さないと、あとで日米間で食い違ひが出てくるとこれはたいへんになるから、当然あるはずで、当然あるはずです。そして、われわれはそれを確認してゐる。

それで、外務大臣にお伺ひしますが、結局私も沖特委員会から、ずっと各党とも、三億二千万ドル、七条の三億二千万ドルの問題にし、特に核撤去費用を含めたと称する七千万ドルの積算基礎については、ほんとうにこれはその根拠をお示し願ひたいといふことをずっと要求してまいりました。そして本日、いよいよ最終段階のこの委員會で、横路委員の質問に對して、文書で出てきた

点を見ても、この七千万ドルは積算基礎を出すといふような、そういうものになじまない性質のものである。つまり、政治的なこれは金額である。そうすると、もしアメリカの立場でいへば、これはアメリカの議會で明確になつておるとおり、この沖繩返還問題についてアメリカ側は手出しをしない、これは明確なんです。したがつて、三億二千万ドルのうちの、核撤去費用が大部分と稱する七千万ドルの中に、アメリカが復元補償で支払ふ分も政治的にそれに加算して出してゐると、われわれはその確認した會談メモによつてもそう思ふわけですが、それがなくとも、アメリカ側が三億二千万ドルの中にその復元補償分を含んでいないといふ立証は、少なくとも外務大臣としてはおできにならないと思ひます。政治的な金だといふので、積算基礎もわからないといふんだから。だから三億二千万ドルの中に含まれていないといふことを、これは外務大臣といへども立証できないと思ひます。その点はどうか。

○福田國務大臣 まず、二つの点なんです。一つは、橋崎さんお得意の明快なる論法、三段論法をもちまして、すべての重要會談についてはその記録がある。愛知・マイヤー會談は重要な會談である。したがつて記録があるに違ひない、こういうことではあります。この三段の論法は第一段階でちよつとくずれるのじゃないか、そういうふうに思ひます。つまり第一段階、重要な會談の記録は全部あるか、こう言ひますと、全部ないんです。これは、そこで三段論法の結論といふものに影響してくるわけですが、それはそれといたしまして、四百三十萬ドルという横路委員の御指摘の金が三億二千万ドルの中に入つてゐるか、こういう点につきましては、日米間ではさういふ合意はいたしてゐません。これははっきり申し上げておきます。ただ、アメリカは三億二千万ドルを受け取るわけでありませう。そのうち七千五百萬ドルは勞務費に使う、これははっきりしてゐる。しかし、資産繼承と見合ふところの一億七千五百萬ドル、これはアメリカがどういふふうに使おうとア

アメリカの御自由でございます。それから最後に残ります七千万ドルは、これは出す以上、核の問題をはっきりしなければならぬ、こういうふうに思います。また、われわれと約束をいたしました特殊部隊の撤去、そういうものもなければならぬ、こういうふうな思いですが、残った金が出ると思えば、これをどういうふうなアメリカが御自由である、こういうふうにお答え申し上げます。

○橋崎委員 くしくも大体問題は明確になってきたようでありまして、つまり、アメリカが復元補償を出す分をあらかじめその七千万ドルの中に含めて、そして向こうが要求したとしても、そして政治的な金額として妥結をしても、いまおっしゃったとおりその中から復元補償が出されようとなされまいとそれはアメリカの心算だ。つまり、政治的な金であるし、積算の基礎も明確にならない以上、七千万ドルの中に復元補償が含まれていないという立証はだれもできない。政治的な金である以上、だれもできない。いずれにいたしましても、われわれが確認したところでは、この辺のやりとりは、横路委員指摘のとおり、会議要録メモ、この中に明確になっておる。

そこで、もう一べん確認しますが、私が出したいろいろな、日本政府と外国要人とのその種の記録は極秘になっていきますね。極秘の判が押してあります。どうですか。

○吉野政府委員 先ほど申し上げました、われわれの確認した四月十日のキャンベン・ベニヤ外相代理との会議録は、極秘の判が押してあります。

○橋崎委員 その極秘の判は局長、ちょっと見とってください。まあこのくらい印で、上が極秘で、下にちょっと書いてありますね。しかし、横路委員の指摘の分は、違ふ印が押してあるんじゃないでしょうか。たいへん言い方がむずかしいのですけれども、要するに、われわれが確認しておるということを前提にしてお話をしておるわけです。いずれにしても、この段階で特殊な事

情があつて、それをここにこれですと出せないことは残念に思います。しかし、これはいづれ来年年度の予算の中に当然出てくる。その段階ではすべてが明らかになる。もし、この事実が明らかになつたらいへん責任を——まあそのとき外務大臣がどなたか、総理大臣がどなたか知りませんけれども、たいへん責任問題が出てくる。それだけをここで明確に申し上げておきたい。

それで、いまの極秘の印の関係等は、私は関連です。それから終わりますが、あと横路委員のほうから明確にしたいと思ひます。

○横路委員 いま外務大臣から答弁があり、それから先日の七日の委員会でも、条約局長が、四三項の金額について、アメリカがどこから出すか、そんなことは知ったことじゃない。確かにこれはアメリカのことですから、どこからお金を出そうがそれは自由です。ただ、アメリカがこの三億二千万ドルの中からお金を払うということ、これは明らかです。返還交渉のアメリカ側の基本的な姿勢というのは、アメリカ側から持ち出しをするとはしないというのがアメリカ側の基本的な原則である、これもこの間の質疑の中で確認をされているわけでありまして。

そこで、一つだけちょっと確認をしておきたいのですが、この外務省の文書の取り扱いの中で、斜めに赤線で二本、そして極秘という判を押す、これはどういう種類の文書ですか。

○福田国務大臣 四百三十万ドルが三億二千万ドルの中に入っていることが確認されたというお話がありますが、あなたのほうは確認したかもしらぬが、私のほうはこれは全然確認をいたしておりませんから、日米間におきましては三億二千万ドルの中に四百三十万ドル、あるいはあなたはこれを四百万ドルとおっしゃいますが、そういうものが入つておるという了解は全然ありませんから、その辺は、何かあなたの話を聞いてみると、私がそれを確認したような響きがありますから、ちょっと訂正させていただきます。

○吉野政府委員 先生の御指摘の文書は、われわれは持つておりません。しかしながら、いま御指摘の斜めに二本線が引いてあつて極秘と書いてある、これは、その現物を見てみないとわれわれもはつきり申し上げることはできませんですが、電報の来電は、ある種のものは、そういう判のことなのか、そういうしるしがついておられます。

○横路委員 その確認したというの、アメリカ側がどこからお金を出さなければならぬけれども、それは三億二千万ドルの中から払われることもあり得るだろうという先ほどの御答弁があつたから、その点を確認をしたわけでありまして。いまアメリカ局長から答弁がありましたけれども、先ほど私が指摘した五月二十八日の愛知・マイヤー会談、それから六月九日のパリにおける愛知・ロジャーズ会談、特にこの愛知・ロジャーズ会談の中身は先ほど指摘をしたとおりで、いま御答弁があつたところによると、どうも公電の翻訳をしたもののようでございますが、先ほど橋崎委員から話があつたように、いまの段階で全部を明らかにすることができないのは、非常に残念でありますけれども、いずれにしても皆さん方はないというところをおっしゃつた。その責任というのは、これはアメリカ局長にしても、条約局長にしても、外務大臣も、どこまでもつきまといたいというところだけを明確に指摘をしておきたいと思ひます。

非常に残念に思ひますが、責任がどこまでも皆さんのほうについて回るといふことだけを私のほうからは指摘をして、私の保留質問をこれで終わりにしたいと思います。

○床次委員長 午後一時から委員会を再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時七分休憩

午後一時九分開議

○床次委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。橋崎委員の助言。

○橋崎委員 総理、よろしくお願ひいたします。

沖繩関係法案の衆議院段階における審議も、東海道線では静岡くらいまで来ておる。しかし、ずいぶん積み残しの問題もあつた。もうあと東京駅に着くかどうか、脱線しないようにひとつ……。

そこで、重要な問題ですから、総理に核問題について二点だけ伺ひをしておきたいと思ひますが、この沖繩返還協定を通じて政府のこれまでの答弁では、この協定の中に核抜きということが明瞭になっておる。とすれば、少なくとも日本に核を持ち込まないということはこの協定を通じて条約化されている、そのように解決してよろしうございませうか。

○佐藤内閣総理大臣 ニクソン大統領と私との返還に関するその協定、共同声明で、アメリカは日本の意思に反することはしない、本土並み、核抜き、早期返還、そのことを確認をいたしました。これは最高責任者同士の約束でございます。したがひまして、返還後において核はないということ、これはもう重ねて私は申し上げ得ると、かように思つております。同時にまた、返還後において核の持ち込み、これにつきましては事前協議の対象になる。過日もいろいろ問題が、この場で行なわれまして、どんなことがあつても、その事前協議に対してはノーでありますとはつきりお

答えをいたしております。またこの点については、衆議院の本院議の議場においても決議がなされておりますし、またそれに対して、政府は厳粛に声明をしておるわけでございます。どうぞその点は、御了承、また御安心をいただきたいと思っております。

○橋崎委員 私は、この協定を通じて、これは一つの条約でございますから、日米の間で少なくとも日本に核は持ち込まないんだということが、政府のたび重なる御答弁ではこの協定で明確になっているということですから、この核を持ち込まないということはこの協定を通じて条約化されている、そのように解釈してよろしゅうございませうかというのを私は伺っているわけですが、

○佐藤内閣総理大臣 結論だけ申せば、そのとおりでございます。

○橋崎委員 それからもう一点だけ。これは四次防との関係がありますから……

原潜の保有は非核三原則に触れる、このように理解をしておってよろしゅうございませうか。

○佐藤内閣総理大臣 推進力として原子力が一般化されておらない現状におきましては、ただいまのような解釈が適当だと、私、かように考えております。

○橋崎委員 原潜の保有は非核三原則に触れる。明確になったわけでありませう。

そこで、私は先般来保留をいたしました自衛隊の「海上輸送作戦教範」、内容は敵前上陸でありませうが、これはいわゆる統幕会議の発行した教範である。したがって、その内容を知っておるのは発行者である統幕会議議長が一番明確に知っておる。したがって私は、制服の方ではございませうが、当委員会に説明員としてお越しいただいて、いわゆるシビリアンコントロールの実態、あるいは国会が監視しておるといふその姿をこの当委員会でも明確にしたわけでありませう。それで、説明員として御出席をお願いしたわけですが、いろいろの観点から今回は見送ることになりました。私が、制服でありますがあえて出席をお願いした

ゆえんは、いわゆる国会での監視、コントロールの実態を明確にこの場でしなかったからでありませう。

そこで、この「海上輸送作戦教範」、これは、これを決定あるいは採用決定する際の内局との関係はどうなっておりますか。

○高瀬政府委員 教範を作成する根拠は、教範に関する訓令という長官の命令がございまして、この訓令に従いまして陸、海、空、統合幕僚会議それぞれ所掌につきまして、その事務について所要の内容を盛り込んだ教範をつくりまして、そうして長官の承認を得る、かような手続をもちまして決定をするということになっております。

○橋崎委員 そこで私は、この「海上輸送作戦教範」を問題にする前に、これが決定された時期が本年の二月、まさに久保・カーチス協定の交渉の時期である。そういう点で沖繩に対する自衛隊の配備問題とも重要な関連がある、私は、そういう位置づけでこれを問題にしたわけでありませう。

もう一ぺん、私どもの沖繩協定の位置づけというものを明らかにしたいと思ふんです。

例の六九年七月のグアムにおけるニクソン・ドクトリン、これを日本版にした、つまり日本化したものが私どもは同年十一月の佐藤・ニクソン共同声明である、このように思ふます。そして前文において、その共同声明を基礎とするというこの条項によつて、日米共同声明は沖繩返還協定へ条約化された。そしてこの沖繩返還協定の本質は一体何であるかという点、久保・カーチス協定という名の軍事協定である。つまり沖繩への自衛隊の配備である。そしてこの久保・カーチス協定を土地問題として裏づけておるのが、公用地暫定使用法という名の軍用地強制収用法である。また、この久保・カーチス協定を実力の問題として裏づけておるのが四次防である。さらに、沖繩へ配備された自衛隊の目標は一体何であるかという点、これがまたもとに戻って、佐藤・ニクソン共同声明の中の韓国・台湾条項である、このようにわれわれは見ざるを得ないわけでありませう。そしてこの

久保・カーチス協定と重要な関係がある四次防とは、一体どういう性格のものであるか。これはいままでの三次防が単なる装備の拡張であつたのが、四次防は十年間という長期の防衛構想に基づいて、その前半の五年間という意味を持った、つまりいわゆる防衛構想あるいは戦略、作戦を基礎にした装備の増強計画である、このように思ふざるを得ませう。そしてその戦略あるいは作戦構想の一端としてこの「海上輸送作戦教範」が位置づけをされる、そのように見ざるを得ないわけでありませう。したがって、そのもとになつておる四次防そのものについて若干の論争をいたしてみたいと思ふわけでありませう。

そこで私は、まず総理に伺いたいわけでありませう。

この四次防が原案として発表されたのは四月であります。それで、いわゆる四月以前の国際情勢と今日の段階、それから今日以降も含めましてアジアの情勢にどのような変化を総理としては見られておるか、それをお伺いしたいと思います。

○佐藤内閣総理大臣 アジアの状態はよほど変わつております。それはもう御承知のとおり、中華人民共和国が国連に加入したというその一事をもつてして、これをめぐる諸情勢がすっかり変わつてきた、かように御了承いただきたいと思ふます。

○橋崎委員 そうしますと、いま、すっかり変わつておる、私はその認識は総理と一致いたします。そのすつかり変わつておるといふこの情勢の変化は、日本の国防上の考えに影響を与えるだけの情勢の変化であると私どもは認識するわけでありませうが、総理はいかがでありませうか。

○佐藤内閣総理大臣 私は、わが国の国防上の問題は、ただいまのような点で非常によくなった面もありませう。またもう一つは、やはり心配の面もございませう。そこらにやはり私どもは、いままでとつていた国防政策、これに重大なる変更を加える、かような状態ではない、かように考えております。

○橋崎委員 そうしますと、さっきの御答えては、中国の国連復帰、国際社会への復帰、これに象徴されるように、すつかり変わつておるといふおことばでしたが、しかし、日本の国防上考慮すべきアジア情勢の変化とまではいかないという御認識でございませうか。——いや、これは一番重大なところでございますから、国防会議議長としての総理のお考えをお伺いしたいと思います。

○佐藤内閣総理大臣 そのとおりでございます。

○橋崎委員 そうすると、国防白書が発表された時期、それから四次防原案が発表された時期の——御存じと思いますが、中国の位置づけは、それだけとつても変わつておるわけですね。それだけとつても変わつておるわけですね、アジアにおいて日本がいよゆる防衛の対象とする——対象国ということばをよく使われておりますが、当然対象国の中に中国も入つておる。そうすると、中国のそのような国際社会における立場が変わつたということは、私は、十分やはり日本の国防上考慮に入れるべき要素ではなからうか、このように当然思ふわけですが、いかがでしょうか。

○佐藤内閣総理大臣 私は、現状においてまだ変更するような状態ではない、かように思つております。したがって、わが国はやはり自衛力、これは国力、国情に應じたものを持つておる、同時にまた、足らざるところは日米安保条約、これで補う、この基本方針を変える、かような状態ではございませう。いままでがあまりにも不整備というか、十分でございませうから、そういう点ではいまなお同じような状況でございませう。好ましい状況になつておることは、御指摘のとおり、私も同感でございます。

○橋崎委員 昭和三十三年決定の国防の基本方針、これの一番冒頭に、わが国は国連というものを尊重していく、これがあるわけですね。これはもう余分なことですけれども、国防の基本方針ですから、防衛庁長官としてはこの方針は明確に示さなくちゃいけない。先ごろの西村前長官の問題も

そこにあつたと思うわけですが……。

そこで、国防の方針を決定する、国連に中国が参加した、そういう国連の今日の状態というもの、尊重していくということになるわけですから、私は基本においては変わらない。そこも議論がありまされども、しかし四次防の、いままで四月段階で決定された、前文から入れて、これがすべて変わらないということになると、そこに非常に矛盾が出てくる。私は思いますが、その辺はいいかがありませんか。

○江崎国務大臣 先ほど総理から御答弁がありましたが、中国の情勢が変わったことは、日本にとつてまことに好ましいことだと思ひます。ただ、極東の真に平和な環境というものが定着するまでにはまだ期間がある、これは御理解いただけると思ひます。

そこで、現在われわれがこれから作業しようとしております内容につきまして、にわかにはどうかといつて変更をする一つの理由はない。ただし、この四月に発表いたしました以来、経済的な見通しにおいても変動が出てまいりました。したがひまして、この経済成長率に合わせて従来とも防衛計画が策定されてまいりましたので、そのあたりとにらみ合わせながら、多少の変更はやむを得ないのではないかと見当をしておるわけですが、

それから、御指摘の国際環境が変わつたではないか、変わったと思ひます。しかし、これが真に平和的な要素となつて定着するまでには、まだしばらくの期間がこれは必要となるわけでありまして、このあたりは十分検討の余地を残しておると思ひます。しかし、もともと自衛隊そのものが歴史も浅うございます。ゼロから出発したわけでありまして、国力に相応した一つの最低の防衛力、通常兵器による局地戦に対応できる程度の兵力、原則的にこれを充実にしようということになるならば、まだまだ足らざるものがたくさんあるという意味で、いま総理の言われたことは御理解願えるのではないかと思ひますが、しかし、

今後にかけてまして、極東の平和情勢がだんだん定着してくれば、長期計画でありますから、当然そこにそういう要素を取り入れて内容を検討するということはあると思ひます。

○橋崎委員 ここで外務大臣にちょっと伺ひしておきますが、国際情勢、アジア情勢とも関連をいたしまして、いま不幸な印パの戦争状態が現存するわけですが、この印パの情勢は、安保条約でいう極東の範囲の、つまり周辺に当たる事件としてこれを見ておられますか、いかがでありますか。

○福田国務大臣 さようには見ておりません。

○橋崎委員 それではこの印パの情勢がどのようになつて、これは一日も早く平和解決をわれわれも願うわけで、日本政府も国連においてその終結への努力をされたことを知っております。で、不幸にしてこれが拡大をして、あるいは国連が実力として動き出す、あるいは一方に關係があるアメリカ軍等が動き出すようなときには、これは安保条約との関連は起こらない、いまの御見解ではそのように考へておつてよろしいでしょうか。

○福田国務大臣 そのようによろしいと思ひます。

○橋崎委員 そこで十日の日に、水田大蔵大臣と江崎防衛庁長官、竹下官房長官、三者でお話し合ひをなさつて、四次防はやはり四十七年度から始めるということが決定されたと思ひます。見かけではあります。この三者會議の性格はどういう性格でございましょうか。またそれを開かれた理由は一体何であるのか。

○水田国務大臣 御承知のように三次防の期限が本年度をもって終る。来年度から防衛計画については計画のない状態に入ることになります。で、したがつて、防衛庁におきましては、この来るべき計画、四次防の立案についていろいろ骨折つておられたようでございますが、遺憾ながら現在の状態では、この四次防計画をきめることは、予算編成前には間に合わないということが

はつきりしてまいりました。そこで、これが間に合わないからといって、財政当局は何もしないでおるわけにはまいりません。さしあたり防衛庁の来年度の予算はきめなければならぬので、これをどうするかという打ち合わせをやつたというこれは会合でございます。

そこできまりましたのは、すでに新聞でも発表になっておりますが、計画的なものではなく、本年度で切れるものであるからして、あきのないように、本年度末、三月一ばいまでこの防衛計画はきめよう、できるだけ年度末までにはきめることにしようということが一つと、しかし予算編成には間に合わないで、編成のしかたとしましては、いまの防衛庁の実情に基づいた予算査定を私どもはする、現状に基づいて来年度当然かかるべき経費を計上するということ。もう一つは、防衛庁の予算は特殊なものでございまして、長期計画を伴わなければ単年度予算としてきめられぬという部門がございまして。たとえば、飛行機の問題でございまして、何年間に何機大体生産するといふような長期的なものがきまらないという、来年度の発注機数といふものがきまらない。こういう長期計画と関連のあるものが二、三ございまして、これはこれとして別個に、そういう問題の予算折衝は別にきめましようというところでございまして、こういう問題は別個の問題として、来年度の予算編成のときに防衛庁との相談で大体きめたいと思つております。そうしますと、今度きめる予算といふものは、四次防の予算ではございせんが、しかし長期計画の一、二のものは、四次防的な計画が入り込んでくる。これはこういう性質の予算になると思ひますが、四次防計画はできておりませんから、それに基づいた予算といふことにはならないだらう、こういう了解をお互いに得て、私のほうはその了解に基づいてこれから作業を開始するということ

をきめたわけでございます。

○橋崎委員 どなたが開こうとおつしたのですか。

○江崎国務大臣 これはもう当然防衛庁側として大蔵大臣に提議したわけでございます。

○橋崎委員 いまの三者會議の決定の効力と申しますか、決定力とでも申しますか、それはどの程度あるのですか。

○江崎国務大臣 いま大蔵大臣が詳細に説明をいたしましたように、今後の具体的な予算折衝に入る大筋といふものは、をこなしただけでありまして、四次防を来年度から発足させるこの基本方針は、きまつたわけでありまして、内容については、四月に発表したものをも十分検討する、それは先ほど来の質疑にあるようないろいろな状況等も十分勘案しながらやつていこう、こういうことになると思ひます。

○橋崎委員 それは重大な御発言だと思ひます。その程度の三者會議で、四次防の基本方針がきまつた、ほんとうですか、それは。

○江崎国務大臣 私の発言にもしつぱりなれば補足したいと思ひますが、四次防を四十七年度から始めるということについて事務折衝に入ろう、こういう方向をきめた、こういうことではございません。

○橋崎委員 方針がきまらずにどうして事務折衝だけ先ばしするのですか。ここに私は問題があると思ひます。方針がきまらずに、それから事務的な折衝が始まる、こうではないでしようか。私はいやなことはいいたくないですけれども、大蔵大臣と防衛庁長官は非常に懸念な件ですから、まあちょっと会つてまあよろしゅう頼む程度のことではないと思ひけれども、あのような三者會議、あのような會議でこの四次防の基本方針がきまつたと思ひます。私はこれはたいへんな問題である、これは国防會議議長としての総理大臣も見がすことのできない問題だらうと思ひます。よ、方針がそこできまつたと思ひます。

○江崎国務大臣 これはどうも誤解のありませんように。方針がそこできまつたわけのものじゃありません。官房長官も一緒でしたが、閣議後のごく短時間の間の話ですから。当然、防衛庁の一つの

原案の原案みたいなものは発表しておるわけでありませんが、それに再検討を加えて、なお事務的な具体的な折衝に入る。これは植崎委員御承知のとおり、一年延期したらどうか、いろいろな記事が新聞等にも大きく出まされて、一体始まるのか始まらないのかという疑問も世上に与えておられます。したがって、これは景気がスローダウンしたから今度は予算をやめておこう、また今度、再来年になれば事情が好転したからにわかには予算をつける、そしてここにあるものを右から左へ買ってくる、武器というものはそういう性格のものじゃありませんので、そこで今後やはり継続していかうということ、事務折衝に入ること、話を合した。方針については、いま大蔵大臣からも申し上げましたように、年度内にきめることをめどとしておることは御承知のとおりであります。

○植崎委員 それで、総理お聞きのとおり、これは与党の中でも、国際情勢あるいは日本の経済情勢を考慮して、この際は一年延期したらどうかという有力な意見もあるわけですね。それから第一次防衛力整備計画、これは三十三、三十四、三十五の三年間、第二次防衛力整備計画は、三十六年を一年飛ばして、三十七年から四十一年まで、こういう過去の経過もあるわけですね。だから、こういうふうに議論が一応ある程度出てきて、そして時期的にも、もし来年度から四次防衛を始めることすれば、当然第一年度、四十七年度の予算から盛り込まなくては行けない、時期的にももうこれはぎりぎりのところになっておると思うわけです。それで、もう総理も御案内のとおり、これを決定するのは国防会議であります。もう国防会議を開いて御方針をおきめにならぬと、事務的な折衝だけでは限界があるかと私は思うのです。いつごろこの国防会議をお開きになるおつもりなのか、総理の御見解をお伺いしたい。

○佐藤内閣総理大臣 私は、いま、国防会議を開くことについてたいへんあせっております。しかしながら、御承知のように、ただいまのことと

り国会でくづつになっておりますので、ただいまのような余裕がございません。そのことはひとつお認めいただいて……。国防会議をおろそかにしておるわけではございません。また、先ほど来のは、いろいろの御理解はいただいておりますが、私の国防会議の議長として考えますのは、来年度予算を編成するにあたりまして、いままでの長期計画は長期計画、とにかく来年度予算はつくらなければならぬ。ことに、だんだん兵器、武器等が時代おくれのものがございますから、こういうものを交代するような段階にきております。したがって、それは一年ばかりの間にいたしましたとしても、そういうものでたいたいの予算要求をする、こういうことを防衛庁長官、大蔵大臣さらに官房長官が立ち会って相談をした、かように御理解をいただきまして、これをもって直ちに四次防衛の一部をこれと実施だとかあるのは四次防衛はたな上げになっておるとか、かように言われないうちに、これとは違ふ、とにかく将来四次防衛ができれば四次防衛の一部をなすだろう、かように御理解もいただきたいと思っております。また、だ四次防衛そのものが具体的に国防会議の議題にもなっておりませんから、ただいまのように早期に、早目に四次防衛の計画を立てるために国防会議を持て、かような御要望だろうと思っておりますが、政府としてもその点はいかがしたらいいか、しかし来年度予算を、この予算編成期におきまして四次防衛ができないからといってこの予算要求をしない、こういうわけのものではないので、ただいま申し上げるような観点に立っていただきたいと思います。かように御了承いただきたいと思っております。

○植崎委員 私は四次防衛が決定されないと来年度の防衛予算が組めないとは言っていないのです。それは引き継ぎの分もあるでしょう。しかし、四次防衛が来年から始まるということになるれば、あとで私明らかにしますけれども、いろいろ新規のやつがあるわけですね。だから、四次防衛の方針を決定しないと、結局は三次防衛の引き継ぎの分だけの予算編成しかできないのではなからうか、このように私は思うわけですね。

○水田国務大臣 さつき防衛長官からお話がありましたように、私もものが一年延ばすとかいうようなことをきめたとか何とか、そういう事実はございませんが、そういうふうな伝わりましたのでみな間い合わせが非常に多くて、どうかというふうなこともございましたので、この問題についての意思統一をしなければなりません。したがって、これは御承知のとおり、防衛計画は国防会議がきめる問題でございますので、私もこれに延ばすとか延ばさないという権限はございません。したがって、これは三次防衛の計画を終わったら当然次の長期計画を問を抜けないようにやるのが常道でございますので、それは国防会議にやってもらうために防衛庁もできたら年度末までにこの計画がきまるように努力するということをきめただけでございます。私のほうはそれができるときには関係なく来年度の予算はとにかくきめなければならぬので、その予算の査定はこういうやり方でやろうということを防衛長官ときめたということでございます。

○床次委員 植崎君、補足質問でありますから、じゅうぶん時間を考えて御質問いただきます。○植崎委員 議論すればたいへん問題のあるところですね。おわかりのとおりだと思っておりますが、いまも委員長から御注意がありましたから……。やはりこれは国防会議でどうするかはきめられる、方針はきめられるものである。

そこで、中曾根長官時代に、もうこれからは一応の長期の防衛構想を持って、そして計画を立てていかなければいけないということで、長期とは一応十年だ、十年の防衛構想を決定して、そしてその前半の五年間という意味で、つまり、防衛構想に基づいた計画ということで新防衛力整備計画という名になっておった。ところが江崎長官のお話を聞くと、日曜日のあの討論会では、第四次防衛力整備計画と呼ぶことにしましたとあなたはお答えになったようですが、いつの間にかそう変わったのですか。

○江崎国務大臣 これはきめたわけではないのです。党側の要望が、第四次防衛整備五カ年計画と――従来五カ年計画という名称が入っておりますが、わがかりやすいように五カ年計画と入れたらどうか、こういう意見があることを紹介したのであって、こういう名称などについても年度内に正式にきめていく、こういう段取りになると思っております。

○植崎委員 それでは十年の防衛構想、中曾根長官時代にきめられたそれは、まだ変更はあつてないわけですね。

○江崎国務大臣 先任者の意向でありますから私も十分尊重はいたしますが、これは正規の機関できめたものではない、そういうふうに承知をいたしております。そればかりか、この十年の構想に立つというところは、通常兵器による局地戦以下の戦闘にたえ得るという、そういう意味を含めての十年と思っておりますが、国際環境は御指摘のとおりいろいろ変化してまいりますので、十分機宜の措置はとっていかねければならぬと思っております。

○植崎委員 中曾根前長官は、新防衛力整備計画に関連をいたしまして、その平均的なGNPの問題について、ことしの五月三十一日、防衛生産委員会、これは経団連ですが、講演をされております。ここに議事録がありますが、その中で「GNPの二〇％程度までは防衛費として出す、こ

これは国際常識からいへばあたりまえのことでしょう、しかし日本のナショナル・コンセンサスという点も考へてみて、われわれは〇・九%前後、そういう程度でよからうと考へて、今度のわれわれの計画は〇・九二%になっているのであります。これはいづゆる人件費分も含めての五兆八千億の金額。

そこで経済企画庁長官、ちよつとお伺いをしておきますが、新経済社会発展五カ年計画、これは六カ年になって昨年から始まつておるそうでありま。この五カ年計画——六カ年になります、これはたしかGNPの平均を一〇・六ぐらいに見ておられたはずであります。しかし、今日の経済情勢も入れてこれは当然変更されるとわれわれは見わけですが、どのような考へでしようか。

〇矢野政府委員 現行計画はたゞいま御指摘になりましたように、昭和四十五年度から五十年年度までの六カ年計画で、年平均、実質値で一〇・六%、名目値で一四・七%であります。現在なおその計画は存続しております。

これが見直されるかどうかというお話でありましたが、いろいろ内外情勢の変化もありますので、経済審議会にことしの春から幾つかの委員会をつくりましてこの情勢の変化、今後予想される問題点について現在研究を始めております。いつ、どういう形で改定するかということは、現在まだきめておりませんが、研究はすでに開始しております。

〇植崎委員 そうすると、四十七年度のGNPは実質どのくらい見られておりますか。

〇新田政府委員 四十七年度のGNPを含みます経済見通しにつきましては、ただいま四十七年度の予算編成と関連しまして、作業検討中でございまして、まだ成案を得ておりませんので、明確にお答え申し上げることはできない状態でございます。〇植崎委員 全然予想もできないというわけですか。

〇新田政府委員 現在、いろいろ作業中でございまして、的確な数字をもつてお答え申し上げることはできないわけでございます。

〇植崎委員 では、このくらいであるべきだという一応の目標はお持ちですか。

〇新田政府委員 いろんな数字がございますけれども、非常に大ざっぱに申し上げると、名目で約九十兆ぐらいになるのじゃないかと思ひますが、まだはっきりした数字がございせん。

〇植崎委員 大蔵大臣は大体どのぐらいの率であるべきだ、あつたがいんだ、四十七年度GNP。どのような考へでしようか。

〇水田国務大臣 いま、企画庁の作業を私のほうは待つておるところでございます。これがやはり予算編成方針のものになるものでございまして、ただいまこの作業を待つておるところでございます。私のほうのこのくらいという希望はちよつといまのところ申し上げないほうがよろしいんじゃないかと思ひます。

〇植崎委員 そうすると、結局まだわからないし、このくらいであつたほうがいいということもわからない。たいへん私はこれは問題があると思う。

そうすると、中曾根長官のあの論法をもつてすれば、これはGNPの平均〇・九二と言つておるのですが、こういうことは全然もうこれは基礎にならないですね。江崎長官はどのような考へでしようか。

〇江崎国務大臣 たとえば、防衛庁自体におきましても、四月に発表したもの、本質には影響がない形にしろ、多少の減額をしていかなければならぬと考へたのも、いま議論をされますそのあたりの考へも入れていることでありまして、そういう考へ方に立つておるわけですから、御了解願ひたいと思ひます。

〇植崎委員 そうすると、三者会議では、とりあえず四十七年度の防衛費のお話をされたわけですか。四十七年度はどのくらいの伸び率と考へておられるのですか。

〇江崎国務大臣 いや、とてもそこまで議論する時間ありませんでしたし、また、いま現に企画庁及び大蔵大臣の答弁でもおわかりのとおり、こういう事態ですからやはり年度内ということにしたわけでございます。のみならず、これは年内、なかなかお互いにかういふかつこうでありますので、時間を見て旺盛にひとつ、この審議でも終りまして取り組んでいくわけですが、相当これは骨の折れることだと思つております。

〇植崎委員 減額をしないかやらないか、スローダウンをしないかやらないかということは、大体そのようでございますが、そうすると、巷間いわれております大体五、六千億程度はスローダウン、削減しなくてはいけないのではないかと、見当はその辺ですか。

〇江崎国務大臣 一応そういう試算がないわけではありませんが、これらについても、まだ全然固まつておりません。これからということでございます。

〇植崎委員 私は、いま主として財政面、GNPとの関係から当然これは変わるべきで、削減されるべきであると思ひますが、これはわき道の問題であつて、やはり本筋は、総理も冒頭言明されましたとおり、アジア情勢は、中国の国連加盟を中心としてすつかり変わつておる。この情勢も当然私はこの四次防の手直しの中に入れられるべきである、これが私は本筋であらうと思ひます。その辺、ひとつ江崎長官の明確な御見解を承つておきたいと思ひます。

〇江崎国務大臣 長期計画でありますから、これは十分検討を要する問題だと思ひます。しかし、さつきも申し上げましたように、ほんとうに安定が定着する、これにはまだ相当日も要することでありまして、その辺等にもらみ合わせて検討を加えてまいりたいと思ひます。

それから、もし将来情勢がほんとうに平和な形で安定が定着したという場合には、ゼロから出発した、まだまだ足りない面の多い自衛隊のことでありまして、たとえば、隊員の処遇の

改善、世の中豊かになつたわけですから、隊舎の改築とか、二段ベッドを一段にしていくとか、あるいは民生協力ですね、こういった面に積極協力ができるような措置を講ずるとか、研究開発を進めるとか、教育の制度一つをとつてみましても、必ずしも十分なものはないと思ひます。で、そういう内部を充実するようなほうに目を向けていくことができれば、これは非常にいいことだといふふうに考へておりますが、すべてそういったことも今後慎重に検討をしていきたいと思ひます。

〇植崎委員 私は江崎長官のこれまでの政治的な立場から考へて、われわれと、それは安保条約に対する考へ方は違つても、事実関係について、たとえば、国際情勢の見方等については大いに一致するところがあるのではなからうか。したがつて、そういう面では期待するところが大きいわけですか。

そこで、時間ありませんから先に進みますが、せんだつてコナリ長官が見えました。そして輸出規制の問題とかからんで、四次防の国産化率の一部修正という相当強い要請があつたはずであります。通産省は若干の手直しをするということに踏み切つたとわれわれは見えておりますが、具体的に申し上げます。XT-12はどうなりますか。

二番目、早期警戒機AEWはどうなりますか。〇久保政府委員 国産化率の問題は別にいたしまして、いまおあげになりました二つの問題については、T-12もAEWも、原案どおり国産で購入、AEWは研究開発をして、装備については将来に待ちたい、こういうことであります。

〇植崎委員 そうしますと、四次防の計画によると、XT-12は高等練習機としては八十機、これは約四千億円、それから対地支援戦闘機として使うXT-12は百二十六機、計二百六機を調達する、この計画は変わらないというところであるのかどうか。もう一つ、それからAEWでございすが、これは二十機ないし三十機という当初の予定でございます。これも変わらないかどうか。

○久保政府委員 T-2、FSの総機数、これは四次防期間中におそらく変わってまいりましょ。総額が削減されれば、二百六機を四次防期間中に調達することはおろそかにできないであろうと思います。それからAEWの装備の機数の問題については、これは四次防では全く決定してありませんで、研究開発の方向だけをきめておる。装備の機数そのものは五次防の段階でおそらく問題として出されるであろうと思います。

○橋崎委員 そうしますと、今度は観点を変えまして、三次防の国産化は大体八七%、輸入は、これはほとんど米国でございすが、八%、FMS、これはアメリカからの有償援助の分でありすが、これは五%、これを四次防では、この国産化率は九〇%にして、そして輸入のほうは七%、FMSのほうは三%、この七%、三%、合計一〇%は大体八億ドル見当という内容であったわけですが、この国産化率九〇%の原案は、これは下がるわけですか。

○黒部政府委員 ただいま先生から御指摘ありました九〇%の数字は、防衛庁の全調達の中で、国内から調達するもの、一般輸入のもの、それから先生御指摘のFMS、かように三分類いたしました。その場合に、国内調達がおよそ九〇%である、こういう意味でございす。

それからもしこれを、たとえば国内の業者でございすが、実はライセンス料を払う、あるいは部品を輸入するという面がございすので、これをやや正確に、さような外貨払いの面をとらえまして計算いたします。これは全品目についてはできませんで、主要の装備品だけにいたしますと、三次防期間中には八〇%、七六%程度というのが実績でございす。四次防ではこれがあいるいは若干上がるかと思いますが、四次防全体の計画はまだ確定いたしておりませんので、どのような数字になるか、お答えできないわけでございます。

○橋崎委員 大体方向としては通産省、どうでしょう、この国産化率をいゆるダウンさせる

という方向に向かっているのじゃないですか。そこで輸入分とFMS分、大体八億ドル程度見込まれておったのを、この手直しによって十億ドル程度に大体持つていくというのが通産省の大方の意見じゃないのでしょうか。

○矢島政府委員 先ほど先生が、先般コナリー財務長官が来まして、そういうような話があったというところから、通産省の考え方がどうのこうのというような御指摘でございすが、先般コナリー財務長官が来た際、実は私も立ち会っておったわけでございますが、御指摘のような要求はなかつたわけでございます。いづれにいたしましても、現在通産省としては、この輸入をふやすとか、あるいは国産をどうするとかということについて、まだ特に御指摘のような考え方を持っておらないわけでございます。四次防全体として検討中の状況でございす。

○床次委員 橋崎君、だいぶ時間が過ぎましたので、どうぞひととつ……。

○橋崎委員 そろそろ結論に入りたいと思ひすが、それで私は、四次防の内容をいまの国際情勢に合わせるべきである、特にアジア情勢、言われどおるとおり、アジア諸国に少なくとも軍国主義化の傾向ありというふうな脅威を与えないためにも、この四次防の内容から、われわれが考えたただけでもこれはおかしいではないか、これは外国領域をねらう兵器とそれらの国から思われてもしましたがないものが入っております。ちよつと羅列してみます。

たとえば八千トン級のヘリ空母、これは大型対潜兵器HSS2、これを六機積む、これは予定では二隻ですが、そのとおりになるのかどうか。

それから揚陸艦、上陸用舟艇です。三千トンクラスの揚陸艦といえは相当のものです。これを三隻予定をされておる。これがこのままになるのかどうか。

あるいはVTOL、これは垂直で上がっていく戦闘機、この前名古屋の航空ショーに來た例の英國のホーカーシンドレーのハリヤーですか、これを

購入するということは、今後空母をつくるその建造の準備と関連をしてくるわけでありす。これは非常に有力な戦闘能力を持った戦闘機でありまして、直接いゆる対象国を攻撃する能力を持ち得る。

それからPXL、これはどうなるのか、開発の着手は四十七年度からになっているが、もちろんP2Jのこれは後継機であります。そしていま開発でその目標となっているのは、いわゆる四発のジェット機、最大速度約九百キロ、航続時間十数時間、搭載兵器は約六トン、これは言うならば重爆撃機並みの大型機になるわけですね。それからもちろん潜水艦九隻、これは全部いわゆるディアドロップ型ですね。

それから給油機を持ちますね。これがまた六機予定されておる。これは一体何ですか、これは足を長くするためでしょうか。一体どこまで足を長くすれば気が済むのですか。この給油機を購入するなんというのも、これは非常に外国に対して脅威を与えらると思ひます。

それからRF4E、これは一体どうなるのか。そしてRF4Eは沖繩配備を考へていられるのかどうか。

以上まとめてお伺ひしておきます。

○久保政府委員 DLH、LST、これは検討いたします。したがいまして、隻数などが変わってくる可能性はあります。

それからVTOL機は、四次防では全然組上に乗せておりません。

それからPXLは四十六年度ですでに研究費が入っております、現在継続中でありすので、これは今後も続けてまいりたい。ただしスピードその他PXLの飛行特性からいたしまして、近代の重爆撃機として当然不適格であろうと私は思ひます。

それから潜水艦の隻数については、これは検討の対象になります。

それから給油機六機というお話でしたが、これは四次防で全然載っておりません。

それからRF4Eは、沖繩配備の計画はございません。

○橋崎委員 私は、少なくともいまあげたような兵器というものは、これはアジアの国際情勢から考へて、長官、これは再検討の必要があると思ひます。われわれは、これはもちろん反対でありますけれども、一歩下がって専守防衛といわれる際にも、この種の兵器は必要はない、このようにわれわれは考へるわけでありす。

そこで、詰めに入りますけれども、せんだつての海上輸送作戦、これは長官もごらんになったでしょう、総理はいかがでしょうか。せんだつて問題にしました内容は、敵前上陸作戦教範でありすが、これはごらんになりましたでしょうか。

○江崎国務大臣 この間、事務説明のときに概略は私、見ましてございすが、どうも時間的にひまがなくて、十分全部読了するというわけにはまゐりません。これは敵前上陸なんという性格のものではもちろんなくて、国内において味方の陣地に輸送をするということがあくまで想定の基本になつておりまして、どうぞ誤解のないように願ひます。

○橋崎委員 私は誤解もハチカイもしてないのです。私は幕僚会議でつくられたこれを問題にしておるのであつて、これをお読みになりましたか、想定のところ。いや、長官に聞いているのです。お読みになりましたか。味方のところに、国内のところに輸送するのだとおっしゃいましたけれども……。

○江崎国務大臣 そういうことはまだ具体的に拝見しておりません。

○高瀬政府委員 ただいま問題になつております「海上輸送作戦教範」の内容につきまして、御説明をさせていただきます。

この教範は御承知のように、陸上自衛隊の隊員とかそれから陸上自衛隊の装備とかを海上自衛隊の船でもつて輸送をする、運ぶ、その陸と海との共同関係の規定したものです。したがつて、これは統合幕僚会議でやる、こういうふうになる

わけです。共同作戦を書いたわけですが、内容はそういうことです。

それから、敵前上陸というお話ですが、これは敵前上陸ではございませんで、陸の部隊、陸の装備品がある地域からある地域に海の船で輸送をする。そういう敵前上陸を考えておるものじゃありません。ただこの共同作戦の場合、有事の際を考えますので、潜水艦が出てきたりなんかすること、予想されますから、そんなことは注意をしないといふようなことは書いてございませんで。敵前上陸といううなことはございませんで。したがって、先ほど申しましたように、海外に出て云々というものは、これは日本のある一定の地域からある一定の地域に出ていくということ、ございまして、この教範の中にも、たとえば陸の方面総監の担当する区域から他の方面総監の担当する区域とか、あるいは海上自衛隊の地方総監の警備区域から他の海上自衛隊の地方総監の警備区域といううなことで、国内のことをもつぱらやっておるわけでありまして、もちろん先ほど申しました敵前上陸ではありませんで、海外に出るものではないとございませんで。

それから、先ほど申しましたように、教範は長官の訓令に従いましてつくりましたもので、言うまでもなく、憲法を守り、国土防衛に徹するという原則に従ってつくられているものでありまして、海外に出るといふようなことは毛頭考えられない性質のものでございませんで。

○補給委員 この教範は一冊しかないというお話ですから、ごらんになってないはずですよ。いまのようないいことじゃないのですよ。いいですか。「海上作戦輸送は通常制海及び航空優勢を確保して行なうが、作戦間、敵航空機及び潜水艦による攻撃、並びに機雷による脅威が予想される。また、発地及び着地は味方の支配する海岸または港湾であるが、ゲリラ活動、謀略活動等については考慮する必要がある。つまり制海及び航空優勢、これは主語がないですが、だれが確保するのですか。

○高瀬政府委員 制海、制空のお話が出てまいりますが、先ほど申しましたように、この訓令は有事の際のことを考えますから、制海、制空というものが出てまいります。制海、制空につきましても考えなくてはならないのは、当然空、海の自衛隊であろうかと思ひます。

○補給委員 あなたは幕僚会議じゃありませんね。これは航空自衛隊がやるとあなたは断言できますか。そうじゃないでしょう。これは米軍じゃないですか。さっきあなたは、かと思ひます、そういうあいまいなことじゃだめですよ。

○高瀬政府委員 この教範は、先ほど申し上げましたように、陸海空の自衛隊の共同関係を規律したものでございまして、米軍がどうこうということまではこの教範は考えていないものでございませんで。

○補給委員 ちょっとそこへすわってございませんで。

大体制海、航空優勢が確保されるような状態ならば、敵から国内に上陸されますか。何を言っておるのですか。こんなでたらめな想定をしてはいけませんよ。こういう制海、航空優勢が確保されるような状態なら敵から上陸されるわけはないのです。あなた、そうでしょう。何を言っておるのです。こんなでたらめな想定やっちゃいけませんよ。だから当然これは、たとえば例でございませんで、韓国で問題が起こった、こういう状態のときにこの想定はびつたり当てはまる。だからできもしないことを想定に書いていけませんよ。

だから、こういう想定で海上輸送作戦をやるといふこと、それから——総理はこれを見てくださいます。これが敵前上陸でなくて何ですか、この絵は——私はまだ終わってございませんで。だから、この内容は完全な敵前上陸作戦です。ずっと読んでございませんで。こういうでたらめな想定を私は、江崎さんは今度なられた長官だからこの二月の段階では責任者でなかつたからやむを得ませんで、ども、こういう教程というものは、これは教程によつて実戦訓練をやるのですから、私は内局あるいは長官がこの種の教範はほんとうに目を通して

いただいて、これはおかしいではないかというチェックをしてもらわないと、いわゆる制服組が独走しますよ。そうしてこういうことがいわれる。沖縄配備の自衛隊の問題とかからんでくればどういふことになりませんで。歴史をひもといてください。台湾にかつて日本軍が進駐したときには、まず沖縄に六百人の軍人と警官が行つたのですよ。それを基礎にして台湾に進出したのです。歴史を知つておるでしょう。だから今度沖縄に六千八百人の自衛隊が行く、この目標は一体何であるか。そうすると共同声明の台湾条項と韓国条項が非常に問題になつてくるのです。そうしてこういう教範がそのころ出てくる。それを私は問題にしておるのです。これはひとつ——もう時間がありませんから、私はこの点は長官ひとつ十分検討をしてみたいと、こういうことがあるから私はいわゆるアジアの諸国から軍国主義復活のいわゆる脅威を云々されるのです。これはほんとうに読んでください。そして私はこれに對する長官の最終的な御回答を明確にいたしたいと思ふのです。

○江崎國務大臣 私、実はまだそれを拝見しておりませんで……（不勉強だ、不勉強だ）と呼ぶ者あり）まことに不勉強だと思ひます。しかし、御指摘がありましたからこれも至急ひとつ十分慎重に検討を加えたいと思ひます。

ただ、この場合はあくまで部隊を送る、機材を送る、それを陸海空総合的にやる。時にまた妨害があつてもそれをスムーズにするための要綱というふうにして私承知してございませんで。

それからまた、そういういろいろな想定は千差万別、いろいろな場合があるわけですから、したがつていろいろな機宜の措置をとるようによつて、いふこともこれは御理解を願ひたいのですが、あくまで海外派兵はしない、これはもう厳然たる事実ですから、いまの想定によつて国外派兵をするだの敵前上陸をするだの、もし敵前上陸なんといふようなことがあるなら、それは日本の国土の一部が敵に占領された場合、そこへ向かつて上陸するといふことはあるかもしれませんが、よそへ

出ていくなんといううなことは、これはもう繰返し今日まで述べてきておる通りに断じてありませんので、御安心を願ひたいと思ひます。

○補給委員 長官は読んでないから、読んでないならいふようにお答えになつたほうがいいのですよ、頭で想像されなさい。こういう大船団を組めるような状態のときは、国内が占領されておつたらこんな大船団は組めませんで。これを読んでくださいよ、この想定からいって。だから私は、これはだれが読んで敵前上陸とか思ひませんで。こういう大船団をゆうゆうと組んで行くような状態なら、日本の国内はまだ外国からいかれていないときだ。外国からどこかが占領されておるような緊迫した状態ならば、こういうゆうゆうと書いた船団が組めませんで。だから、できないことを書いてはいけませんよ。また、できないことをしてはいけません。もし私が言っているのが間違ひなら、これは当然いわれる韓国、台湾条項がひつかつてくるのです。それならこれは生きてきますよ。

そこで、この中に具体的に書いてあるのですよ。この前も言ったとおり、民間船を雇うようになつて、ネバダ、キャンベラ、ブラジル、スエズ、パナマ。これはあれですか、このようなきときはこういう船を雇うといふことですか。このようなきときはこういう船を雇うといふことですか。お話しなさつていらつしやるのですか。かつてにこういう船をおあげになつたのですか。

○高瀬政府委員 教範の中にただいま先生が言われましたような船の名前が確かに載つております。これは先ほど申し上げましたように、陸上の隊員や装備品を送る場合に、どの船にはどんなふうに乗せるとか、どの船にどう乗せるといふようなことで、一例と書いてあつたはずでございませんで、例示としてネバダとかキャンベラとかという名前があつておりますが、これはそういううな船を具体的に予想したわけじゃございませんで、またどこから雇うといふことも考えたわけじゃなく、ただ例示として船の名前をおあげたわけでご

ございます。したがって、いま先生言われまじうように、特に契約をしているとか、具体的にそういうような船があつてそれを考えているとか、そういうことじゃございません。一例として、書類をつくる書き方としてこう一つずつあげた、こういうことでございます。

○橋崎委員 だめですよ、あなた。これは作文ですか。教範でしよう。この教範によつて制服は訓練するのですよ。だから当然想定しているのですよ。それが証拠に、この前もあげたでしょう。四十三年度の海上自衛隊の演習では、具体的に英雄海運の船を雇っているではありませんか。そのときはタンカーを用船しているのです。そしてどういふふうに今後すると書いてありますが、一たん緊急の場合を想定して、あらかじめ船会社と契約をして、そしてその船に乗る船員の素行調査までもしておく必要があると言っているではありませんか。私は架空のことを言っているのじゃないのです。私はこういう会社へ行つてみたのです。びっくりぎょうてんして見ますよ。冗談じゃありませんよ。それはそうでしょう。ところが、自衛隊ではちゃんとこれを想定している。そしてあなたの方の船は緊急の際はこういうふうになるのですよと言つたら、びっくりしてましたよ。これによつて訓練しているのだから。もししていなかったらこういう教範はやめなさい。だめですよ、そういう答弁では。

○高瀬政府委員 繰り返しになりますが、そこにある表は表としての書き方の一例をあげたわけでございます。かりに先ほどのように船会社にそういう船のほんとうの名前があらましたならば、たいへん私も迷惑をかけたということになるわけでありまして、そういう船を現実には調べまして、これを予定して書いたわけじゃございませんで、ほんとうに何と書いてあるか、一例として、例示として表をつくる上で書いたということでございます。特にこの会社の船で何トンの船というふうなことを考えたことでもありませんし、それからそういう会社と特に契約をしているとい

うようなことではございません。

○橋崎委員 あなたがこの教範をつくっているのじゃないのですよ。だから私は幕僚会議の議長を呼びつけたのです。あなたがつくつておられるのじゃない。いいですか、単に思いつきでこの船をあげたんじゃないんです。この船の内容をこの前言ったでしょう。いいですか、キャンベラ、関西汽船です。四千八百三十九トン。これは香港航路の定期船なんです。貨物船。それからスエズ、これは三井商船、八千五百一十トン。これはニュージランド航路です。貨客船。パナマ、これは三井商船、九千九百一十トン、中近東航路なんです。貨客船。こういうものをわざわざ選んでおられるでしょう。架空でやっているのじゃないです。だからあなたがそういう答弁をするならば、私はこの教範をつくつた責任者を呼んでもらわないとほんとうの問答にはなりませんよ。単に例示で、思いつきであげた。冗談じゃありませんよ。具体的ですよ、問題は。

○江崎国務大臣 これは私も関係者によくうたしたわけですが、あくまで仮定の名称だというふうな内部から私にも言つておるわけでございます。そこで、さっきの想定等について行き過ぎがないかどうか、これはいま大いに議論のあるところだと思ひますので、私、拝見しまして慎重に検討したいと思ひます。

○橋崎委員 この教範は非常に具体的です、お調べになつたらわかりますけれども、そうして用船までも具体的に実在する船をちゃんとあげておる。それが単なる例示でないことは、先ほど申し上げたとおり、実際に海上自衛隊としては、四十三年度の海上自衛隊の演習で明確なごとく、船を実際に雇つて演習している。そして今後こういうことが起こるから民間船の協力を求めるためにあらかじめ民間船会社と契約をしておいて、いざというときにすぐ用船できるように、しかもその船の船員の素行関係も、これは問題があるところですが、素行関係もあらかじめ調査しておく必要がある。長官、こういうことになつておるのです、海

上自衛隊の方針としては、具体的なんです。非常に具体的なんです。だから単なる例示じゃないのです。

○江崎国務大臣 十分検討したいと思ひます。

○橋崎委員 長官がなられる寸前の、例の西村長官のときに私はこれを出したものですから、その直後あなたがなられたので、これは十分お調べになつていないかもしれない。ここでそれを要求するのは無理かもしれません。しかし事が重大でありますから、そうして私はこの久保・カーチス協定の交渉の時期にこれがつくれたという点を非常に問題にしているのです。つまり沖繩への自衛隊の配備問題とからんで非常に重要でありますから、この沖繩返還協定、参議院段階も通じてこの協定が審議されておる中で私は明確にいたしたいと思ひます。

そこで、これも含めて最後に総理に御見解を承つておきたいと思ひますが、先ほどから申し上げておるとおり、この四次防は、実際問題として、事務的にも四十七年度というのは四次防の第一年度とはもうなり得ないわけですから。そして先ほど江崎長官もおっしゃつたとおり、一応中国の国連加盟の問題がこれあり、アジア情勢の変化はあつて、これが平和の方向へ定着するかどうかはもうちょっと時間をかけてみないとわからないという御答弁もありました。しかし、四次防というものはこれから五年先を先取りするのです。とすれば、固定化されてしまいますから、私はこの一年間の相違はございますけれども、ここで何とかこの四次防の一年延期、そしてその間にじっくりその問題を検討して、国際情勢も含めて、その十分な結論を出す必要があるではないか、これが第一点であります。

第二点目は、先ほどの上陸作戦の問題も含めて、国防白書が出されました。これは私も予算委員会でも総理とやり合いましたとおり、閣議決定ではないのです。閣議了承と申しますか、そういうことばでした。閣議決定ではない。つまり

防衛庁発表の白書であります。そうしてあの中に、いわゆる憲法上の制約として、B52とかICBMとか、あるいは攻撃的な空母、これはいけません。それからまた海外派兵もいけません。それから政策上の歯どめとしては、非核三原則というふうな羅列がしてあります。

私はこの際、ひとつ総理に第二点目としてお願いしたいのは、防衛力増強の限界というものが叫ばれて久しい。なかなかその限界が明確に示されない。この点は、私は与党の皆さんだつて、これは明確にする必要があるとお考えだと思ひます。この明確のしかたはいろいろなアプローチの方法がある。一つは、いわゆるあなたの方のお好みの財政上の問題から、経済上の問題から、あるいはたとえば社会保障費との均衡の問題からというアプローチもある。あるいはまた装備の面からありましよう、防衛白書にあるように、B52とかあるいはICBMとか攻撃型空母とか。しかし、私はこの際、憲法及び関連の法規、主として自衛隊法、この面から行動上の歯どめとして、行動上の限界として、以下の三つは総理の御答弁の形で、宣言と申しますが、これは国際的に宣言する意味を込めて――まず一つは非核三原則です。これが一つです。二番目は海外派兵をしないということ。三番目は国防白書で削られておつた徴兵制度をしないということ。この三つだけは、憲法あるいは関連法規上の限界として、三原則としてここで宣言できないか、この二点を最後にお承りしたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 先ほど来政府側の所見は部分的にはすでに表明しております。まず第一は、四次防そのものでございます。私は国防会議の議長をしておりまして、まだ私自身の耳にまで達しておりません。いままでは四次防がいりいろ議論になっております。そうしてその全貌も、ある程度公式の場で発表されておりますから、皆さん方がそういう四次防が進行しておるだらうとお考えになるのは、これもまた当然だらうと思ひます。しかし、私が申し上げますように、

まだ四次防そのものが決定を見てないこと、これは事実でございますから——先ほど、官房長官立ち会ひの上で防衛庁長官と大蔵大臣との間で過日話し合つた、これは来年度予算編成をどういう立場に立つて編成するかという、先ほど説明したようなことでございませう。全然四次防もきまらないうなことでございませう。その段階で、とにかく予算はつくられなければならない、一体どういふ点が最も力を入れられるか、こういうふうなことで話し合つた、こういうことであつたとして、これで四次防をきめた、かようなものでないこと、これはひとつ御了承していただきたいと思います。

それからまた、先ほど来ここでいろいろお話しになつた敵前上陸なのか、あるいは輸送上の問題なのか等々、いろいろいかに外国へも派兵することのあるかのような、そういう計画が行なわれておるとか、あるいは敵前上陸、外国への上陸がいろいろ計画されておるとか、こういうことでは、わが国の憲法も許しませんし、自衛隊法も許さない。これはもうはっきり禁止しておることでございますから、さようなことはいたしません。しかしながら、教範等ではさうな訓練がされておるとすれば、これはわれわれもそれについての責任がありますから、十分検討して、さうな誤解を生まないように、憲法を守り、また自衛隊法を文字どおり守る、そういうことでなければならぬ、かように思います。この点では江崎防衛庁長官からはつきり申し上げておりますから、これからは誤解がないようにならうと思ひますけれども、ただいまの段階では、いかにも御指摘になりました、それをじつと聞いておると、外国へ自衛隊が送られるのではない、また敵前上陸などいろいろ演習をやつておるのじゃないのか、さようなことは、これはたいへん問題だ、こういうふうにお考えになることも、これもさういふ疑念全然なしとかなかなか言い切れぬ、こういうことでありますから、もう一度出直して、自衛隊自身は、さような点は誤解を受けないようにするつもりでございます。

そこで、さらにあわせて徴兵制、さようなものをこの際考へておるのじゃないか、こういうお尋ねでございますが、——そこまではおっしゃらなかつたですが、この機会に徴兵制、これは採用しないことをはっきり明確に敵前上陸に、政府は考へなければそのとおりを声明しろ、こういうお話でございますので、徴兵制は考へていない。このことはつきり申し上げておきます。

また非核三原則、同時に核の持ち込み等につきましては、過日の衆議院本会議における決議、それに対して政府の所信を敵前上陸に声明したばかりでございます。これもあらためてこの機会に申し上げる筋はないかと思つておりますけれども、この点も御記憶にとめていただきたい、かように思います。

以上、お答えいたします。

○橋本委員 四次防の一年間延期という意味は、重ねて申し上げますけれども、われわれもいろいろまだ意見を言ひたいのです。また国民のいろいろな、ほかの専門家の御意見もあらうかと思ひます。だからこの一年はひとつ重要な時期だから、一年間を檢討の時期にする、そういうこと。それから二番目の点は、いわゆる憲法及び関連法規上の限界として、行動面から非核三原則、海外派兵はしない、それから徴兵制度はしない、これは憲法の三つのタブーとして、われわれは今後とも堅持していく、そういう宣言があつたものと受け取りまして、これで終わります。ありがとうございます。(拍手)

○床次委員長 中谷鉄也君。

○中谷委員 いわゆる暫定使用法案について十一月三十日に質問、その後十二月の四日に質問主意書を提出、十一日に政府から答弁書を受領いたしました。本日は、右答弁書を中心といたしまして、一昨十一日、数十項目にわたる質問通告をいたしておきまして、特に最も重要と思われる数点にしばつて、あくまで本法案が憲法違反の内容を含むものであつて許容し得ない、政府において当然撤回するべきであるという観点に立つてお尋

ねをいたしたいと思つております。そこで、事法律論でありますので、正確にお尋ねをいたしたいと思ひます。

私は、十二月四日の質問主意書において、質問主意書第二項「告示について」の二の1、2に詳細な明確な答弁を求めたのであります。この点について、政府は答弁書二の1の(一)において答弁をされました。あらためて告示の性格についてお尋ねをいたしたいと思つております。

○高辻政府委員 お答え申し上げます。

告示の性格については、一昨日でございましたが、東中委員からの御質疑がございました。それにお答えしたところでございまして、この告示の法律的性格を抽象的に取り上げまして、今回の法案の告示の法律的性格は一般的に何かといへば、これは先般も申し上げたとおりであります。私どもの考えでは、準法律行為の行政行為たる性質を有するものだと思うことはかねて申し上げました。さらに何かいろいろ論議が展開するのだと思ひますので、一応ここでとめておきます。

○中谷委員 答弁書二の1の(一)、會議録にとどめる意味で、最大に重要と思われる点であります。答弁は次のごとくであります。

暫定使用法(案)第二条第二項の告示は、同条第一項の規定により使用権の設定される土地等を具体的に明らかにして、あらかじめ関係権利者に知らせる処分であるが、それは、沖縄にわが国の施政権が及ぶ前に沖縄にある土地等について公用使用権を設定するものではなく、沖縄復帰を停止条件として公用使用権を設定しようとするものである。

これが政府の私の質問主意書に対するところの御答弁であります。この御答弁中妥協でない、正確でない、不適切として削除するべき部分があれば、どの部分が削除されるべきでありますか、お答えをいただきたい。

○高辻政府委員 ただいま告示の法律的性格を抽象的に取り上げて、この告示一般の法律的性格を申し上げたわけでありまして、この告示が具体的な問題として取り上げられるのは、しばしばこの質問があつた経緯に照らしましても、またそれをバックにした質問主意書の趣旨から、本旨からいまして、やはりこれは不服の申し立てなり、訴訟との関係において、いわゆる行政庁の処分にあたるといふ点であるに違ひない、私どもは、まずそれを感じたわけでありまして、私も申しあげますのは、この起草の衝に当たつた者を含めてありますが、さういふ感じを持った。それは施設庁長官も申し述べたところでありまして、行政庁の処分になるという考えでございます。

ところで、質問主意書の質問事項は、いま申し上げたとおり、私どもとしては告示の抽象的な性質を法理論上説明するという目的からではなくて、やはり救済手続との関係における実際問題として取り上げられておるものと理解をいたしたので、これをそのよつて立つ基礎たる法との関係において、処分としてとらえた次第でございます。

で、その辺が説明として何といひますか、告示の一般的性質とのからみ合ひにおいて、これを説明するところから欠けるものがあつたかと思ひます。が、この具体的な問題としては、いま申し述べた通り不服の申し立てなりとの関係において説明すれば足りるのではないかと。あるいは質問の本旨をわれわれ十分につかんでいなかったかもしれませうが、さういふ見地で申し上げたわけでありまして、そのようにまた御理解をいただきたいと思ひます。

○中谷委員 私の質問主意書は、告示の性格について、「告示について」が質問主意書の第二項であり、第三の質問が「不服申立て及び原告適格について」であることは主意書記載のとおりであります。

だとするならば、重ねてお尋ねいたしますが、

「告示について」という私の質問主意書に対する二の1の(一)の答えは、準法律行為としての性格を持つ通知行為としての告示、右通知行為には条件は付せられないことは民法の初歩的な原則、そのような前提に立つて、この二の1の(一)の御答弁は、答弁書記載事項は、訂正をさるべき箇所を私は含むと考えます。いかがでございましょうか。

○高辻政府委員 ただいま申し上げましたように、告示の抽象的な法律的性格、これもお尋ねであります。いま申し上げたような準法律行為としての行政行為たる性質を有するものであろう。ところで、これが具体的に問題になりますのは、訴訟との関係についてであらう。そうならば、それは行政庁の処分として理解されてしかるべきものであらうという考えを持っておりました。

それをお尋ねをきかれましたる御説明すれば、あるいは御満足がいただけたものかと思えますが、何ぶんにも私どもがいただきましたのは八日でありまして、この質問主意書を受け取りましたのは、それを国会法は法定期間七日でございまして、いろいろなことをお察しをいたしまして三日で仕上げたということもありまして、きわめてそういう御質問に対する周到な点がなかったかもしれないと思えます。これは実は私どもがそういうことの関連において具体的な問題としてとらえたというところに原因があるわけでありまして、その点についての説明は、ただいま本日ここで申し上げたことを補足的に申し上げさせていただきます。と思います。

○中谷委員 委員長に申し上げたいと思えますが、私は土曜日の日に、事は法律の見解をただす、こういう質問でありますので、特に質問内容は数十項目通告をいたしました。そのうち、本日は数点にしばってお尋ねをいたしたいということでもあります。時間の関係等もあらうかと思えます。しかしながら、委員長の御了承を得たいのは、事は数点はどうなことがあっても、疑義は解明をいたしたいという点であります。したがいま

して、その点について法制局長官とのやりとりの中で、委員長お聞き取りいただいております。どうしてもやはりこの点はさらに詰めなければならぬという点については御了承いただきたい、こういうふうにはあらうかと思っております。この点については、本日は徹底的に疑義を明らかにしたいと思えます。

そこでお尋ねをいたします。答弁であります。暫定使用法(案)第二条第二項の告示は、同条第一項の規定により使用権の設定される土地等を具体的に明らかにして、あらかじめ関係権利者に知らせる処分である。これはすなわち、あとでこの点についての疑義は提起をいたしますが、まさに第二条第二項の告示についての質問主意書に対するところの答弁の柱をなしている。私は思うのであります。その以下、答弁であります。それは、沖繩にわが国の施政権が及ぶ前に沖繩にある土地等について公用使用権を設定するものではなく、とある「それは」というのは「告示」を受けたことと、この場合読むのが当然であらうかと思うのであります。この答弁書の記載をいたしましては、「それは」とある以上は、だいたいたしまして、告示によって使用権が発生するものでないことは、これまた法律家であれば明らかであります。しかも通知行為が準法律行為の性格を持つかどうか。かりに準法律行為の性格を持ったとしても、通知行為に条件あるいは期限を付し得ないということ、これまた明らかなことでもあります。だとするならば、この答弁二の1の(一)の「処分である」以下は、私は、告示に対するお答えとしては、本日、私は会議録の施設庁長官答弁等は引用いたしません。それらとの関連において誤りを含んでいる、削除されるべきものである、このように考えますが、いかがでございましょうか。

○高辻政府委員 ただいま御指摘のものは答弁書の二の1の(一)の部分でございまして、これは、先ほど来申し上げておりますように、告示の抽象的な

一般的性質、これはもう何度も申し上げませんが、それを離れて、訴訟上の問題、行政不服審査上の問題として取り上げてきた場合に、それは行政庁の処分として当然入るであらうというものが一つ前提にあるわけでありまして、ところで具体的な問題であります。告示がなされたときには、その後に沖繩の返還という事実が到来しましたときに、告示された範囲内の土地について、告示された使用の方法により使用することが出来る権原が国等に与えられることになることは、法律の構成上明らかでございまして、この事実の到来によって告示と法律の規定が一体となりまして、これは一昨日は法的基礎と申し上げましたが、一定の法律効果を生ずることになっているところからしまして、もしこれを訴訟の対象として、いままで申し上げたようなことでは、これは停止条件つき行政処分になぞらえて考えるのが理解を容易にするゆえんであるというふうな見地から述べたわけでありまして、

答弁書の主旨は、いま申し上げたような趣旨で申し上げたつもりでございまして。

○中谷委員 質問を繰り返したくはありませんが、準法律行為としての通知たる告示について停止条件を付することはできないわけですから、それになぞらえたこと、それは正確ではないでしようか。

○高辻政府委員 先ほどの御質問にお答えをしながら申し上げておきます。告示というもののいわゆる法律的性格、それが準法律行為の行政行為、特に表示行為であるということになれば、これ自体に条件を付することができないことは仰せのとおりであります。

そこで、きょうお話をしておりますのは、実はそれが行政庁の処分という観点から、これを実は言おうとしたものでありますから、その観点から、この訴訟の対象なり行政不服上の対象になるということの見地からなぞらえて申し上げた、こういうわけでありまして、一般的性質の告示自身に条件がつけられないことは、もとより当然のこと

でございます。

○中谷委員 大事な点であり、適正手続の基本に關する点でありますので、どうしてもこの点は納得いくまでお尋ねをさせていただきます。

答弁書記載の「それは、沖繩にわが国の」以下の「それは」とあるのは前段記載の「告示」をさしていることは、文脈上、文理上当然であります。したがいまして、「それは、」以下は、告示の性格を、「公用使用権を設定しようとするもの」とに当然読みしめる答弁に相なっているわけであって、それは、公用使用権の設定は本法によって設定されるべきものであります。したがいまして、文脈上、文理上、この二の1の(一)の答弁は正確に、あらためて削除されるべき面は削除されるべきである、私はそのように考えます。したがいまして、この点について削除をいただかない限り、しかも私自身が、削除されないことが合理性がないと考える限り、私は委員長の御了承を得て、この問題について何時間でも質問せざるを得ない。それは当然のことだと思っております。法案の骨子、柱をなしているところですから、あらためて、適切な表現として二の1の(一)はどのように相なるべきか、まずそれをお答えをいたしたい。しからば、この答弁書において削除されるべき部分は、おのずから明らかになつてまいります。

○高辻政府委員 お答えを申し上げます。「それは、」というのはいくつであるかということとでございまして。それは、いままで申し上げてきましたところからお察しを願えないかと思えますが、行政庁の処分と不服申し立ての対象あるいは訴訟の対象ということを念頭に置きながら書いてあるものですから、法の基礎たる、つまり二条一項との関係において、つまり告示の、そういう基礎を持った告示として、つまり告示の実体において、そのことを、実体を踏まえながらこの説明をしたつもりでございまして。しかし仰せのように、これはどうもはなはだ明快を欠いているではないかという御指摘については、これは答弁書としては、私がいま申し上げたような趣旨において書

いておるつもりでございますけれども、したがって、そういうふうな御理解をお願いしたいわけでありまして、答弁書としてはすでにお手元に答弁をされているわけでございますので、いま私が申し上げているような趣旨に御理解をお願いしたいということをお願いするほかはないわけでございます。また書いたつもりはそれとおりでございます。

○中谷委員 法律が一人歩きすると同時に、私も質問主意書に責任を持ちます。政府も答弁書に責任をお持ちいただきたいと思うのです。したがって、当然文脈上あるいは文脈上読めないことをそのように読んでもらいたいとおっしゃって、これは私は読めません。了解をすべきことではないと思うのです。適正手続の基本的な関するところでありまして、了解をするわけにはいかないわけでありまして、したがって、二の1の(一)は、「暫定使用法案」第二条第二項の告示は、という答弁書は、「同条第一項の規定により使用権の設定される土地等を具体的に明らかにして、あらかじめ関係権利者に知らせる処分である」と切り返してしまいか、そうでなければ、同じことの繰り返しになります。それは、沖縄に右処分により法定使用権を設定される土地の区域等を指定するものである」とかというふうな答弁書記載であることが、私はあたりまえだと思ふのです。ただし、これは私のほうから答弁書を記載したようなことを申し上げましたが、問題は、ですからお答えとしては、「関係権利者に知らせる処分である」と以下で切るべきである、その以下は私は削除するべきであると思ふのです。これはどうしてもそうでなければ、従来からの私の質問主意書、土曜日に差し上げましたところの、御答弁によって一そう告示の性格が混迷をきわめてきたという私の質問メモ、あるいは同僚各議員の質問等を私は受けて——おそらく、この軍用地問題については私自身の質問が最後であると思うのです。どんなことがあってもこの問題については明確にしたい、明確にする義務があると私は考えるのです。お願いいたします。

○高辻政府委員 お答えを申し上げます。

御指摘の点についての私の答えは、きょうのお答えはお答えとしておわかりいただけるのではないかと思います。この答えがこの表現ではないかと思ふのですが、この答えがこの表現ではないかと思ふのですが、この表現が、まあ真実、私どもとしては、この表現が、まあ真実、法文の作成のように、正直に言ひまして、私がよく練ったわけではございません。ございませぬが、いま申し上げたような趣旨において書いたものであるというふうな御理解をいただくようにお願いしたいと思ふのでありますけれども、このものをここで削除をするというわけにはこれはまいりませぬ。実はそれでよろしいというわけにもまいらぬと思ひますが、しかし、私がきょう申し上げていることについて御疑問があれば、それがこの本旨のつもりでございますので、私が申し上げたことについてひとつ議論を展開していただきまして、私がこれについて十分なお答えをいたしたいと思ひます。

○中谷委員 法制局長官は、おそらく御答弁の前提として、この答弁書は閣議決定のものである、したがって、ここで削除というわけにはいかな、とおっしゃるという趣旨をお含みになつておられるだろうと私は思ふのであります。じゃ、ひとつこういうふうな聞き方をさせていただきます。二の1の(一)の御答弁として、正確な誤解を招かない、質問主意書に沿う答弁としてはどのような答弁であるべきであつたか。これは私は、本日は答弁書と主意書を中心としてお尋ねをするというのを申しました。十一月三十日の会議録等を引用などをしてお尋ねをしないといひましたけれども、十一月三十日の会議録、島田政府委員の答弁、すなわち、告示の性格についての「停止条件としたところの一つの法律行為の効力」というふうな述べておられることの関連において理解をするならば、むしろ、先ほど法制局長官がきょうの私の答弁をもつて了承してもらいたいと言われても、すでにここにそういう会議録がある。政府の従前の見解はそのとお

り。だとするならば、私は了承をすべきではないと思ふのです。訂正するとすれば、閣議において訂正するべきことでありましよう。どの点が訂正するべきでありますか。

むしろ、私は、きょうは法律論の議論をきわめて冷静に、しかも氣力を尽くしてやりたいと考えて、この発言台に立たしていただいた。決して大きな声を出すつもりで立たつたわけではありませぬ。しかし、むしろ、一言言わしていただくなら、持ち回り閣議をそこでやっていたら、私はそのくらしいの気持ちであります。

訂正するところならば、どの部分がどのように訂正するべきか、最低限その点は明確にしていた

○高辻政府委員 中谷委員の質問主意書、これは国会法の規定に従つてお出しをいたしたい、それが国会法の規定に従つて内閣に送付をされて、内閣では、先ほど申し上げたことであります。法定期間をときには延ばしていただくわけであり

ますが、これをむしろ縮めまして、御要請と推察するところにお答えしようということを出したわけでありまして、内閣から御質問に対する答弁書として実はお手元に届いているはずでございます。したがって、その答弁書にもしるに御疑問があれば、それはやはり質問書の形でさらに答弁を求めていただくことは御自由でございます。また、そのときには、いま仰せになつたように、また私が答えたような趣旨が十分にわかるように、さらに補足をするということはあつてもいいかと思ひますが、ともかくも、いまは国会の審議中でございまして、御疑問があれば私はすべてについてお答えを申し上げたいと思ひます。

○中谷委員 国会法の規定によれば、正確に国会法を引用できているかどうかはわかりませんが、緊急を要する場合、議員は口頭をもつて内閣に対して質問をすることができ、それについては院の議決を必要とするところがあります。しかし、すでに告示のこの点については一そう不明確、不明瞭になつていゝというの、私の土曜日の際の質問メモ

モであります。もし法制局長官そのようにおっしゃるなら、この問題についてどの部分が、じゃ私が再質問主意書を出した場合に訂正されるべきですかと私は聞いています。されるような想定をお持ちになりますかと聞いています。それを再質問主意書を出す自由があるでしようというならば、私はきょうは冷静に、重ねて申し上げますけれども、大きな声を出さずに法律論をやりたいと思つて出てきた。しかし、そうなれば、わが党の理事にお願いをして、休憩をしていただいて、議長さんのところへ私が伺ひをして、院の議決を受けた上、あらためて口頭で質問を通告をして、再質問主意書の趣旨を申し述べて、そして閣議の御決定をいただいて、そのあと質問に入らなければならぬということに相なつてくる。それでよろしいのですか。

○高辻政府委員 中谷委員も非常に冷静におやうりいただいております。私も冷静にお答えをいたしたいと思ひます。

ただいま再質問主意書を出すことは自由であるということとは、かつてな気持ちで実は申し上げたつもりではなくて、あるいはいけいけるつもりでもむしろなくて、とにかく質問主意書に対する答弁書をお出しをして、そうしてその答弁書に対する疑問にお持ちになつていくものだから、その疑問にいまお答えをしているわけでございます。それで、まさに審議中でございまして、十分にこの点についていままでにそれを論議されているわけでありまして、その点についてお答えをさせていただきます。そのお答えは、大体いままで申し上げたとおりであります。そういう点についてのまた御質問点が、もしもそれが自分にとつては中心であるということであれば、中心に焦点を合わせた答弁ぶりというものは、むしろあり得ると思ひます。あり得ると思ひますから、いま実はそういうことを伺つてその御答弁を申し上げているつもりでございますが、それでも足りないというところであれば、そういう方法もありましようというところを申し上げたわけで、私、どうも放言的に

申し上げたつもりはさらさらございません。その点は御了解を願いたいと思います。

○床次委員長 このままで十分休憩いたしま

午後三時三十分休憩

午後三時三十分開議

○床次委員長 休憩前に引き続き会議を開きま

質疑を続行いたします。中谷鉄也君。

○中谷委員 私は、先ほどから告示の性格について政府の答弁書に対して疑義を提起をいたしました。私が、私が再質問書をかりに提出したとするならば、先ほど読み上げました二の(一)以下の「それは、沖繩にわが国の施政権が及ぶ前に沖繩にある土地等について公用使用権を設定するものではなく、沖繩復帰を停止条件として公用使用権を設定しようとするものである」との点、及び二の2に關する「告示の性格は、1(一)において述べたとおりであつて、その条件付き処分としての効力は、1」とある「その条件付き処分としての効力は、1」とあるのは、「その効力は」と訂正されるべきと考えますが、総理の御答弁を求めたいと思

○佐藤内閣総理大臣 私もいろいろやりとりを伺っておりますが、なかなか専門的な御意見の開陳でございますから、総理といたしましてはもうお答えようがなかった、かように思つてたいへん残念に思います。しかし、ただいまお話しのように再質問主意書を受け取りました場合には、御指摘の趣旨に沿うよう十分に検討を加えて答弁するようにいたすつもりでございます。

○中谷委員 当然前向きに御検討されるべきもの、それは法律論でありますから、そのように了承をいたしたいと思います。

そこで私は、二の1の(一)の「暫定使用法(案)第二条第二項の告示は、同条第一項の規定により使用権の設定される土地等を具体的に明らかにし

て、あらかじめ関係権利者に知らせる処分」とある点について繰り返し繰り返しお尋ねをしてみました。この告示の効力が法域を異にする、現にアメリカの施政権下にある沖繩に及ぶことについては、いまなお理解しがたいし、了承し得ぬものがあるのではありません。答弁書は、「沖繩に居住している」と否とを問はず、当該告示の日に発生する。すなわち異法地域である沖繩にも及ぶことが妨げられるわけでもないという趣旨の答弁をしておられるわけでありまして、その理由を私は明らかにしていただきたいと思つております。施設庁長官。

○島田政府委員 この告示の効力が沖繩に及ぶかというところでございますが、この告示は官報による告示を考へておるわけでございます。したがって、官報の告示の効力というものが直ちに沖繩にそのまゝ及ぶということではないと思ひます。すけれども、この告示という一つの行政行為の効力は、本土における沖繩に居住者に及ぶということももちろんございまして、これはやはり沖繩の方々にも及ぶというふうに解せざるを得ないわけでありまして、

そこで、先ほど来この告示の性格論についてお話をいたしますように、やはりあらかじめこの告示をいたしまして、そして沖繩の復帰という時点におきまして、この告示とこの法律とが一体的な意味をなしまして一つの法律効果を発生する、こういうことではないかと、あらかじめこの使用権の対象となる土地あるいは使用方法というものを公示するための告示というものは、これはやはり沖繩にも及ぶ、こういうふうな解せざるを得ないわけでございます。したがって、それに對するところの各種の異議申し立てあるいは行政訴訟というものがそういうことにおいて可能となる、こういう考え方をさせていただきます。

○中谷委員 この法案の配付を受けて、直感的におかしいと思ひ、その後執念をもつてこの法案に取り組んでまいりました。本日、まあ率直に申し上げまして、施設庁長官よりは私のほうがか

なり詳しくなつてゐるのではないか、こんな感じがするわけですが、せつかく御答弁にお立ちをいただきましてのでお尋ねをいたしたいと思ひます。

大前提がございまして、復帰の日を迎えなければ本土法はすべて沖繩に適用されるものではない。政府が従来言つていた施政権の壁でござい

すね。そこでこの法律は、告示、使用権の設定、そして通知という、こういう法律上の構造を持つてゐる。附則の1によつて、公布の日から告示は施行することになつてゐる。ただし、公布の日から施行したとしても、告示を先行施行したとしても、本土法が沖繩に及ぶのは復帰の日であることについては何ら変わりがないといわざるを得ないと思つております。施政権の壁と法律の告示の効力との関係において、それは私は大前提

なぜ告示だけが、ただそのことだけが沖繩に及ぶのか。これはどう考へても私は論理構成いたしかねる点であります。わからない点であります。理解したい点であります。あらためて沖繩にも及ぶと解せざるを得ない、それが官報に掲載するか

らだとおっしゃること——官報掲載というのは告示の方法であります。そのことがなぜ沖繩に及ぶのかというところ、異法地域に及ぶのかというところの御説明にはなつていないと思つております。むしろ官報に掲載するということ自体が、沖繩に効力の及ばないことの証明にさへなるのではないでしようか。あとの、私が質問主意書で提出をいたしましたいろいろな事実上の措置について、これは法律問題ではありませぬ。法律問題でないことをもつて知つたとか知らないとかいうふうなことであるならば、テレビで見たとか新聞で見たとかということと全く同じであります。法的に及ぶのかどうかという点が問題だと思つてゐる。島田さんの御答弁を、法的な見解を承りたい。

○林(信)政府委員 非常にむずかしい問題でございまして、告示の効力、性格につきましては、先ほど長官からいろいろ御説明申し上げました。この

暫定使用法案によりまして告示は、お説のように二条一項の規定と相まって具体的な法律効果を生ずる。そういたしまして目的たる土地は、現在施政権外である沖繩に存在する、わが国の施政権外にある沖繩に存在いたします。その土地に対して使用権を設定する、こういうことになるわけでございます。

そこで、告示はどういうものかと申しますと、内容は、先ほどのように、その際の強制使用権設定の対象となる土地、工作物及び使用方法、それを具体的にあらかじめ確定して関係権利者に知らせるというようなものでございまして、そこで、告示があらまると、少なくともその対象になる土地、工作物の範囲が確定したという効果といひますか、ということとは否定できないわけでございます。

そういったしまして、大体告示が一体施政権外にあるものに効力が及ぶかという御疑問でございまして、これは一例をあげますと、たとえば沖繩に居住しております外国人が日本国に帰化したいという場合に、帰化の許可はもちろんこちらでやるわけでございますが、國籍法によりまして、帰化の効力は、官報に公告する、その行為処分によりまして効力を生ずるというところは國籍法に規定してございまして、その場合に、いま申し上げましたように、本人が沖繩に居住しておりますけれども当然効力が及ぶというところに相なるわけでございます。

○中谷委員 私は、想定問答等私自身が想定して、そのようなお話があるかと思つたので、あるいは沖繩の弁護士に本土の弁護士の資格を与えるという法律をお引きになるかと思つた点もありました。しかし、どう考へてみても、私はいまの場合の適用ではないと思つてゐる。そこで、一つ一つお聞きしてまいります。この法律で、附則の施行期日に関する——まずこれは告示については「公布の日から施行する」という規定でございまして、そうでございまして、これは一体復帰までに沖繩に及びますか及びませんか。あたりまえのことをお聞きします。

○林(信)政府委員 御質問の趣旨、正確にとらえたい点がございしますが、この附則第一項ただし書きで、第二項の規定は、公布の日から施行する、こうございします。そういたしまして、二条二項の規定は、内容といたしましてはこういう告示を所定の行政庁がやるということで特に権限を与えろという形になっておりますから、沖縄との関係を論ずる必要があるかどうか、ちょっと疑問に思っています。

○中谷委員 沖縄に適用はされませんか、とにかく。

○林(信)政府委員 沖縄に適用されるとおっしゃる意味が実はよくはつきりしませんのです。あることは間違いございせんね。この二条の施行期日に関する規定が、幾ら先行して、これだけを公布の日で引き抜いたとしても、法律そのものが沖縄で効力を発するのは復帰の日でございせんね。あたりまえのことを聞いてるんです。

○林(信)政府委員 立法、司法、行政三権が及んでおりません沖縄に対して、これは立法行為でございせんから、沖縄において立法としての意味を持つかという御趣旨であれば、そういうことはないと申し上げざるを得ないわけです。

○中谷委員 そこで、告示についての法律の根拠は、まず附則によって、公布の日から施行されることによつて、そうして二条二項の規定によつて告示が記載されている、こうでございせんね。

そこで、本法自身、親の法律であるところの暫定法自身も、当然復帰にならなければ適用されないことは明らか。しかも、当然公布の日から施行するといふ施行期日に関するこの問題、二条二項に関する部分も、復帰の日でなければ適用されないことは明らか。にもかかわらず、それに基づく告示の効力がなぜ、二条二項が何ら沖縄に適用されないのに、なぜそれだけがすい星のごとく——そうですね、すい星のごとく、あるいはまた暗夜に一条の光がいくごとく、なぜ沖縄に告示の効力が及ぶのでしょうか。及ぶという論理構成の一つとして帰化の問題をお引きになりました。しかし、これは奪うものではないにまさにと与えらるべきもの。だから、結局それは本法の場合の例として引用されることについて、私は友人の行政法学者に見解を聞いてまいりましたが、そんな答弁が万一出たら、中谷君、心臓は弱いけれども笑って飛ばしなさいと、こういうふうなアドバイスを受けてまいったんです。全く、私のほうから先回りして申し上げておきます。弁護士について本土の弁護士資格を沖縄の弁護士に与えるものについて、試験期日の公告等はありません。これはしかし、土地を奪うものではないに資格を与えるものであったわけですね。そしてこれは、実体論は私はいりません。それは法律家であつて、沖縄の弁護士は法律家であつて、ごく少数であつたというよりなことは言ひませんけれども、それをかりに知らなければ資格試験が受けられなかったという事実が生ずるだけなので、告示の効力が及ぶんですよ。とか、帰化の問題について官報に掲載されたらと、それはもうとにかく当然本土へ来てそれを知らればいいんであつて、要するに官報に掲載されるということ自体、告示の効力は及ばないことになつていわざるを得ないわけですね。本法が及ばないのに告示の効力が及ぶというの、私はどうしてい納得がいけないわけなんです。別の角度から御説明をいたしたい。

○林(信)政府委員 お答えいたします。

法令の地域的効力の御趣旨か、どうもちょっと私つかみかねる点もございしますが、たとえば別の例で申し上げますと、在外公館、領事館あたりで手数料を徴収いたしますが……(中谷委員「それも聞いてきました」と呼ぶ)この手数料を定める政令なり省令というものは本土内ではしか公布行為が行なわれぬ。にもかかわらず、これは在外公館で定められたとおりの手数料を徴収するということになるわけでございます。

先ほど申し上げました国籍法の例にいたしましたも、基本的に申しまして、たとえば属人法的なもの、こういうものは外国にいるからどうかといううようなことはないというふうに考えるのでございしますが、ただいまの問題は、実は具体的な土地そのものがどうかと、即地的に法律が効力を及ぼすかというところであれば、それは及ばない。しかし、その土地について権利を持つておる人、その人との関係、その人との法律による公用使用の権利といふものが暫定使用権、強制使用権、将来この法律が施行になります際に、当然具体的に発生いたしますその公用使用権との関係において、現に権利を持つておる人は将来そういう拘束を受ける、制限を受けるということが確定されておるといふことに相なる、かように考えるわけでございます。

○中谷委員 告示によつて結局そういうふうな区域の指定を受ける、そのことは、私は法律の規定のとおりだと思つておる。そのことによつて、だからこそ沖縄三万八千の地主はたいへんな迷惑を受ける。あるいはまた、そのことによつてたいへんな社会問題化もしている。そのことと効力が及ぶという点とはおのずから別個のことではないでしょうか。要するに、手数料の問題などというものは対人的な問題であつて、とにかく沖縄にある土地の区域を特定するということによつての告示の効力が——米國施政権下の沖縄に本土法は及ばないのだといつておる。それはもういま部長お認めになつたとおりであります。その本土法に根拠を持つところの、その本土法は復帰の日でなければ適用できないのに、その告示の効力だけが及ぶという点とは、どう考えたつて論理矛盾ではありませんか。法制局も、この点についてはおそろく長官、部長、課長、若い課員の方を含めて論議されたところだと私は考えます。

重ねてお尋ねをいたしますけれども、異法地域に及ぶといふことを納得のいくように御説明をいたしたい。おっしゃつておられるのは、及ぶのですという結論だけが同じであつて、及ぶという論理構成は、私はロジックがないと思うのです。問題はその理論、論理を私は明確にお答えいたします。

ただきたいということなんでありまして。○林(信)政府委員 非常に微妙な問題でございまして、御満足はいたさずにお答えができるかどうか自信がございせんが、ただいま申し上げましたように、この告示は、対象となる土地等の範囲を確定する、将来必ず法律上当然に生ずる公用使用権、その対象範囲を確定する、その関係が具体的に権利を持つておる人との間で確定するわけでございますから、その程度の効果はある。つまり告示だけ切り離して効果は制度的には考えられないわけでございます。あくまで法律と合わされないと具体的な法律効果というものは出てこないわけでございます。そうして、法律はまだ施行はされておられませんけれども、潜在的にはそういうことで確定しておるわけでございますから、かりに、本土にその人がおりましたもその関係は同じであると存じます。沖縄にあるか日本にいるかという点については差異はない。法律がまだ施行されてないという点では同じだと存じます。しかし、二条二項の規定をわざわざ早く施行いたしましたのは、実はそこに意味を持たせまして、これに対して早く訴訟提起をとつて、もし違法な手続であるならばそれを取り消し得る道を開きたいという趣旨でかような立法をいたしましたわけでございます。

○中谷委員 どうも、第二の質問は五分程度で終わらしていただきたいと思つたのですが、これも終わらせませんでね。二条二項については公布の日から施行するといふ附則の1があれはこそ、告示というものを本法の復帰の日に先立って施行するといふことがなし得るわけでございますね。しかし、その施行期日に関する附則の1は、沖縄には復帰の日からしか適用されないことは明らかである。それは部長もお認めになりました。そうでございせんね。本土には公布の日から施行されること、適用されることは、この附則の1があるんだから当然であるといふことになりまして。そうでございせんね。その沖縄に、復帰の日からしか附則を含めて適用されないもの、それに基づく告示

が及ぶのでしようか。及ぶという論理構成の一つとして帰化の問題をお引きになりました。しかし、これは奪うものではないにまさにと与えらるべきもの。だから、結局それは本法の場合の例として引用されることについて、私は友人の行政法学者に見解を聞いてまいりましたが、そんな答弁が万一出たら、中谷君、心臓は弱いけれども笑って飛ばしなさいと、こういうふうなアドバイスを受けてまいったんです。全く、私のほうから先回りして申し上げておきます。弁護士について本土の弁護士資格を沖縄の弁護士に与えるものについて、試験期日の公告等はありません。これはしかし、土地を奪うものではないに資格を与えるものであったわけですね。そしてこれは、実体論は私はいりません。それは法律家であつて、沖縄の弁護士は法律家であつて、ごく少数であつたというよりなことは言ひませんけれども、それをかりに知らなければ資格試験が受けられなかったという事実が生ずるだけなので、告示の効力が及ぶんですよ。とか、帰化の問題について官報に掲載されたらと、それはもうとにかく当然本土へ来てそれを知らればいいんであつて、要するに官報に掲載されるということ自体、告示の効力は及ばないことになつていわざるを得ないわけですね。本法が及ばないのに告示の効力が及ぶというの、私はどうしてい納得がいけないわけなんです。別の角度から御説明をいたしたい。

次にお尋ねをいたしたいと思ひまするけれども、告示というのは、「土地等を具体的に明らかにして、あらかじめ関係権利者に知らせる処分である」という、この「具体的に明らかにして」という点と「あらかじめ関係権利者に知らせる」ということ、この二つが欠けておつた場合には、回答書、答弁書に記載している憲法上の問題が出てまいることが、いろいろな場合でもないと思ひますが、いかがでしょうか。

○島田(豊)政府委員　やはりあらかじめ土地の所有者並びに関係者に対して、自己の關係してある土地が、この法律が施行された時点におきまして使用權の対象になるということを十分に判斷して、その土地の材料が、あるまじい憲法上の問題

題になると思います。

○中谷委員　そこで、前回の私の質問の際に山中総務長官から御答弁がありましたとおり、中南部軍用地の地籍調査等については全く不十分、これはすでに公知の事実であるという私の質問に対して、同趣旨の御答弁がありました。また、私自身も、取得時効の停止の問題を引用をいたしました。土地等の区域、所在区域等の指定、しかも、その区域の中身は明確でないというものの、こういうことで「具体的に明らか」と言うことができるかどうか。この点については多くの同僚委員から質問がありましたが、疑問の残る点であります。

施設庁長官にお尋ねをいたしておきたいと思ひます。その後の答弁書記載のようにならざるを得ない時量、事後的な措置上、あるものは、

これは法律問題ではないわけですから、この場合は省略されるべきだと思えます。ですから「具体的に明らかに」というのは、いわゆる告示、考えられている告示では具体的に明らかではないといふざるを得ないという質問についてお答えしただきたいと思うのであります。

○品田(豊)政府委員　答弁書の二の４にございますように、告示の内容につきましては、「土地等

所在地、区域等、使用の方法及び使用期間を官報に記載する」なお「土地の区域を明示した図面を縦覧に供する」ということにはいたしておるわけでございまして、この区域につきましては、もちろん境界についてこれを明確にするという必要がございまいし、それからその区域の中におきまして、その個々の所有者の土地、具体的にはいわゆる地番なり地籍というものでございまして、これは米国の施政権下におきまして土地所有者との間に確認をされておきまして現在の公簿、公図というものをといたしまして、この問題の処理をいたすつもりでございまして、これは土地の区域等というところでございまして、全体の区域を示すと同時に、実際に官報に掲示いたします場合、その辺の、たとえば字でございまして、か、あるいは必要がございすれば地番等を明らかにいたしまして、その所有者なり関係人が、自分の関係してある土地がその中に入っているというところを明確に判断できる、そういう措置を講じたい、かように考えておるわけでございまして、

○中谷委員 それは告示そのものではなしに、その後に行なわれる措置、事実上の措置の問題とからめてお話しになったと思うのです。それは意味がないというのを何べんも私は申し上げているわけですから、告示の性格にもからんでまいりますが、次に質問を急ぎます。

そこで、法務省にお尋ねをいたしたいと思います。けれども、法務省は、行政事件訴訟法第十四条の処分があったことを知った日というのは、沖繩に居住する関係権利者にとっては、結局通知が到達した日、またはこれにかわる告示があったことを知った日がこれに該当する、こういうふうにお述べになったわけでありまして、そこで、そういたしまして、また、これはあらかじめ知らせるという告示の性格とも関連をしてくるだろうと私は思うのでありますけれども、告示というものがあらかじめ知らせる行為であるということであるけれども、沖繩在住者にとっては、通知のあった日が通常であるということ、これは、そこに沖繩

と本土の憲法上の差別が生ずる。沖繩の中においても、かりに干渉議を経て、部長の答弁のように、告示の機会、告示があったということを沖繩居住者で知った人があったとして、そうすると、知ることができなかった人との間に憲法第十四条の問題が生じないだろうか、こういうふうには考えざるわけです。この通常ということばの意味、それは告示によって知り得るということばは例外なんだというところを意味することが実態、そういう実態面に立つての法務省の前の御答弁であったというふうにして了解せざるを得ないのであります、法務省の御答弁をいただきたいと思います。

○川島(一)政府委員 出訴期間の始期としての処分のあったことを知った日、告示のあったことを知った日というのは、ただいまおっしゃったようなふうにしておりまして、沖繩の住民にとりましては、日本の官報によって告示されましても、自分の土地がそれに入っていることを官報自体から知ることは困難であろう、したがって、後の通知が到達したときに初めてこれを知ったことになり、そういうことになるのが通常の場合であろうと思うわけでございまして。

それから、しからば日本本土におる人についてはどうかと申しますと、この場合にも、やはり官報で知り得るわけでありまして、現実には知らないという場合がございまして、そういう人にとりましては、やはり通知が来たときに知るといふことになるわけでございまして、特に本土と沖繩とで憲法上の問題を生ずる、差異が生ずるといふことはないうちに思ふわけでございまして。

○中谷委員 そうすると、通知は具体的にということについて、民事局長は、それは区域を単に指定するだけだから、結局それは具体的にないのだ、だから、結局その区域の中にあつた土地が入つていきますよという通知がなければ知ったことにならない、要するに、告示そのものでははっきりしないのだということも含めておっしゃったことになるわけですね。

○川島(一)政府委員 告示を見て、自分の土地がそれに入っているかどうかはわからなかったという場合、まあそういう場合があるかどうかはわかりませんが、せんけれども、わからなかったとすれば、後の通知によって初めて知ることになる、こういうふうな思ふわけですね。

○中谷委員 施設庁長官にお尋ねをいたしますが、だとすると、沖繩軍用地というものは地籍調査が行なわれていない。そうすると、民事局長がおっしゃったように、一体自分の土地がそこに入っているか入っていないかはつきりしないというふうな事実がある。したがって、通知のときから起算点が発見するといふふうなことになる、具体的な点に知らしめたといふふうな通知は、全く形骸的なものでしかないじゃないでしょうか、これらの告示でしかないではないでしょうか。

○島田(豊)政府委員 おそらくは民事局長の御答弁になりましたところは、復帰前に告示をいたしますが、その告示の内容につきまして、土地の所有者なりあるいは関係人が知り得ないというところがありまして、これは関係人が知り得ないというところが、通知は個人々々に達するわけでございまして、その際に訴訟なら訴訟の出訴期間の開始が行なわれる、こういう趣旨で御答弁になったと思うわけであります。公簿、公図に定められておる自分の土地が、実際はその真実と違ふという、そういうことのために、通知があった後にこの出訴期間が始まる、こういう趣旨ではないのかというふうに考えます。

○中谷委員 施設庁長官はどのようにお考えになつておられるでしょうか。民事局長が通常知り得るのとは通知のときだと言われていることは、告示というものは例外の場合、要するに、あらかじめ知り得ない告示だということに暗に言われたことになり、私は思ふのですが、施設庁長官、この点にかがでしうか。いや、民事局長じゃだめです、出てこられたら。

○島田(豊)政府委員 確かに、告示によりまして、本人が自分の土地が対象になつておるといふ

ことを知り得ない場合もあるかと思ひますけれども、民事局長のおっしゃいますのは、おそらく通常というものは、それが要するに通常の状態であつて、知り得ないのが普通の状態である、こういうふうな意味でおっしゃったのではないというふうな解釈をいたします。

○中谷委員 そこで、民事局長に一点だけ確認を私は求めておきたいと思ひます。答弁書によりまして、次のように答弁書は記載をされました。すなわち、答弁書三の二「質問の訴状添付別紙図面は、訴訟の対象たる土地が告示された区域内のいかなる部分に存在するかを識別し得るものであれば足りる」とある。そこでこの点は、一体「識別し得るもの」であれば足りるかと考える。というのは、どの程度で「識別し得る」とことになるのだろうかという問題点があるかと思ひますが、いづれにいたしまして、法務省、すなわち被告、国は、将来の訴訟において添付図面の不備をもって防御方法とはしないといふことを、私は確認をしていただかなければ困ると思ひます。ひとつこれは、法務大臣の御答弁をいただきたいと思います。

もう一度申し上げます。訴訟が行なわれる、軍用地の中は、とにかくどこに自分の土地があるかわからない、そして訴訟ができないじゃないですかという私の質問に対して、訴状についてはそれは識別するに足るんだ、識別できればそれでいいんだ、こういうふうな民事局長は答へになった。これはしかし、被告、国として、将来訴訟をやっているときに、図面が不明確なんだということを防衛方法としてお使いになる場合が必ず出てくる。私は思ふのです。そんなことには絶対にお使いにならない、国としてはそういうことを約束する、境界確定の訴訟についても、所有権確認の訴訟についても、国を相手の損害賠償の訴訟についても、図面が不確定であることを理由にして、実測図面がついていないことを理由にして争わないといふことを確認してもらわなければ、これは答弁書の趣旨と相反するということにならうと私は

思います。確認をいただきたい。

○川島(一)政府委員 私から先にお答えさせていただきます。

実は先生の質問書によりまして、抗告訴訟の問題ということで御質問がなされております。したがって、まず先に、抗告訴訟の点について申し上げたいと存じますが、抗告訴訟の場合には、告示のどの部分が不服であるかということをはっきりとすれば足りるわけでありまして、必ずしも図面の添付はなくても足りる場合があります。必ずしも図面を添付するわけでもありません。土地の町名、字名、地番、これがわかれば、そういうもので表示することによって足りるわけでありまして、

それからまた、訴状に図面を添付いたします場合には、その図面は、それが告示の中に含まれていて、これの土地であるかということがわかれば、必ずしも正確な実測に基づくものでなくても足りる場合があります。これに反しまして、ただいまあとでお話しになりました境界確定の訴訟の場合、これは現実には境界がどこかということを決めるものでございまして、実測の正確な図面というものが原則として必要であるというふうに思います。

○中谷委員 そうすると、訴訟提起不能の問題が生じますね、検証ができなければ。そうですね。軍用地の中には、訴訟準備の立ち入りについては、回答書、答弁書によれば、そのようなことについては、外務大臣は伝達をするというようにおっしゃった。そういうふうな答弁書をいただきた。しかし、境界確定、所有権確認、それらの訴訟については、検証ができなければ訴訟準備のための検証ができない。実測図面をつけることができないければ結局訴訟を提起することができない。憲法三十二条の問題が当然生じてまいりますね。これは一体、外務大臣からお答えをいただいてもけっこうですけれども、これは訴訟の問題です。外務大臣に——外務大臣のほうは訴訟準備のために基地立ち入りを伝達するといっている、しかし、裁判所についても、高度の秘密の場合に

おいてそれはクレームをつけられる場合があるだろうというふうな外務大臣のお答えになったし、答弁書にもお書きになっている。そうして実測図面をつけようという。つけられない、訴訟が起これないという問題は当然出てまいります。そんな場合について被告、国の場合は一体どうされるのですか。私人間の場合でも、そんな場合はそれでいけぬ、それであつても、沖繩においては訴訟をするというのですか。検証が唯一の立証方法でない云々というふうなことを言われましたけれども、訴訟がそもそも起これないという問題が沖繩においては起こつてまいります。それは憲法三十二条の問題ではないでしょうか。大臣の御見解を承りたい。

○川島(一)政府委員 実測図面が必要であるが実測はできないという場合に、訴訟が提起できないということはあり得ようかと思ひます。これはさまざまな場合にそういうことはあり得るわけであつて、証拠がとれないために訴訟が起これないというわけでございますので、それがために憲法の権利が侵害されたということにはならない、かように考えます。

○中谷委員 証拠がなくてという問題じゃないでしよう。自分の土地はあの区域の中に——とにかくこの使用法案によつて取り上げられてしまふのでしよう。しかし、その区域の中に自分の土地がある場合があるわけでしょう。その土地についてのその所有権の確認を求めたい、境界の確定を求めたい、自分の土地は五百坪でなくて千坪なんだということを言ひたい。それに実測図面をつけなければならぬがつけられない。つけられずに訴訟は起これないとおっしゃるなら、とにかく裁判を受ける権利を奪うことになるじゃないですか。それは唯一の証人が死んだという問題じゃないですか。そうではないでしよう。これは結局裁判を受ける権利を奪うというふうなことで、奪うことになるといふふうな、自分の方法がでないからというふうな、自分のことを知つてくれないおつた人が死んだというふうな問題とは別じやないですか。そういう問題について、この暫定使用法案というものは、そういう派生的な問題を生みます。そういうふうなことについて、一体法務大臣、どのようにお考えになりますか。

○川島(一)政府委員 いま境界確定の訴訟と行政訴訟とごっちゃにしてお尋ねになりましたので、私もその両方の場合を含めて申し上げたわけでございますが、抗告訴訟に限ります。実測がなくても多くの場合訴訟の提起が可能であると考へます。

○中谷委員 要するに、とにかく、抗告訴訟については、実測図面がなくても、それは、法務省は、防衛方法としては用いないわけですね。とにかくどんな図面をつけていっても、訴訟は、そのことについてのクレームはつけられないということに約束していただけますね。そうして私人間の訴訟について、とにかく訴訟が起これないという問題について、これは憲法三十二条の問題を生ずるのではありませんかというのを私は聞いています。二つについて明快にお答えいただきたい。

○川島(一)政府委員 抗告訴訟の關係におきましては、その土地所有者あるいは關係者に対して、法案の二条三項で通知がなされることになっております。この通知が参りました以上は、土地の所有者あるいは關係者であるということがはつきりするわけでありまして、それによつて抗告訴訟を提起することができると考へます。

○中谷委員 時間がないので、私は質問を急いでいるのですが、要するに、抗告訴訟だといつても、東西南北のどの場所だから、とにかくこの土地は使用の必要がないんだ、こういう訴訟を起すわけでしょう、結局、この場所だからというところで訴訟になりますね。やはりその場所の確定というものは私は要すると思うのです。この場所は必要だといふこと、そういうふうなことにいふて、東西南北——南だと思つておつたら五千メートルも北だった、公団がとにかく信用できないんですからね。そんなことについて、法務省は、防衛の方法としておかしいなどといふことは言われ

ませんねと、それは約束してくださいねと、約束されなければ、識別するに足るなどという答弁書だけでは、はい、そうですかと言つて引き下がれませんかといふことを言つてゐるんです。それが一点です。

いま一点は、私人間の訴訟について検証ができない、実測図面がつけられないという場合でも、法務省は、裁判所がそれを受け付けたということに約束はできるのですか。できないとすれば、それは憲法上の問題が生ずるではないですか、こういうことを暫定法の枝葉の問題として聞いてゐるわけですね。

○川島(一)政府委員 抗告訴訟の場合に、図面が必要となるかどうか、これはその主張する内容、事案によつて異なるかと思ひます。したがつて、場合によつては必要なことがあるかと思ひますし、裁判所がこれは決定することでありまして、当事者が決定すべき問題ではありません。

○中谷委員 そうじやないのです。被告、国としては、とにかく不確定な図面を出したとしても、この場所はとにかく不要不急の土地ですから使用を解除してもらひたい、取り消してもらひたい、こういうとにかく抗告訴訟ですね、そういうものが起こつてきた。その場合、とにかくそれが南か北かはつきりしないけれども、とにかく私のところは南なんだ、そのことを防衛方法としては識別するに足るとおっしゃるんだから、そのことについて、図面がとにかく不十分なことを被告、国としては防衛方法として用ひられませんかといひたいのです。裁判所の問題はまた別です。被告、国は、それは防衛方法にはされませんか。よくあなたのほうは、私人の訴訟に対して、国民の訴訟に対して、いさひが整つていない、図面がだめだといふようなことをおっしゃるでしよう。沖繩については、その点についてのその防衛方法として、そのようなことはおっしゃいませんねといふことをここで確認をしてもらひたいと言つてゐるんです。

○川島(一)政府委員 たとえば、一定地域がすべて不要であるという事で訴訟になりました場合に、その地域の中に自分の土地が含まれているという事であれば別でございます。その場合には、その地域全体が不要だということを主張して、それだけで判断ができる場合には、図面は必ずしも必要はない。しかし、それは事案によります。事案によりますから、いまおっしゃったように、右か左かによって結果が異なるという場合におきましては、これは裁判所がそれを認識しなければ裁判ができないわけでありまして、国としての態度に関係なく裁判所の問題となってくるわけでございます。私……

○中谷委員 そうすると、答弁書三の2に書いてある「訴状添付別紙図面は、訴訟の対象たる土地が告示された区域内のいかなる部分に存在するかを識別し得るものであれば足りる」とある点は、しかも、こういうふうにお書きになつておられながら、ある場合には、あなたのほうは防御方法として用いられる、とにかくつてに出しなさい、識別すれば足りるんだとおっしゃつておられながら、いざとなれば、あなたのほうは、その点について、それを防御方法として用いられることになるわけですか。あなたのほうが、被告、国が、沖縄の特殊事情を考へて——とにかく土地を収奪されるわけですよ。区域の指定を受けて、そしてその中の土地は一体どこにだれがあるかわからない。それについて防御方法としては用いないというだけで言つてくれたらいいんです。話が少しも前へ進まないじゃないですか。

○川島(一)政府委員 いかなる部分に存在するかを識別すれば足りるという事は、やはりその土地の所在がどこであるかということがわかるものでなければならぬ、そういう意味でございます。

○中谷委員 そうすると、民事局長にお尋ねしますが、自分の土地がいかなる場所に存在するかからないという場合、この場合は、訴訟は起こせませんね、検証というものがなければ、訴訟準備

のための検証というものがなければ、訴訟は起こすことができませんね。そういうことは、憲法上の裁判を受ける権利を奪うことになりませんか。公簿、公図は信用できない。憲法上の権利を奪うことになりませんか。

○川島(一)政府委員 それはやはり状況による問題であらうかと思ひます。たとえば、一定の区画の中に存在しているその区画全体が、いままで米軍に使用されていなかったというような場合でありますれば、必ずしも土地の特定は必要ないわけでございます。そういう意味です。

○中谷委員 もう一度お尋ねします。これは答弁が明確じゃないから、私、この点は一番簡単な質問だと思つて聞いたのです。

もう一度聞きますけれども、土地の識別するに足る程度のものであるならば、そういうものを出してきたならば、本土と違つて沖縄の訴訟については、被告、国は、位置等が不明確な点を防御方法とはされませんねと聞いているのです。それはとにかく政府の責任でしよう、軍用地の中をどこか調査できないというの、地籍調査が進んでないというの、政府の責任でしよう。それについて抗告訴訟を起こし、所有権確認の訴訟をわれわれは起こさなければいけません。そのことについて防御方法としては用いませぬねと、それは国の責任として約束してもらいたいと言つていゝんです。あたりまえなこと聞いていゝんですよ。

○川島(一)政府委員 先ほど申し上げましたとおり、事案によつて異なるので、常に国は防御の方法としないという事は申し上げられないと思ひます。

○中谷委員 だから、軍用地の中はとにかく調査ができない、そうしてとにかく国民の手を縛つておいて、そうして訴訟を起こしてきたときに、それを防御方法として使わなければならないことを言つて下さい。そうでなければ、土地は収奪をする、そうしてとにかく訴訟においては、おまえの訴状は不十分だというふうなことで、一体何

ですかと言いたくなるんです。いまのはちょっと法律家としては少し議論が荒つぽくなったんですが、その点について、防御方法とはしないということを一言言つて下さい。

○川島(一)政府委員 沖縄の土地が非常に不明確であるという事は従来からいわれておりますが、基地の中におきましても、一応の図面ができてゐるわけでございます。その図面をもとにして訴訟が行なわれるということが普通であらうかと思ひます。しかしながら、その地図が間違つておるといふ場合には訂正する必要があるもので、自分の土地はここにあらなければならない、このことが訴訟で問題になることがあり得るわけですから、その場合には、当事者がかつてなことを言つてゐる場合もあり得るわけですから、それだけのやはり理由を示していただかなければならない、これは当然であらうと思ひます。

○中谷委員 そういつてなことを言わないで、まじめにやつてはつきりした場合、そういうときには防御の方法とはしないということをやつて下さい。まじめにやつていて、しかもとにかくどうにもならない場合のことを言つて下さい。防御方法とはしないということをやつて下さい。

○川島(一)政府委員 ただ、土地の位置が問題になります場合には、これを判断しなければ裁判所としての裁判もできないわけでありまして、したがって、国が言う言わないにかかわらず、裁判所としては当然それを問題にせざるを得ないわけでありまして、こちらが問題にするしないということとは関係なく、その点が裁判において争点となるわけでありまして。

○中谷委員 ですから、識別し得るもので足りんだなどというふうなことをおっしゃつておりながら、事実上は、とにかく防御方法としては、場所をはつきりしないというところをおっしゃる。ですから、私は、この答弁についても全く不満なんです。この点について、だから私は、法務大臣に御所見といひますか、御感想を承りたい。こんな

矛盾について一体どうすればいいのですか。

○前尾國務大臣 裁判が行なわれる、抗告訴訟として始まるについては、私は明確なものでなくていいと思ひます。ただ、中で争う場合に、いろいろ事態によつて明確にしなければならぬ、そうしなければまた判決ができない、こういう場合が起り得るということだと思ひます。

○中谷委員 この問題にかかづらわつてゐるわけにいきませんから、もう一点だけ民事局長にお尋ねしますが、検証がどうも不可能、困難だといふ問題がありますね。しかし、いづれにいたしましても、南のこの地点がすでに不要不急だといふことで抗告訴訟を起こした、起こしますね。この裁判の既判力というのは、土地調査との関係ではどうなりますか。

○川島(一)政府委員 土地調査とは直接関係ないと思ひます。

○中谷委員 既判力は確定するんですね。

○川島(一)政府委員 はい。

○中谷委員 総理にお尋ねしておきますが、だから沖縄の軍用地の問題は、裁判としては既判力として確定する。民事局長はいまそうおっしゃいましたね。そうすると、嘉手納の飛行場の、とにかく草むらのところだ、こんなところは要らないでしようといふ訴えを起した、ところが、實際調べてみたら滑走路のどまん中だった、實際將來土地調査をやつて確定したやつはどまん中だったという問題が出てきた場合、これは一体そういう問題が出てきた場合、どうなるのかという問題です。要するに、既判力として確定すると、こうおっしゃるのですから、その土地についてはとにかく明け渡ししてもけつこうですという問題が出てきた。そうすると、それがとにかく嘉手納の飛行場の実際はどまん中だったという問題、土地調査の結果どまん中だったということになった場合は、それは一体端っこになるのですか。土地調査の結果、裁判所はとにかく端っこだと認定した。それがとにかくどまん中だったという場合、あるいはどまん中についての訴訟を起した場合、

端つたことだという問題だつて当然出てくる。そうですね。既判力として確定する、一事不再理だとおっしゃる、軍用地の中はとにかくどうにもならないような、検証ができないような話になると、そういう問題は常に起こってまいりますね、この場合、しかし、確認したいことは、既判力とは何かあるのだ、将来土地調査がどうなつてその土地がどう動くが、土地調査とは関係なしに認定した土地だということなんでしょうか。それとも、滑走路のどまん中であるということが正しかったということになつても、それはもう動かないのですか。

○川島(一)政府委員 たとえば、ある土地について所有権確認の判決が確定したといたしますと、その判決の効力は、御承知のとおり当事者間に既判力を生ずるわけであります。それ以外のものに對する関係では及びません。したがつて、その訴訟の当事者間では争えませんが、それ以外の関係ではなお流動的である、こういうことになるかと思ひます。

○中谷委員 したがつて、被告、國との関係の訴訟においては、嘉手納の飛行場のどまん中の滑走路のところを明け渡しするといふ場合だつて、軍用地内をとにかく検証させないといふときには、そういう場合だつて、はなはだ中身がとにかくはつきりしない中で訴訟をやつていくといふのだから、そういう場合だつて当然起こつてくる。だから、やつぱりやる以上は、検証させないのだといふところについてこの問題があると私は思ふ。この点は、私、総理に御答弁を求めませんけれども、この点について外務大臣に、訴訟準備の検証については相手方に伝達をするといふことをとにかく回答書にお書き出しただきましたけれども、伝達をするといふその感觸ですね。どの程度一体われわれは訴訟準備のための検証をなし得るのだろうか。これは民事裁判管轄権の合意による検証とは近い立ち入りを代理人はし得るのだろうか、この点についての御感觸を承りたい。

○福田田務大臣 答弁書にはつきり書いてあります。ありますが、感觸を申し上げますと、米軍に伝達をいたします。その伝達につきましては、米軍に機密保持、そういうような米軍の特殊な立場、これ以外の場合におきましてはできる限りの御協力をしていただきたい、かように考えております。

○中谷委員 次に、たいへん時間があつて、最後の一番大事な問題のいま一つの問題に移りたいと思ひます。

要するに、答弁書の四の(三)、すなわち、実体法に關する土地収用法が自衛隊にはたして適用し得るかどうかという問題についての点であります。この点については、すでに同僚議員のほうから疑義が提起をされました。そこで、私は、土地収用法は自衛隊に適用できないのだという前提を堅持をいたします。しかし、その点についての論争をするつもりはありませんが、一点だけ建設大臣にお尋ねをしておきたいと思ふのであります。

昭和二十六年に土地収用法の改正が行なわれた際、バス及び放送事業が新しく土地収用法の対象として三条の中に加えられたという事実があつたこと、その後、土地収用法の改正は、何回におつた行なわれたでしょうか。きつめて何回も行なわれたことは、同僚建設委員会委員から私は承りました。非常に回数が多いわけですね。今日まで土地収用法三条の中に、前回も申しましたけれども、墳墓とか、あるいはまた、それほど社会、公共の面から見て重大と思はれないものだけをずつと列挙している。自衛隊を今日に至るまでこの中に列挙しなかつた理由は、一体どこにあるのでしょうか。この点をまずお聞きしたいと思ひます。

○西村國務大臣 仰せのとおり、土地収用法は、二十六年に新しい土地収用法が制定されてからたびたび改正はあります。しかし、自衛隊に關するものは、収用法の第三条の適用で、これは適用されるということと改正しなかつたとは私は思つておるのでございます。

○中谷委員 私がお尋ねをしたのは、質問は次のとおりであります。

いわゆる昭和二十六年制定の土地収用法については、バス、放送事業等が新しく旧法と異なつて追加されたという事実があります。その後、なぜいまになつて、自衛隊がいわゆる土地収用法の対象になるのだということ、これは私きつめて無理だと思ふのですが、そのことをどうしてもおつしやうたい、言わなければ、とにかくこの暫定使用法案は飛んでしまふから、どうしても言わざるを得ないけれども、それなら、とにかく三条については、七の二だと七の三だとあるいは九の二だと、次から次へと、どんどんそれぞれ法の制定の過程の中において、収用の対象となるべきもの、三条の適用の対象となるべきものが追加されていつてゐるではありませんか。にもかかわらず、結局最後までこの問題、自衛隊についてはその姿をあらわしてない、この文言の中に、三条の中に姿をあらわしてないといふのは、どのような改正経過によるものでしょうか。これは國民はだれだつて素朴な疑問を持つと思ふのです。

この点を私はもうむずかしい議論はいたしません。その点についての大臣の御見解を承りたい。

○西村國務大臣 しかし、自衛隊に對して土地収用法が適用になるかといふことは、今日この段階で始まつたものではありませんが、もうずいぶん前からその解釈をとつておるのでございます。しかも、その適用は、収用法の第三条の三十一号で足りる、こういう解釈じゃなかつたかと私は思つておるのでございます。

○中谷委員 建設大臣にもあまり御質問しないほうがいいと思ふのです。非常に失礼ですけれども、それは時間の關係上質問しないほうがいいと思ふのです。と申しますのは、自衛隊についてそんな解釈がどこにもございせんませんでした。昭和二十八年の、保安隊についての法制局長の回答というものを政府はいま唯一のよりどころとしてゐるわけですね。そういう中で、いかに「公共の」といふのが土地収用法、公共用地取得の特

別措置法にかかるとだ、「公共の」でくくれるのだ、こう言われたつて、この三条の中に、いつても、かりに政府に自信があり、土地収用法を適用することができたら、私は加える機会と場合があつたと思ふのです。それを今日までなぜそういうことをせずに、また現に一件も適用された例がないといふ、それを暫定使用法案のこの審議にあつて初めて、この土地収用法が本法なんですといふことを言わざるを得ないのか。それを改正経過の面から私はお聞きしてみたいと言つたわけなんです。その点、建設大臣にお聞きしたいと言つたけれども、そういう改正経過との關係において、加えられるものなら加えておいたらよかつたじゃないか。それは自衛隊が土地収用法の対象になりにくい、あるいはそれはなることが困難だといふ前提があればこそ、たとえば、墳墓等あるいはとかく焼却場等全部列挙しておる。自衛隊の四次防の予算は一体幾らでしょうか。そんなものはここに列挙されておらないといふことは、いかにどのような法制局長官が論議を展開されようとも、法改正の経過から見ておかしいではありませんか。このことを私は言いたかつたのです。大臣の御見解、はなはだ恐縮ですけれども、もう一度承りたい。

○西村國務大臣 経過と申しますか、自衛隊については結局列挙いたしておりますが、自衛隊は保安隊から――その土地収用法のときは保安隊でありましたけれども、いまの、やはり自衛隊でございます。したがつて、そういう経過はどうであつたかわかりませんが、やはりそれを列挙しないのは三十一号で足りると思つたからじゃないかと思ひますが、その経過のほうは、やはり法制局長官のほうから私は適当だと思つております。

○中谷委員 だから、昨日、一昨日、同僚委員がずっとこの問題についてはもう論議をいたしましたけれども、やはり法制局長官がどのような論議構成をされようとも、三条を何べんだつて改正機会があつた中に入れてないのを、「公共の」といふことでくくれるのですよといふ、それはとにかく

立法院に籍を置く者として、法制局の論議展開は、そういう立法経過、改正の経過から見て、私は、非常にどうか無理があると思うのです。

ただ一点だけ、では法制局長官にお尋ねをしておきたいと思いますが、答弁書にありまうかと思はれ防衛庁にお尋ねすべきことであらうかとも思いますが、答弁書の四の四によりまうかと、要するに、自衛隊が暫定使用することについては緊急性がないということにはならないということについてのお答えがあります。この点についてはあとでお尋ねをいたしますけれども、最小限法制局長官にお尋ねをいたしたいのですけれども、日本の土地法の体系の中において、「公共の」ということで、公共用地取得の特別措置法も土地収用法も全部くくっているのです、だから、自衛隊もとにかく入るのですというのが長官の論議展開でありました。御答弁でありました。

そこでお尋ねをいたしたいと思えますけれども、公共用地の取得に関する特別措置法は、「公共の利害に特に重大な関係があり、」——そうである。——かつ、緊急に施行することを要する事業」について、公共用地取得の特別措置法があるわけでごさいますね。だとすると、政府は従来から、河野建設大臣の答弁は維持すると言ったけれども、また、本日ももう引用はいたしませんけれども、建設大臣の公共用地取得に関する法律についての制定理由の中にも、委員会における提案理由説明の中にも、その点は明らかであります。そうすると、これも千歩譲るわけですが、法律の論議ですから、千歩譲ります。千歩譲るといたしまして、本土の土地法の体系の中、土地収用法あるいは公共用地の取得の特別措置法、米軍については土地の特別措置法、いろいろなものがあります。そういう土地法の体系の中で、自衛隊は電力、水道などに比べて、要するに、公共用地の取得に関する特別措置法に書かれてある緊急かつ重大な公共性というものも持っていないということだけは政府としても認めざるを得ない、こういうふうには私は考えますが、いかがでしょうか。

○林(信)政府委員 お答えいたします。

御質問の趣意は、公共用地の取得に関する特別措置法の改正の際、政令委任の規定が入りましたけれども、その政令は、その前の各号に掲げてあるものと同様に緊急性がある、あるいは公共の重要性なものであるといったようなものを政令で指定するというものになっておりますが、その政令で自衛隊の施設を指定するかどうかということにしまして、時の河野建設大臣が、それは指定しないという趣意であらう御答弁をなさったと私も理解しておるのでございますが、いまのお尋ねは、自衛隊がしからば緊急性がないんじやないか、こういう御趣意……。公共性でございますか。

○中谷委員 違います。質問を理解してくださっていないわけなんです。要するに、公共用地取得の法律の中に規定されている公共性というものの高いものは、重大でありかつ緊急な、特に公共性の高いもの、これは公共用地取得の法律の中に入っております。そこから政府は自衛隊をはじき出してはいるわけですね。自衛隊をはじき出してはいるわけですね。公共用地の取得に関する特別措置法の中からは自衛隊をはじき出した。これは政府従来の答弁であります。建設大臣もそのことは何へんもこの委員会でも認められました。河野建設大臣の答弁は従来の政府答弁であると言っておられる。そうでございますね。したがって、私が聞きたいのは、法律家の議論ですから千歩譲りますと言っているのです。私は、土地収用法が自衛隊に適用されるはずがないと思う。しかし、その「公共の」とあるのは電力その他、要するに公共用地の特別措置法に規定されているものに比較して、自衛隊の公共性の重要性と緊急性は、同じ「公共の」ものであっても、劣るものとして本土法の中においては位置づけられていると観念せざるを得ないという論理を私は持ちます。当然のことであらうと思うのです。御見解を承りたいというのが質問の趣意であります。

○林(信)政府委員 先ほどもちょっとお答え申し上げかけましたように、河野建設大臣の御答弁は、この公共用地の取得に関する特別措置法を適用するかどうかという点にしましてのお答えと思いたしますが、適用しないという趣意でお答えになった。政令で指定しないという趣意でお答えになった。その意味におきまして、この法律が適用になる、つまり政令指定の要件になっておりますそれには該当しないと自分は考える、こういうお答えであつたと思ひます。

○中谷委員 わかるんです。わかるんです。そういうお答えというのは、公共用地の取得に関する特別措置法の第一条は、「土地等を収用し、又は使用することができ、事業のうち、公共の利害に特に重大な関係があり、かつ、緊急に施行することを要する事業に必要な土地等の取得に關し、土地収用法の特例等について規定」をしたんだとあります。もうそんなこと一々条文を読まなくても、部長のほうとにかくしよつちゅう読んでおられる。そうあります。だから結局緊急だ、それから公共の利害に特に重大な関係があるんだ。要するに公共性が非常に高いもの、いま一つは緊急性の非常に高いもの、そのとにかく特別措置法でいくな。これは土地収用法の特別措置法でいくな。だから法制局長官は先日非常に奮闘されて、「公共の」ということで、土地収用法の適用は自衛隊にあるんだとおっしゃった。これは私はあくまで納得しない。しないけれども、自衛隊は本土法のたてまえの中においては、日本の土地法のたてまえの中においては、公共の利害に重大な関係があり、緊急であるという点においては、自衛隊は土地法の体系の中で、土地収用に関する法の体系の中でははじき出されております。これはもうすなにおに答えてください、時間がたつたから。あたりまえでしよ。百歩譲つて、千歩譲つて議論を展開しているんですから。それでしよ、部長、何とお答えしたいんですか、一体。

○林(信)政府委員 何度も同じようなお答えになつてしまふかもしれないんですが、この特別措置法は、土地収用法の非常に懇切丁寧な手続を多少省略いたしまして、緊急性がある場合にいわゆる緊急裁決いたしましたすみやかに土地の取得をする、その対象範囲にいま自衛隊の施設を入れるか入れないか、つまりこの法律を適用するかしないか、その点に關しての大臣の御答弁でありまして、自衛隊が公共性がないという趣意ではなからうというふうにお答えをしております。

○中谷委員 そうじゃないんです。自衛隊の公共性については、私は土地収用法が適用できないと思ひけれども、法制局長官の論議を一応となく認めましよう。法律の論議をしてるんだから認めましよう。しかし、その公共性というのは、特に重大なものについて、公共性の程度の高いものについては、土地の特別措置法の適用は受けられることになっておます。それは電力その他です。だから、とにかく本土法の土地の収用に関する法律の中では、重大性とか緊急性とか、公共性の高いものの重大性とか緊急性において、自衛隊は電力などには劣ることになります。そのことを聞いてるんです。それでしよ。

○床次委員長 はつきり答えていただきたい、簡潔でいいです。

○高辻政府委員 お答えを申し上げます。おっしゃる趣意は大體了解しているつもりでございますが、私はこの件に關して何べんか申し上げておます。そのうちから答弁を差し控えておりましたが、いまの点はまさに別の角度からおっしゃっているようであります。(中谷委員「そうです」と呼ぶ)

そこで、特定公共事業の中にまず取り上げられるべきものなら取り上げられるべきではないかというのが前提にあるのではないかと——そうじゃないですか。(中谷委員「そうじゃないです」と呼ぶ)——それでないとなれば、まあ私は一応申し上げますが、特定公共事業、公共用地の取得に關す

る特別措置法は、ごらんになればわかりますように、まさに「特定公共事業」といっておりますように、また二条の各号をごらんになればわかりますように、まさにそこにあるのはいわゆる公共事業でございますので、ここに入っていないだけのことであつて、だからといってほかのものの性格がこゝでござつてしまふというふうなことは少なくともならぬだろつと思つております。

○中谷委員 「公共の」ということで、自衛隊を土地法で一日は一生懸命に長官はおくくりになつたんです。そこで私は、百歩千歩譲りましょつ、法律の論議をしているのだから譲りましょつ、「公共の」ということでくぐられたんだから譲りましょつと言つた。しかし、その「公共性」には、濃淡あるいは程度の差、重さ軽さの差があるはずだ。だから、この公共用地の取得に関する特別措置法の中にほつり込んだものは何かという、特に重大であり、そして特に緊急を要するものが特別措置法の中にほつり込まれてきているんだ。だから、かりに千歩を譲つて土地収用法の対象に自衛隊がなつたとしても、なつたという政府の答弁であつたとしても、それは電力などよりも、公共性の重大性と緊急性においては劣るものとして観念せざるを得ないでしよつと、土地法の体系の中においてはそれはそういう位置づけをされてゐるんですねと聞いているのです。

○高辻政府委員 私も、御質問の趣旨をそういうふうな御立論ではないかと思つて実は御答弁したつもりでございしますが、公共用地の取得に関する特別措置法は、一条から全部ごらんになれば簡単にわかるわけでありまして、「土地等を取用し、又は使用することができし事業のうち」「その「事業」といふのは、二条の各号をごらんになればわかりますように、いわゆる公共事業である。その公共事業についてその当時必要性を認めて、これについての特別措置法をつくつたことは確かでありまして、だからといつて、自衛隊その他、ここに載つていないものがすべて緊急性等において劣るものであるといふことをこれが表明しておる

ものであるといふことにまでいくことは、賛成しがたいといふことではございします。

○床次委員長 中谷君に申し上げます。

だいが繰り返して議論がありまして、すでに答弁もあつたんでありまして、進行をさせていただきたいと思ひます。

○中谷委員 繰り返しではありますけれども、納得がいけないし、私はやはり無理を言つてゐるつもりではないんです。無理を言つてゐるつもりはないんですから、その点は委員長も御判断いただいてと思ひます。

○床次委員長 御質問と答弁もあつたことはわかります。繰り返されておりますので、進行していただきたいと思ひます。

○中谷委員 いづれにいたしましても、公共用地の取得に関する特別措置法の第一条は——じゃ、ここにいきます。第一条の「目的」に自衛隊は合致せず、そして自衛隊はほつり出されてゐる、このことだけは言えますね。要するに答弁書記載のとおり、二条八号からはとにかく自衛隊はほつり出された、たき出されたわけですね。それはとにかく当時の政府の見解、今日の政府の見解なんです。だからこの法律の一条の目的には自衛隊は沿われないのだといふことで、だからこゝはほつり出された。その目的には何が書いてあるかといふと、重大性と緊急性なんだ。ですから結局自衛隊はこの法律に書いてある各種事業に比べてこの緊急性と重大性においては劣りますね、こゝ聞いているのです。

○高辻政府委員 私はその点に就いて申し上げてゐるつもりであります。説明のしかたがまずいと見えまして十分に御理解をいただいておりますが、第一条は「土地等を取用し、又は使用することができし事業のうち」「こゝいうものについて」とありまして、その事業たるや、第二条をごらんになればわかりますように、いわゆる公共事業について規定してゐるものであります。したがつて、事公共事業に関しては、載つてゐるものと載つてないものとを比較対照ができると思ひます

が、事公共事業に關係のしないものについてこれをわざわざお引き出しになつて、それは緊急性がないものと断定なさることは、少し、そこにやや問題がありはしないかといふことを私は御答弁申し上げてゐるわけでありまして。

○中谷委員 繰り返しになりますけれども、これは政府にこれ以上、長官に答弁を求めませんけれども、少なくとも公共用地の取得に関する特別措置法第一条の緊急性それから重大性からはほつり出されてゐるじゃありませんか。じゃ、かりに緊急性があるといふ点まで認めましょつるか。じゃ、そこまですとにかく一万歩譲つて認めましょつるか。そう認めたとしても、この公共用地の取得に関する特別措置法による緊急性からは自衛隊はほつり出されておりますね、電力、水道等はこゝに入つておりますねと、そういうことは言わざるを得ないじゃありませんか。だから、あなたのおつしやつてゐる緊急性と私の言つてゐるこの法律に基づく緊急性とは違つたじゃありませんか。ほつり出されてゐることは事実なんだからどうにもならぬじゃないですか。

○林(信)政府委員 電気の場合におおげになりましたので、それと同程度の緊急性もないじゃないかと、こゝいう御趣旨には受け取れるわけではございしますが、実は電気につきましては、この法律の二条七号にありますが、そのうち「政令で定める主要なもの」といふふうにごさいます。あるいは道路につきましても二条の一号に「高速自動車国道又は一般国道」こゝいうふうに書いてあります。それと同程度のといふ意味におきまして、いまおつしやつたような事柄が成り立つのかといふふうにお聞きします。それと同程度に、したがつて二条の先ほど申し上げました八号、政令委任の規定、これは前各号と同程度といふことで考えておりますから、その中にも入れないといふことと、電気一般と同程度でないじゃないかといふことと、同程度かどうか、同程度に扱つかどうかといふ意味でございしたら、河野大臣の御答弁は八

号の政令で指定しないといふ御趣旨のことではございしますから、そういうことになるだろつ、こゝいうことではございします。

○中谷委員 要するに二条に書いてあるものよりも緊急性、重大性は低いのでしよつとということ、これだけ、こんな簡単な答弁を引き出すのに時間がかかるといふことはやはり思惑があつて、次は中谷委員は何を質問してくるかなといふことを予想しておられるから、こゝでとにかく答弁を渡されるのですよ。要するに緊急性について差がある。同じ公共性、緊急性なんといふものがあつたとしても、土地収用法のものとは差がある、自衛隊と電気のある部分については差があるといふことはどうとお認めになつた。認められましたね。

そこでお尋ねしたいと思ふのですけれども、水道事業や電気事業や道路や飛行場や灯台、こゝいうものは沖繩県民の生活に一日も欠くことができないのだといふふうには、これは政府答弁の中にあつた。私もそう思ひます。そういうふうには思ひます。しかし、自衛隊の緊急性、重大性については土地法の体系の中においてすでにその差がつけられてゐるじゃありませんか。政府の見解、政府の答弁の上に立つても差がつけられてゐるじゃありませんか。まして土地収用法の適用はないんだといふ有力な学説、有力な学者の見解があるじゃありませんか。それを同列に置いてきてゐるところに私はこの法案の最も許容できない第二の点、告示と相呼応して第二の点があるわけなんです。その点を私は申し上げたい。

そこをいふ。これはあと緊急性が——だからその点について道路、飛行場、電気事業その他に比べて、私は緊急性が自衛隊は少ないんだといふことの論証が一点だけでございました。いま一つの論証でありますけれども、久保・カーチスのいわゆる防衛費の引き受けに関する取りきめは当初展開と追加展開に相なつてゐる。当初展開と追加展開とに相なつてゐるがらとにかく復帰の日にいゐる自衛隊用地を確保しようとする、こゝ

それは一九七三年七月一日までの追加展開、さらに防衛庁資料によりますと、四次防の末期に六千八百人というに相なつておる。かりにそれらと相考するならば、いわゆる自衛隊の緊急性というものは相当年数を余裕を持ったものじゃないか。この点がまず私は言えると思うのであります。水道を一日もとめちやいけません。電力を一日もとめるわけにいきませんけれども、展開それ自体が久保・カーチス取りきめにおいては時間的な余裕があるじゃありませんか。この点について私は第二の緊急性がないということを主張したいのです。その点についての防衛庁長官の、第二の緊急性について私はそういう疑義を提出した、この点についての御答弁をいただきたい。

○江崎國務大臣 主権が日本に戻ってまいりますれば、当然沖縄県としての防衛、それから民生に對する協力、災害常襲県といわれる不幸な地理的位置にありますので、その災害救助活動、これは一日も空白の置けないものです。で、アメリカ軍がその後とどまるわけですが、これは日米安全保障条約においてとどまるのでありまして、アメリカ軍がいるからそれにまかせておけばいいというものではありません。主権が日本に戻ってまいります以上、これは当然日本の自衛隊が沖縄県の防衛に任じ、民生の協力に果敢に立ち働いていく、これはきわめて緊急な問題だというふうに考へております。

○中谷委員 自衛隊のためにPRするならば、局地防衛、民生協力のほかに、災害派遣ということばもあなたのほうで入れなければいかぬ。それを認めた上で私は言いたい。そんな任務はありまするけれども、公共用地の取得の法律を含むところの土地法の体系の中において、まずそのおっしゃっている緊急性というものは電力などよりも一落落ちたものですよ。それが一点。いま一点は、そういうふうな民生の協力をします、災害派遣をします、局地防衛の責務に任じますとおっしゃるけれども、それは久保・カーチスの取りきめによつた一九七三年までの展開という追加展開があるじゃありませんか。それが一つと、四次防の末期において六千八百人の展開じゃありませんか。というところは何かとにかく復帰の日

に全部の土地を取り込んでしまふということとは一体どういふふうな結びつきのですか。それはあくまで先取りじゃありませんかというのを私は言いたいです。その点が説明つかなければいけません。先取りをしようとするのはおかしいじゃないですか。その緊急性というのは、防衛出動のような状態は考えられないのです。国防の空白は一日もゆるがせにできないというだけのことなんです。そんなことで、先ほどから私が問題にした告示というところのああいふうないあいいまいな手続で、とにかくその緊急性というこの名前、その緊急性も非常に少ない緊急性、電力等に比べれば少ない緊急性、それでやっというといふふうな理由には全然ならないでしょう。引き続き自衛隊が使用するというけれども、引き続きじゃありません。それは結局新規使用以外の何ものでもありませんじゃありませんか、というのが私の指摘なんです。だからこの点についての御答弁を重ねていただきたい。法的な見解を承りたい。

○江崎國務大臣 これは主権が日本に移る以上、一番根本の大事な問題として、緊急でもありました根本的な大事な問題として自衛隊がそこへ配置される、当然だと考えます。そればかりか、なるほど久保・カーチスの覚書はありますが、すでにこれも目録の間に迫つた、もう六千八百人を配置するという計画はできておるわけです。したがって、これを確保することは必要だと考へております。

○中谷委員 計画ができていながら、その計画どおりに計画に基づいて計画に合致してやればいいんじゃないんですか。何も復帰の日には全部土地を取り込むことはいらないじゃないですか。これが立論ですよ。だから、とにかくその展開される日と、土地を取り込んでしまふ——取り込むという

ことはききたないことばだけれども、土地をとにかく確保される日とがずいぶん間があるじゃないですか。土地を先に取っているじゃないですか。それはとにかく緊急性ということとは矛盾するじゃありませんか。重大ですよ、重大ですよとおっしゃつても、重大だからといって何をしてもいいんだというには世の中少しもなりませぬ。しかも、本土の土地法の体系の中においては自衛隊は政府みずから公共性において一格下と認めているわけですよ。公共性の重大性と緊急性においては一格下と認めているわけなのだが、この点をどう説明されるのですかと聞いています。

○中谷委員 そうじゃないのです。先ほど、とにかくその法の体系の中においては特別措置法という緊急性には当たらない、重大性に当たらないというのを答弁されたのです。では、そういう答弁があつたかかったか、もう一べん打ち合わせしてください。

○高辻政府委員 どうもまだ御理解いただけないのはなはだ残念でございますが、簡単に申し上げますけれども、公共用地の取得に関する特別措置法が問題にしておりますのは事業、なにかんずく公共事業であります。その公共事業について、先ほど部長が御説明申し上げましたように、政令で定めるものがこれに載つかる、そうではないものは載つからないと、公共事業の中で濃淡があることはこれは当然でございます。しかし、公共事業についてこの法律が規定しているところがあるから、そのほかの自衛隊についてはこれからはきき出されているのだというところは当たらないのではないかと、何となれば公共用地の取得に関する特別措置法は事公共事業に關して述べられているにとどまるからと、こういうわけでありまして。

○中谷委員 この点については、私自身はまあ先ほどの論争で、論争というほどの緻密な議論はお互いに展開しませんでしたけれども、まあ私自身の言ひのほうはより合理性を持っていたと思ひますから、これ以上申し上げません。では、次に防衛庁長官にお尋ねをいたしたいと思ひますが、回答書、大きな三の算用数字の5でございまして、そこで「一定の公用又は公共の用に供されていた土地等について、従前と同一又は同種の用途のために、暫定的に一定の限られた期間内において、使用権を設定しようとするもの」とありますが、この一、ここで「公用又は公共の用に」とあるのをひとつ類別をしてください。そして「同一又は同種」というのを類別をしてひとつお答えになつてください。

○江崎國務大臣 施設庁長官から答えさせます。○島田(豊)政府委員 公用、公共用の問題でございまして、これにつきましては従来米国の軍隊が使用しておりました土地につきまして、その中に軍が直接使用しておるものがございますし、水道、電力等の公社が使用しているものもございまして、そういう意味で「公用又は公共の用」と、こういうふうな表現をされておるわけでございます。

○中谷委員 同一、同種は……。○島田(豊)政府委員 この同一、同種の問題を自衛隊の問題に即して考へてみますと、自衛隊が現地において配置されまして任務をいたしますところの局地防衛なりあるいは民生協力なりというふうなもの、少なくとも、従来米軍が沖縄の本土の防衛に任じておつたその機能を引き継ぐという意味におきまして、これは同種のものである、こういうふうな観念をされると思ひます。○中谷委員 アメリカ合衆国軍隊と自衛隊が同種という点については、私はまず自衛隊違憲論の立場という立場を堅持しながら、しかも政府見解に立つとしても、とうてい了承できないわけでありまして。同種という限りは主要、重大部分において私はとにかく共通項がなければならぬ。アメ

リカ合衆国軍隊と自衛隊が同種、したがって引き続き使用などということは、これはあらゆる点に私は問題を生じてくると思うし、このような表現については私はどうも理解できない、私はその点について特に事が重大だと思ひますので、委員長の御了承をいただきまして、安井委員の関連質問をお許しいただきたいと思ひます。

○床次委員長 安井吉典君から関連質問の申し出がありますので、これを許しますが、簡潔にお願いいたします。安井君。

○安井委員 簡潔にと言われますけれども、私毎日のようにこの委員会に日参いたしておりますので、三、四時間ぐらいやらせてもらつてもいいと思ひますが、しかしまあ関連ですから、ごく簡潔にこの法案の問題点、とりわけいま中谷委員が取り上げております自衛隊の土地使用の問題について、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

この法案については、過日、社会、公明、民社三党が共同見解を発表いたしましたように、憲法第九條、十四條、二十九條、三十一條、三十二條、九十五條等、実にたくさん憲法の疑ひを持っています。そのうち幾つかの問題について、たとえば告示の問題ではこれは法定手続の保障の憲法三十一條違反、あるいはまた二十九條の財産権尊重の規定違反、あるいは十四條の法のものの平等の規定違反、そういうような点を案物についていままで中谷委員は取り上げてきたのだと思ひます。

で、この法律の中に、米軍の占領時の土地をそのまま引き継ぐという内容と、それから自衛隊に米軍の土地をそのまま引き継がせるというやり方と、それから道路や水道等の引き継ぎの使用の問題と、いわば性格的に三つあると思ひます。その三つのいずれについても、私がいま取り上げましたような違憲性というものは免れるわけにはないと思ひます。その中でも、私は特に重要なものは、この米軍がいままでいたところに自衛隊がするなりと入り込む、それまでをこの法律で、この緊急立法でやろうというところに大きな問題があるように思ひます。戦後すいぶん法律を国会はつく

りましたけれども、私は最悪の法律だ、この間予算委員会の際にも言ひましたけれども、いまだにその考え方を曲げておりません。特にいま中谷君の質問の中でそういう点が一そう明らかになつたと思ひます。

そこで、その問題の自衛隊の土地使用の問題について中谷委員に対する答弁書、いま取り上げられました部分の問題点でありますけれども、ここにいま中谷委員が読み上げましてちょっと御説明があつたのですけれども、「一定の公用又は公共の用に供されてゐた土地」いままで米軍の土地とそれから水道公社その他の土地がありまして、この公用と公共用と、現在あつた土地をひとつ明確に分類してください。

○島田(豊)政府委員 ここにございます「公用又は公共の用に供されてゐた土地」の中には米軍が使用してゐたものもございまして、それから水道公社あるいは電力公社等のいわば今後におきましては県の事業なりあるいは公共企業体の事業になるような、そういうふうな土地が含まれておるわけでございます。概略そういうことだと思ひます。

○安井委員 はつきりしてください。米軍の基地は公用ですか公共用ですか。

○島田(豊)政府委員 米軍の基地をどういふふうに性格づけられるかちょっと問題があると思ひますけれども、復帰後のことを考えてみますと、公用というのにはやはり、たとえば自衛隊が使用しますような、要するに国として使用する場合は公用。公共は道路等がその代表的なものとと思ひます。そのほか今後電力株式会社、公法人でございまして、これが公企業体の土地ということになります。しょうし、それ以外に米軍の直接使用する土地、こういうことにならうかと思ひます。

○安井委員 私ははつきり分けてくれと言つてゐるのです。たとえば嘉手納の空軍基地は公用ですか公共の用ですか。

○島田(豊)政府委員 これは復帰後のことを考えてみますと、いわゆる駐留軍の用に供する土地、

こういうことにならうかと思ひます。それが国内法でいいますような公用または公共用という、そういう概念に直ちに入るかどうかちょっと問題がありますので、これはやはり米軍の使用する土地、こういうことにしたほうが適當かと思ひます。

○安井委員 答弁書には公用と公共用と二つの概念に分けて、それ以外の概念はないのです。だからどつちかなんでしよう。それを、どつちかというのを聞いてゐるのです。

○島田(豊)政府委員 米軍が使用しておりました土地につきましては、これは一応こういう公用、公共用と分けますれば公用ではないか。ただ今度の法律は公用地等の暫定使用に関する法律で、これは今後復帰後におきましてそれが公用地に使われる、あるいは公共用地に使われる、こういうこととでございます。

○安井委員 よけいなことを言わなくてもいいですよ、時間がかかりますから。

アメリカという国が使つてゐるんだから公用、それを今度はそっくり日本の防衛庁が使用をする、こういうわけですね。

それから「従前と同一又は同種の用途のため」ということがありますが、これからの用途としては米軍が使うやつと自衛隊が使うやつとそれから道路、水道等がありますが、この三つに分けて、同一と同種とはつきり区分してください。あなたでむずかしければ法制局長官でいいですよ。

○島田(豊)政府委員 米軍が復帰後におきまして使用する土地、つまりわが国が提供する土地、これは同一と見てよろしいかと思ひます。米軍が従来の用途に使つておりました土地を引き継ぎ使用する、これは同一と見てよろしいかと思ひます。

自衛隊の場合には、その機能の面におきまして、これは同一というにはならないと思ひます。で一応同種という概念に入るのではなからうか。それから、あの水道、電力その他につきましては、これは用途が全く同一である、こういうふう

○安井委員 米軍が使つていたやつは、自衛隊がそのまま使うやつは、これは同種ということだ。そのうちありますが、自衛隊は憲法第九條に違反しておりましたか違反してありませんか。

○島田(豊)政府委員 違反してありません。

○安井委員 もしも自衛隊がいまの米軍と同じ装備や機能を全部持つたというふうな仮定いたしました、それは憲法第九條違反ですか違反ではありませんか。

○島田(豊)政府委員 御承知のとおり、今日沖繩の施政権下におきまして米軍が沖繩で果たしておるいわゆる軍事的な機能というものは、一つはわが国の沖繩の防衛ということと、同時に極東の平和と安全に寄与してゐると思ひます。その中で、自衛隊が同種と申し上げましたのは、たとえば局地の防衛でありましてあるいは災害派遣とかそういう一つの機能に着目して考えれば、これはいわゆる肩がわりといふことが引き継ぎといふことです。その辺だいぶんことばの使い方がむずかしいわけでございますけれども、やはり沖繩の防衛ということに着目いたしますれば同様の機能、こういうふうに見てもよろしいかと思ひます。

○安井委員 日本の自衛隊が沖繩へ行くのは、あれは米軍の肩がわりで行くのですか、総理。

○江崎國務大臣 米軍の肩がわりではございせん。主権が戻つてまいりますから、当然この沖繩県を本土と同じようにしようというところで行くわけでありませう。

○安井委員 局長、いいんですか。

○久保政府委員 先ほど施設庁長官が答へられましたように、沖繩の米軍は極東の安全と平和に寄与する任務が一つと、それから沖繩の防衛を担当する任務が一つと、こう二つあります。そのうちで沖繩の防衛の分は自衛隊が引き継ぐわけでありませうが、本来日本側がやるべきことをやるわけでありませうから、私どもはそれを肩がわりとは観念いたしておりません。

○安井委員 肩がわりでないのなら、日本の自衛隊は自衛隊として向こうへ行くのなら、これは継

続性はないじゃないですか。肩がわりならこれは継続性ありますよ。いままでもあった土地に自衛隊がするり入り込む、肩がわりなら継続性がある、なるほどこの法律にあるいは該当するかもしれないが、肩がわりでないのなら、別なものなら、こんな法律に米軍の土地をそのまま自衛隊を入れ込むというのは間違いですよ。そうじゃないですか。

○久保政府委員 肩がわりというのは本来AがやるべきことをBがやるという場合に肩がわりというふうに私も考えます。ところで、いまの場合には肩がわりという観念ではなくて、たとえば防壁でありましたか避難でありましたかそういう機能を引き継ぐということでありまして、その点においては継続性があると私は考えます。

○安井委員 いままでひとが使っていた土地ですよ、ひとの国が。しかもそれは公用地だということ。自衛隊が入り込むのは、そこで防空をやるのは、これは公用なんですか、公共用なんですか。

○島田豊政府委員 公用か公共用かということになりますれば、公用だ、そういう概念に入ると思えます。

○安井委員 もう概念がめちゃくちゃなんです。土地収用法の適用の段階には公共性というやうなものを前に出して、さも公共の用のためだというふうには自衛隊の問題を持ち出しておられる。ところが、この場合は公共の用のことばではいかぬわけですね。米軍は公共の用のためにあそこにいるんじゃないのですから。さっきはアメリカがいるのは公用だと言ったでしょう、公共用じゃないと言ったでしょう。だからそういう意味で、いろんな法律の一番いいところを渡り歩いてこういう法律の解釈をおつくりになっているわけですよ。私はそう思います。

まあ中谷君の時間をとっては悪いですから、そのこの問題だけにいくことはいいじゃないかもしませんけれども、ただ私がもう一つ伺っておきたいのは、この法律に自衛隊が入るには継続性があるということが一つの要件で、もう一つは緊急性で

すね、この二つだということをお先ほどの議論の中で明確にされております。緊急性の問題にいきますか。——いま中谷委員とのやりとりをいろいろお聞きいたしておりましたけれども、同種のものとして自衛隊が引き継ぐのは局地防衛や災害や民生協力だというふうにも書いてあるし、先ほどの御答弁もそれです。局地防衛、沖縄はいま自衛隊が行かなければ、ほかの国が入ってきて沖縄が攻撃されて、沖縄が占領されるような状態にあるんですかね。あるいはいまいるアメリカはさういふ力が足りなくて、もう外国が来たらつぶれそう、そういう軍隊なのか。私はまあ緊急性ということばだけをとって議論をすればさういふことになると思うのです。おそらく防衛庁長官が言いたいのは、いや戻ってきたんだから行くんだと、こういうことでしょうか。戻ってきたら行くんだら——私は土地収用法の中に自衛隊の土地や工作物が入ると思いません。思いますが、政府が入ると言うのなら、その土俵の中で議論いたしまして、土地収用法によって政府は自衛隊の土地を確保できるといふふうに考えておられるんでしょう。そうでしょう、さっきの御答弁で。

しかも、何日返還かもわからぬが、その翌日、外国から進政を受けてとんでもないことになるというふうな可能性がないんだとすれば、土地収用法で、政府がお考えになっているその法律でやればいいじゃないですか。こういう、自衛隊を突っ込むことによってその違憲性が一そう強まるような法律をおつくりにならぬでもいいじゃないですか。長官、どうです。

○江崎國務大臣 戻ってまいりましたら一日も空白にできない、これは緊急というよりも国の基本の問題で、緊急にまだ優先する問題だというふうには私も理解をいたしております。ただこの法律は私どもは理解をいたしております。ただこの法律は御指摘のような点を十分考慮に入れながら相手の納得のいく形で進めていきたい。すでにいまこの契約ができて、たとえ低い地代にいたしましても何がしかの代償が払われておるといふ形のも

ので、やはりわれわれ緊急性を認めるからそれをそのまま肩がわりする。これには、政治的に言うならば基地の島のような形をとっておりますので、なるべく新たに自衛隊がまた配置するための土地を求めないというふうなことも配慮しながら、しかもそれが安いというのであるならば今後はその地代においても話し合いに応じていこうというわけで、運営面において十分御注意の点などは配慮していきたい、こんなことを考えております。

○床次委員長 関連でありますので、どうぞ簡潔にお願いします。

○安井委員 もう一つ伺っておきたいのは、これで沖縄の返還によりまして、米軍が使っているなら米軍にいくでしょう、それから自衛隊にいくやうなものもある。それから公共用地として継続使用になるものもある。純粋に沖縄の県民の地主に返る土地はどれくらいありますか。——何だ、それくらい初めから調べておいてください。

○島田(豊)政府委員 今回の返還協定の了解書でC表として掲げられておりますのが、これが復帰の際またはその復帰以前に返還される土地でございますが、これが面積におきまして約五千五百平方メートルということでございます。

○安井委員 それは個人に戻るとですね。自衛隊が使用するものがございまして、自衛隊のみならず政府機関において使用するものがございまして、したがって、その分だけ差し引くということになります。ちょっといま数字につきましては資料を持っておりません。

○安井委員 県民はいいたいへんなんです。沖縄の県民としては。だから米軍が使ったり、自衛隊が使ったり、それから公共用にそのまま使うものもあるでしょう。純粋に地主に戻るのはいくらかというところをさっきから聞いています。

○島田(豊)政府委員 全部返還の中で民間に払い下げがありますのが……(安井委員 払い下げとは何だ、どうもそれは考え方が違うよ)と呼ぶ)失

礼しました。返還になりますのが四千二百四十九万五千平米、それから一部返還の中に民間に返還になりますのが三百八十九万一千平米ということでございます。

○安井委員 緊急性とか何とか先ほどから言われるけれども、実は政府の本音は久保・カーチス取りきめでアメリカに約束をして、自衛隊が行かなければアメリカは協定をうんと言わぬというふうな、そういう仕組みになっておる。それは実はおかしいんですがね。にっちもさっちもいかなくなつて自衛隊にもこんな法律を適用してアメリカの約束を果たそうと、私はまあ本音はさういふことだと思ふのです。それが政府にとって緊急性でしよう。政府にとつての緊急性であつて、さういふような違憲立法をやらなければならぬやうなさういふ約束をしたこと自体が問題であり、さういふ返還協定あるいはさういふ久保・カーチス取りきめをやったということ、それにさかのぼって私どもは不当性を指摘しなければならぬと思ふのです。

そこで現地のほうでは、沖縄の県民の皆さんは、米軍の基地を減らすどころか、政府は減らす減らすと言っているが、「この法案は、沖縄における米軍基地の存続を前提とし、その確保を図ることを目的としています。この法案には、基地をなくするとか、あるいは縮小していくという方向を示すものを見出すことができません。」と屋良主席の建議書ははっきり指摘しています。そこが私は問題ではないかと思うのですが、この間、安里さんに対する防衛庁長官の答弁ですが、自衛隊のこの土地はここで確保する以外にさらにもう少し増加する可能性があるということをおっしゃったのはどなたですか。私は聞いておりませんでしたが……

○江崎國務大臣 それは私申しした覚えはありませんが、また現時点ではもうさういうあと増加をさせるという計画等は持つておりません。これははっきり申し上げておきます。

○安井委員 それでいいですね。いまのこれ以外に将来ともふやすつもりはございませんね。それをひとつ明確にしておきます。——二人は要らないよ、長官に聞いておきなさい。

○江崎國務大臣 そういう計画はありません。

それから前段の御質問ですが、アメリカの軍隊が日米安全保障条約に基づいて過渡的に現在たくさんいる、これがいかに強大であろうともそのことと、主権を回復したあとの沖縄県の局地防衛を担当し、民生に協力し、災害復旧に責任を持つていくという、この自衛隊の任務とはおのずからこれは別のものでありますから、やはりわれわれに主権が戻ってまいりました以上は、いっときも猶予を許さず、それこそ空白を持つてはならぬ、こういうふうと考えております。

○床次委員長 安井君に申し上げますが、関連です。それからどうぞ簡潔にお願いいたします。

○安井委員 もう結論にします。

長官そう言われるけれども、ですから私は緊急性というより重要性というのなら、こんな法律でないで堂々とおやりなさいよ。米軍のつていた基地をそっくりそのまま盗むように入り込む、こんな法律じゃなしに、それぐらい重要性をお考えなら堂々とおやりなさいよ。こういうことで違憲性をさらにふやすということは、私どもはがまんできないわけでありまして。特にこの間公明党の公述人の人が、まるで憲法違反のかたまりのような法律だ、こういうふうな批判をいたしました。私はこの法律ができたなら、これは必ず違憲訴訟が起きると思ひます。現実には現地に於いては、防衛施設庁ですか、調べによりますと、この法律にひっかかるような人がだれもいない、みんな買収にひきまかすという資料が出ておりますね、さつき見ましたら、それならこんな法律は要らないですよ。しかし、現実にはたくさんあるわけですね。これは私は違憲の訴訟というものは必ず起きると思ひますよ。現地ではそういう準備も進んでおります。国会が幾らこんなような議論を続けていても、あとで最高裁判所で反対の結論が出るような

こういう法律をわれわれはこの国会でできるわけにはいかぬと思うのです。

私は、これは法制局長官に伺いたいのだが、あなたもずいぶん法律の本もお書きだし、法律の技術屋としてとにかく内閣の中の一番の長官です、名前のおとまり。私はこんな法律をつくる段階において法制局の中でいろいろ議論があつたんじゃないかと思うのですよ。こういう違憲性の議論、あなたはこの法律をつくったことで良心に恥じませんか。そのことをひとつ伺ひます。

○高辻政府委員 前にも申し上げたことでありますが、内閣法制局の職責の一つは、国の政策が憲法上支障がなく遂行できるようにということと法律案の作成に当たる。これはどの法律案も原案は各省庁でつくるわけでありまして、われわれとしてはそういう観点に主眼を置いて当然議論をいたしております。

それからもう一つは、やはりいつかもし申し上げたことでありますが、国会の立法活動に対してわれわれは誠実なお手伝いというふうなつもりでやっております。したがって、憲法問題はやはり一番の関心事でございます。

そこで、われわれはすべての法案についてそうでありまして、やはりそういう観点から必要なものは修正を加え、あるいは全く問題にならないものは私のところではほんとうに掘りつぶしてしまつております。しかし、この法案についてはいろいろの御意見があつても——これはまあ現にわれわれが当面しておりますように、あるわけでございますが、われわれとしてはそれは考えない。そのもとには大いに私は認識というもののつてのどうも相違があるように思ひます。しかし、われわれの考える公用、公共用はそのまま維持していきたい、そういう認識に立つ限り、この法律案が憲法違反ということはないであらうと考えております。ないであらうという趣旨は、心細いことを言っているわけではありませんが、これは仰せのとおり、これが法律問題として論議されれば、最高裁判所で決定される余地が残っているからそ

う申し上げるわけでありまして。

○安井委員 それじゃこれで戻しますけれども、私はいまの御答弁では満足できません。先ほど来のお答弁をずっと私聞いておりましたが、絶対的な自信を持ってお出しになった法律に見受けられませんが、そのことをはっきり申し上げてもとへ戻します。

○床次委員長 中谷君に発言を許しますが、ひとつ簡潔にお願いいたします。

○中谷委員 あと十分だけで質問を終わりたいと思ひます。質問は三問だけ、十分以内にやりたい。

第一点は、告示権者と通知権者が違います。公益事業局長、たいへん長いことお待ちいたしました。したが、琉球電力株式会社がこのような公法上の通知をはたしてなし得るものだろうか、区域の指定が告示、告示と通知の内容、告示はイコール通知ではありませんか。そこでその点についての公益事業局長の見解を承つておきたいと思ひます。御答弁ください。

○三宅政府委員 通知業務の円滑な実施について、現在この法律の趣旨等につきまして琉球電力公社のほうに説明を十分いたしております。

○中谷委員 通知行為が、公法人であつたとしても、またそれが法律効果を持たなくても、そういうものができるといふか。ことに区域の指定の告示しかない。そして実際にはそれを確認して通知できないものは通知または告示をするのが琉球電力公社でございますね。琉球電力株式会社でございましてね。そんな公法上の行為を公法人だからといって与えられたいのか。私はそこを疑義がありますよ、こう聞いているのです。

○三宅政府委員 法制局の審議の結果、できるものと了解しております。

○中谷委員 疑義があります。そこで、お約束をいたしましたから、この点についてはもういさ告示が無理だから、そろそろ事実行為としての通知にもそういう問題が出てきたと私は思ふのです。公法

人としての単なる事実行為だといつても、そういうものについては私は問題があると思ふのです。私は、法制局長官ともつと議論をしたい点なんですけれども、委員長とお約束をしましたから、質問を残します。

そこで、総理にお尋ねをしたいと思ひます。要するに私は、この法律は質問主意書にも明記をいたしましたように、自衛隊の土地を確保するためのことを唯一の目的としたところの法律だと思ふ、こういうことを申しました。米軍用地については、安保条約に基づく土地の特別措置法を、何らかの形において適切に措置することによって私は可能だといふふうに考えていました。また当然それが本土並みだと思ふのです。電力、水道、航路標識、飛行場等々についても、法律家であるならば、私が政府委員であるならば、容易にこのような法律でないところの無理のない法律を私はつくることができたと思ひます。また、そのことについて、私は期間の短縮なんというふうな問題ではなしにこんな法律ができたと思ふのです。自衛隊を何としてでも組み入れようとしたことにこの法律の無理がある、私はこういうふうに思ひます。が、総理の御所見を承つておきたいと思ひます。この法律なくしても私は代案があると申し上げてゐる。総理はこの点についてどのようにお考えになりますか、御見解を承りたい。

○佐藤内閣総理大臣 どうも中谷君が法制局長官でないのですからこういう法律をつくりました——これは冗談にお聞き流しをいただきましたと思ひますけれども、とにかく施設権が日本に返ってくる。そういういたしますと、あらゆるものが、日本国内で適用されておる法律制度その他が全部沖縄にも適用される。いわゆる施政権が日本に返還される、そういう状態が起こるのですから、そういう場合に円滑な推移、これが望ましいことは私が申し上げるまでもないと思ひます。また告示等につきましてもいろいろ御議論がありましたのも、一にそこにかかつておる、私はかようにしろとながら考えておるわけでありまして。であります。

すから、いま言われるような諸点も、とにかく日本の法律が適用される場合に問題を起こさないようになじみやすい状況下に置きたい。これがわれわれのねらいでありまして、何か自衛隊のために特にこれをつくったとか、あるいは公共事業のためにとかいうものでなしに、とにかく円滑な推移で諸行政が運営されること、これを望んでおる。かような意味で法案を整備しておるわけだ。

○中谷委員 私は代案ありということについて、委員長のお許しがあれば、三十分程度で明確にその代案なるものを説明したいと思いますが、お約束ですから。ただ、法制局長官も、代案があるということも十分御存じだと思つて、電力、水道、航路標識、飛行場等については、こんな法律でなくてもできるということがわかつている。その点について私はきわめて遺憾だということとを申し上げておきたいと思つておる。

それから、最後に一点、私は十一月三十日、総理に次のような質問をいたしました。それは軍事特別措置法はさておいて、国家総動員法の規定を見てみても、この法律よりも国家総動員法のほうがさらに踏み込んだ法定手続を踏んでいる、こういうふうに申し上げた。この点について、国家総動員法とこの法律を比較してどういふふうに思われますかと質問したら、総理は、ばく然と、国家総動員法よりこちらのほうがいいと思ひますとお答えになった。

しかし、だんだんの論議の中で、国家総動員法を引用された多くの同僚委員もありました。私は、特に本日まで質問が延びて、さらにこの問題について取り組む機会を与えられませんでしたので、日曜日に、七十三帝國議会の衆議院議事録、すなわち国家総動員法特別委員会の會議録というものを検討してみたい。そこには、憲法を守ろうとする当時の先輩議員の非常な、火花を散らすような議論があることを、この會議録の中から見ました。当時の総理は、この国家総動員法については憲法上種々の疑義があると、こういうふうにあ

えて申し上げて、その論議を求めている、このことも私は會議録の中から見てまいりました。

そういうふうな中で、私は重ねて申し上げますけれども、あの国家総動員法という法律は、いまにして思ふならば、あの法律が、日本が不幸な敗戦に至ったところの大きな歴史的な法的象徴だつたと思うのです。この沖繩返還という歴史的な事実を迎えて、この暫定使用法案があらゆる手続を省略する、国家総動員法よりもとにかく省略された手続をもつて行なうというふうなことは、憲法の適正手続、憲法を尊重するところの精神、憲法二十九条の財産権の尊重、あるいは三十一条、三十二条の裁判所の裁判を受けること、このことについて、私なりに今日まで努力をしてまいりました。

だから、私は最後に総理に伺いたのであります。

この問題についての私の申し上げたいことのほぼ大半は申し上げました。代案ありという点について、三十日も申し上げるというのを申し上げて、本日もそれを最後に回したために申し上げることができなかったけれども、容易に代案は考えられないというのを明確に私は申し上げておきたい。同時に、前回のようにはく然と、国家総動員法よりもこの法律のほうがいいと思つて、いろいろなお答えで、私がこの法案に執念を燃やして、多くの同僚、先輩の委員の協力の中で、この軍用地法案なるものについて取り組んできた人間の一人として、そのような答弁の中においてこの質問を終了したくはないわけでありました。私は、国家総動員法よりもこの法律が、だからといって総理に、そういうふうな国家総動員法よりも手続において非常に問題があるのだというふうな答弁も求めようとは思ひません。法制局長官が言つたように、バックが違ふのだ、基礎が違ふのだという点も、私は認めます。しかし、私が申し上げたいのは、政治の姿勢として、政治のあり方として憲法上論議があると、これほど憲法上の論議が集中し

たところの法案というものが、この数年あつたでしようか、私はなかつたと思ひます。そんな法案を、われわれは論議する機会を与えられた。また、論議する責任を負わされた。この法案が将来五年後、十年たつた後に、あの法案ができたときに日本がとにかく間違つた方向へ行つたのだというふうなことがあつた場合に、野党の議員である私自身も、この立法院に籍を置く者として厳粛な責任を負わなければならない。幾らこの法案について反対だと言つたからといって、私はその責任を免れるわけにはいかないと思つておる。そういう点で、私は微力ではありますけれども、私の持っている力の範囲内において全力投球をして御質問申し上げた次第です。

総理にお尋ねをいたしたいと思ひますけれども、この法案は憲法上の疑義がある。そして少なくとも、バックを除くならば、国家総動員法よりもその手続面においては省略し尽くされている。

国家総動員法のほうが、手続においてはさらに詳しい慎重な手続を組んでいる。しかも七十三帝國議會においては、そのことについてさきも火花を散らすような憲法論争が行なわれた。このことについて私は総理の御所見を承つて、私の質問を終りたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 私は、いま中谷君が熱情を込めてお話しになりました事柄について、われわれも十分考えなければならぬ、かように思つておりますが、それには何よりも運用にあるのではないかと思つております。これらの法案が最善のものだとは思ひませんけれども、この運用にあつては、本委員会を通じて野党の諸君からそれぞれ指摘なすつた、それらの諸点について十分思いをいたして、いやくも連憲の行政行為がないうちに、また最善を尽くして納得を得られるような各種の行為を、この上でも私どももいたす決意でございます。その上で、また暫定的な法案でもあります。どうか御賛成願えればしあわせに思ひます。運用において万全を期する、このことをお約束しておきます。

○中谷委員 この法案の問題点についてさらに追及すべき点、立法院に籍を置く者としてさらに掘り下げるべき点について、多くの問題点を残しているのではないかとこの点について、私自身も謙虚に反省せざるを得ないものがあると思ひます。いづれにいたしましても、お約束の時間が参りました。

しかし、総理のお話にありましたけれども、私は、この現在の段階においてこの法律がどんな附帯決議をつけようとも、この法律の違憲性というふうなものは断じてぬぐい去ることができない。国家総動員法についても、きわめて適切と思われる附帯決議がついております。しかし、あの国家総動員法を通じて、日本はとにかく戦争への道を歩んでいったじゃありませんか。附帯決議なんというふうな問題では断じてない。まさにこの法案の本質、この法案の一条一条の問題にある。しかも、その一条一条の中に違憲の問題がひそんでいるのだということを指摘いたしました。私の質問を終わりたいと思ひます。(拍手)

○床次委員長 東中光雄君から補足質疑の申し出があります。これを許します。

補足質疑であり、話し合いの時間がありますので、十分御尊重願ひます。東中光雄君。

○東中委員 このいわゆる土地強制使用法について、特にその告示の問題につきまして、一昨日若干の論議をやつたわけでありました。けさからの審議の中で、私が一昨日指摘いたしました停止条件つき法律行為というふうなこの告示を考へる、その分については、中谷議員の質問主意書に対する答弁書から再質問があれば、今後それは削除する、こういう総理の御答弁があつたわけでありました。それで、私が一昨日問題にしましたのは、主意書の答弁も引用いたしましたけれども、十一月三十日の施設庁長官の本委員会における答弁、それが私の問題の中心点であつたわけでありました。施設庁長官が「沖繩返還、施政権の復帰ということをいけば停止条件としたところの一つの法

律行為の効力、云々と言われている部分は、これは答弁書と違いますが、本委員会において、本委員会の審議の過程での発言でありますから、明らかに取り消しをいただきたい、こう思うわけがあります。

○島田(豊)政府委員 告示の法的性格につきまして、私が法律行為というように説明を申し上げましたが、これにつきましては、法制局長官からお答えございましたように、準法的行為としての行政行為、こういう法律論としての御説明でございますので、私は、その部分においては法制局長官の御意見に従うものでございます。

○東中委員 結局、それによって取り消すということと言われたと思うのですが、私がこのことを問題にしますのは、告示はいわゆる觀念の表示だ、觀念の表示自体によって効力が、法律効果が発生するものではない、法案の二条一項の規定と結びついて、その範圍において発生するにすぎない、このことをはっきりさせることが必要だから申し上げたわけがあります。

それで、觀念の表示行為なんですから、その表示をする、要するに特定の事項、この場合でいうならば区域の周辺を特定する、その表示をするというところは、それは知らせるための表示なんですから、しかも、その手段は官報によって——ただ、図面等の縦覧という問題はそれについておりますけれども、官報での告示がなかったら意味がないわけですね。知らせるために官報によって告示をする、その官報が沖繩には行かない、こういう状態では、告示自体が意味を持たなくなるんじゃないか。觀念の表示をするといつても、表示する相手である沖繩県民に届かない。官報は届かないようになっているわけですね、少なくとも復帰までは。そういう状態で、この告示というのは觀念の表示をやるといふ意味を持たなくなってくる、この点を指摘しておるわけでありまして、その点についての御見解を承りたい。

○林(信)政府委員 お答えいたします。法令の公布の場合も全く同様と考えるわけでは

ございますが、これは相手側に知らせるという行為でございます。で、官報は、いま法律上はつきりした規定を置いておりませんけれども、最高裁の判決も認めておりますように、法令公布の方法として、いわば慣習法的に認められてきておるものである、こういっております。法令を公布する場合に、先ほど申しましたような、別の機会に御説明を申し上げましたような、沖繩にも意味を持つという法令がございまして、その法令を公布する際に、必ずしも官報を沖繩に送らなければならぬというわけでもございません。沖繩で官報を購入しようと思えば購入できる手続きがございまして、それと同様のことでないかというふうに存する次第でございます。

○東中委員 十一月三十日のこの委員会における答弁で民事局長が、「沖繩の場合にはその官報を見る機会がない。したがって、現実には復帰後においてその通知が参ります。その通知によって知ることになるのであります」という趣旨の答弁をされております。民事局長、そうじゃございませんか。

○川島(一)政府委員 通常の場合にはそういうことにならうという趣旨で、そのような答弁を申し上げております。

○東中委員 あなたの答弁は、通常の場合には、「法案によりまして関係権利者に対する通知あるいはこれにかかわる告示というものがなされることになっております」と、これは通常の場合です。本件の場合について、沖繩の場合には官報がないじゃないか。だから現実には、復帰後における通知または告示ですね、それによらなければいけない。あなた、通常の場合と違ってないです。明らかに分けて言っているじゃないですか。私は、ここで議論をまた繰り返そうとは思いません。

問題は、民事局長が実際にすらすらと言っている、それがこの告示の実情ですよ。告示というのはの性格が表示行為である以上そうなる。だから、この告示行為というのは、問題の關係人に対

してはたいして意味を持たない、持たないのにこれを入れていくにすぎないのだ、二条一項自体、要するに法律の規定自体によって、何らの手続もなしに土地取り上げをやることになるという点を糊塗するために、二条二項の告示というのは考え出されただけじゃないか、こういうことを指摘したいわけでありまして。

そこで、私申し上げたいのですが、一昨日の論議で、こういう措置をとったのは、沖繩の祖国復帰といういままでにはない状態だから、そういう方法しかとれなかったんだ、こういうふうに法制局長官は言われた。しかし、小笠原の返還のときは同じ事態だったわけですね。小笠原のときは、復帰後に通知をしなければとれない、土地の強制使用はできない、そういうふうにはつきり書いてある。復帰という点でいうなら、全く同じじゃないですか。そういう同じ条件であるのに、小笠原は一々通知をする、そうしてからとるといふことになつておつたのに、沖繩のいまはそういう方法をとらなかつた。そういう方法をとらなかつたと言われるのは一体なぜなのか、その点を明らかにしていただきたい。

○林(信)政府委員 お答えいたします。

沖繩の復帰の場合に非常に近い例といたしまして、ただいま例におあげになりました小笠原復帰の場合がまさにございまして。ところで、小笠原の場合のやり方はどうなつておるかとお申しますと、ただいま御指摘のように、復帰後に関係権利者に通知をするということになっております。そういういたしますと、復帰の日から実際に法律の規定によりまして権原を取得するまでの間は一体どうなるのかという問題が生じます。沖繩の場合におきましては、復帰のその日の午前零時から引き続き使用したい、こういう前提がございまして。それで、復帰の前に何らかの手続をとるといふことになりまして、施政権の及んでおらない沖繩におきましては、法律に基づく行為としての通知が、正確な通知、間違いない通知が一体できるかどうかというところが問題になります。一方で、一刻た

りとも中断できないという要請がございまして、それを二つかみ合わせました場合に、事前の告示といったような方法がそこに出てまいり、これが、ただいま御提案申し上げているような案になりました経過でございます。小笠原と違う点はそういう点にございまして。

○東中委員 いま言われているのは、違いがあるということであつて、なぜそういう違う手続をしたのかということの説明にはなっていないわけですね。要は沖繩においては、ほんの少しの間でも小笠原でやつたような間をあけたら、軍用地の取り上げに反対する人たちがあつたら、だからそこをつつかれたら困るから、法理論上はなはだもつて説明のしにくいことだけれども、とにかく先に告示というふうなことをやつて法的に取り上げちゃう。一切文句を言わせない。そういう体制をとるために、ほんの一秒もあけない、一瞬もあけない、そういうふうにするために、小笠原と法的な關係でいえば同じ条件であるのに、あえてこういう立法技術を弄して、そして本来の告示としての意味をなさないような告示を二条二項に入れたにすぎない、こう言わざるを得ないのですが、そうじゃないですか。

○林(信)政府委員 軍用地を主としておとりになるわけでございますが、私も、軍用地だけでございまして、道路にしろ水道にしろ電氣にしろ、これは一刻も中断できないものではないか、そういうことで考えております。その中断できないという公共の福祉上の要請と私人の受けまう損失、その均衡、バランスというものを考えました場合に、この法案の内容、これはやむを得ないといふのが私たちの判断でございます。

○東中委員 はしくもいま言われたのですが、やむを得ない。必要だからやむを得ない、だから権利を侵害する、だから偽装的な二条二項のような意味のない告示をやる、こういうことを、まさにあなた自身の口から言われておるといふことになると思います。やむを得ないからやるというのじゃないのです。法定手続をとるかとならないか

というときに、やむを得ないからとらないんだ、それが憲法違反になってくる。それが憲法三十一條違反になることを言っておるわけであります。酔狂でやっているのじゃない。そんなこと、きまり切っています。

そこで、救済との関係での出訴期間についてお聞きしたいのですが、民事局長は、出訴期間の起算点については、三項による通知または公示のあったとき、そういうふうに言われておりますが、そうですか。

○川島(一)政府委員 行政事件訴訟法によりますと、出訴期間につきましては二つの制限がございます。その一つは、処分があった日から一年内というので、これは告示があったときから一年内と、こういうことになろうかと思えます。それから、処分があったことを知った日から三カ月内、これは先ほど申し上げたとおりでございます。

○東中委員 その処分のあったことを知った日というのは、沖繩においては三項の通知または公示のあったときというふうに、政府見解としては統一されているわけですか。その点はどうかでしよう。

○川島(一)政府委員 これは私、前にもお答え申し上げておりますけれども、その処分があったことを現実的に知った日でございます。沖繩の場合においては、それが通常通知の到達したときであろう、大部分の場合そうであらうと思われましても、一律的に申しますならば、処分のあったことを知った日というのが正確でございます。

○東中委員 いまあなたは、法律の規定どおりに、知った日と言われた。問題は、その知った日というのは、了知主義をとるといふことをあなたは言われているのですか。それから、いま送達された日といふことも言われた。それじゃ了知主義じゃなくて、知り得べき状態に置かれたときというところもあるように、いま言われている。矛盾したことを二つ言われているわけですか。現実的に知ったとき、だから書面が来ても、通知が来ても、それは知らなかったら起算点にならないとい

うお考えですか。それとも送達されたとき、要するに知り得べき状態になったときは起算点になるという考えなのか。もし知り得べき状態になったときには起算点になるといふことだったら、官報で告示をされたときは知り得べき状態になったという解釈をするのじゃないのですか。その点を明らかにしていただきたい。

○川島(一)政府委員 私が通知が到達した日というふうに申し上げたのは、これも正確ではございませんで、到達すればおそれるを見えるであらう、したがってそのときを知るであらうということでも申し上げたわけでありまして、通知が来たけれども見えていないとか、あるいは官報に告示されたけれどもそれを見ていないという場合には、まだ知ったうちに入らないわけでございます。

○東中委員 そうすると、この法案については了知主義でいくのだ。いままで了知主義でいっている、日本の法体系上そんなものはないですね。現実に、実際に知り得べき状態に置かれても、それはたまたま知らなかった、そうしたら起算点にならない、こういうお考えですか。念のために確認しておきます。

○川島(一)政府委員 了知主義と言われましたけれども、現実的に知ったときから起算される、そういうことでございます。

○東中委員 何を言っているのですか。現実的に知ったときといふことまで言ったのじゃ法文のとおりになつちやうから、それを厳密にはつきりさせておく必要がある。だから、手紙が来ても、通知が来ても、子供が破いて見なかつた、所有者は見なかつた、そうしたら起算点にならない、こういう見解を政府はとるのですか。その点を確かめていられるのです。

○川島(一)政府委員 これは法の二条三項の通知であるといふことを知りながら、見たくないの破ったという場合であれば、これはもう通知が来ていることを知っておつたことにならうかと思ひますけれども、通知が来ても、何らかの関

係で見えないという場合がございます。そういう場合には、これは知ったことにはならない、当然のことであらうと思ひます。

○東中委員 そうすると、これは政府見解として確認をしておきます。今後もし訴訟になった場合に——そんな議論を言うのはばくは初めてですが、それだったら、わしは知らなかつた、着いたときに子供が捨てちゃつた、女中さんがわからぬで掃除してしまつて、わからなかつた、そうしたら、送達をされても、それは出訴期限の起算点にはならない。故意に、自分で見て、中を見たらわかるから中を見ぬでおこう——そんなのはわかり切っています。ばくの言っているのは、送達されても、本人の責めに帰すべき事由じゃなくて、実際に知らなかつたというときだったら、たとえば本人は旅行しておつた、家に送達された、三カ月たつてから帰つてきた、それで見つた、そういう場合には、別に起算点としては、帰つてきてから見たとき、そのときからになる、こういう見解ですか。

○川島(一)政府委員 いまの御役例のような場合でございまして、その事実が立証されれば、現実に旅行から帰つてきて見たときが知ったときにならうと思ひます。

○床次委員長 東中君に申し上げますが、お約束の時間は六時三十八分までとなっておりますので、その点をお含みの上質疑をされるようお願いいたします。

○東中委員 施設庁長官に聞きますが、告示の時期はいつかといふことですが、批准後と言われている。これはずいぶん長い時間になります。だから、批准後じゃなくて、批准書交換後あるいは復帰のどれぐらい前といふことについては、きめておられるのかおられないか、これが一つ。

それから、通知なり公示はそのあとでやる。遅滞なく」といふのがあります。直ちにでもなく、すみやかにでもなく、遅滞なくといふことになつておる。どれぐらいの期間でやられる予定か、それを明らかにしてもらいたい。

○島田(豊)政府委員 告示の期日につきましては、これはいろいろ検討中でございます。その前に、御承知のとおりに米軍に施設、区域として提供します区域につきましては、日米合同委員会の手続あるいは閣議というふうな手続も踏まなければなりませんので、そのための各種の準備行為が要るわけでございます。したがって、私どもとしましては、権利者保護という観点から、できるだけ早くという感じでございますけれども、それが今後のいろいろな準備の進捗状況を見ましても、いつごろになるかといふことについては、いま直ちにここで申し上げられないという状況にあるわけでございます。

それから、通知につきましては遅滞なくということでございますが、これも一週間後とか十日後とか、その辺につきましては、できるだけ早くということですが、私どもは努力をいたしたいと思ひますが、それがいつであるかといふことについては、まだこれから検討するところでございます。

○東中委員 最大限、通知は、おそくともどれぐらいの期間に通知をするかといふことについて明らかにしていただきたい。遅滞なくなんといつたら、三年はうっておいたって遅滞なくといふことになつちやうのだから、はっきりしてください。

○島田(豊)政府委員 施設権の返還後何日ということについては、まだ申し上げられません。しかし、法律が「遅滞なく」といふことをうたつておるわけでございますので、この法律の条項をわれわれは十分尊重して運用したいと思ひます。

○東中委員 遅滞なくといふことばを使つておるから、それを問題にしているのじゃないですか。あとでといふのは、この前も言いました。直ちにといつたって、十日や一週間ほうっておくといふのは違法でない。それから、すみやかにといふことになれば、二月も三月もはうっておくのは違法でない。遅滞なくなんといつたら、一年や二年はうっておいだつて違法じゃないでしよう。だから、実際にいつやうとしておるのか、最大限どれぐらいのことを考えておるのかといふことを聞

いておるのです。

○島田(豊)政府委員 もちろん一年や二年後ということを考えません。遅滞なくでございますので、やはりできるだけすみやかな機会、こういうことでございます。

○東中委員 すみやかにじゃないじゃないの、法律は。すみやかに書いてあるんだつたらそう言いたくない。法律は「遅滞なく」と書いてある。すみやかでないとい書いてあるじゃないですか。法律の解釈上当然そうじゃないですか。そういう責任ののれのことを言っちゃいかぬですよ。どれぐらの期間かということをはっきりしないさいよ。沖縄県民は官報は来ないのしょう。そして私たちは、効力は発生しないと考えている。しかし、あなた方は、効力が発生すると言っているんだ。しかし、表示行為の手段である官報は来ないのです。しかも、遅滞なくといつて、通知はすつとあとにきたものでは、一体それで裁判はいつやれるのですか。いつ内容がわかるのですか。重大な問題じゃないですか。おそくとも何カ月ということをはっきりさせる必要がある。はっきりさせなさい。

○島田(豊)政府委員 通知行為といひますのは、本人が、要するに自分の土地が使用権の対象になったということを知りまして、そしてそれに対する補償の手続等を行なうわけでございまして、私どもとしては遅滞なくといひ、そういう文言を十分尊重したいと思ひますけれども、これが何日後、一月後といふふうなことにつきましては、まだ申し上げることはできないと思ひます。

○東中委員 あなたは何日後ということはいへない。私が聞いているのは、そういうことを聞いているのじゃないか、おそくともどの時期までにやるといふことをはっきりさせてほしい。それをはつきりしてない。それなら、一年たつても二年たつてもかまわぬかもしれないと考えておられるのですか。

○島田(豊)政府委員 一年、二年後を毛頭考えておりません。いろいろな手続をする上におきまし

ても、また、先ほど来お話しになっておりますようないろいろな異議の申し立て等をやる場合につきましても、やはり権利者の保護ということとは十分われわれも考えたいと思ひます。ただ、それがいつということとは、まだ現在では申し上げる段階でございせんので、これから慎重に検討いたしたいと思ひます。

○床次委員長 東中君に申し上げますが、時間が迫っておりますので、すみやかにお願いしたいと思ひます。

○東中委員 答弁をされないからこういうことになるわけですが、あなたは告示はなるべく早くやる、こう言われておる。批准書交換後じゃなく、批准後なるべく早くやる、こう言われた。もしことしじゅうに批准されたら——批准書交換じゃないですよ。批准されたら、もうなるべく早く、来年早々でもやる、できるだけ早くしたいといふことじゃないのですか。

○島田(豊)政府委員 批准後ということではございせん、批准書の交換後ということではございせん。批准書の交換後に、具体的には米軍に提供します一つ一つの施設、区域について合同委員会合議いたしまして、そして区域が確定したすわけでございますので、やはりその間において適当な時期、こういうことにならうかと思ひます。

○東中委員 批准書交換後とはあなたは言っていないです。いままでの質問主意書に対する答弁だつて、それは言っていない。本委員会だつて、それは言っていない。変更するんだつたら変更するでいいです。

○島田(豊)政府委員 私はもちろん、この批准書の交換後ということを上上げたつもりでございしますが、その辺にもし表現が不適切な点がございしますれば、それは訂正するのによぶさかでございます。

○東中委員 結局、告示はなるべく早くやりたい。しかし、その告示をやつても効力は——告示の行政処分としての効力は発生するという見解は、あなた方が一方的にとつておられる。しか

し、実際には觀念の表示としての、一般的通知行為としての、不特定人に対する一般的通知行為としての官報の告示は、官報が沖縄に行かないのだから、沖縄ではわからない。そのことは、まさに民事局長が言っているとおりで。そして今度は、現実の通知はすつとおくれる、こういうことになつてゐるわけだ。告示の効力だけが発生して、実際に知り得べき状態に置かれなかつたら、一年たつたら不変期間で裁判を起こせなくなるじゃないですか。あなた方は、そういう道を切り開くために、いま答弁をそういうふうにはぐらかしているんじゃないですか。重大なことですよ。知つたときから三カ月でしよう。処分のときから一年でしよう。その一年の間は、知らされない状態で、あるいは表示されないような状態でどんどんやつていく。この告示が沖縄に通用しない、現実に知らしめる状態に置かないといふことであるだけに——本土におる人は別です。施政権の返つていない沖縄にいる人たちは、まさに裁判を受ける権利を、行政事件訴訟法を平等に適用できるような装いをしているけれども、現実にはやれなくなるじゃないですか。期限をなぜはつきりしないのですか。遅滞なくといふきわめて長い期限にしてある。長い、違法にならない条件にしている。そうすることによつて、沖縄県民の、切実な訴訟を起こすという人たちの、起こし得ないような状態、そういう状態に追い込んでゐる。期日ははつきりしない。しないんだつたらそういう状態になるじゃないですか。いかがでしよう。

○床次委員長 簡潔にひとつお願いします。

○島田(豊)政府委員 あくまで権利者保護の立場で考えまして、その辺は保護に欠けることのないように措置をいたしたいと思ひます。

○床次委員長 東中君に申し上げますが、御約束の時間が経過いたしましたから……。

○東中委員 権利者保護の立場で告示をするんだ、権利者保護の立場で通知をするんだ、こういうふうにあなたは言われるけれども、そして、告示は了知主義だと民事局長は言うけれども、通知ができない人には公示なんでしょう。公示だつたら、了知し得ないじゃないですか。了知し得なくつても、効力を発生さしていくんでしよう。同じ觀念の通知である公示のときにはそれでよろしい、効力を発生させる、しかし告示のときはそれで知つたことにならないんだと、こんな矛盾した理屈はないですよ。公示も、告示も、不特定人に対する一般的觀念の表示行為であるという点では一緒じゃないですか。こういう点で全く、権利者保護だといふ名前ですらういふことでやられていくことが、実は裁判を受ける権利を奪つていく、そういう危険な仕組みになつてゐるということをいわざるを得ぬわけだ。

私、最後に、時間が来たといふことでございまして、総理にお聞きしておきたい。

この法律は、先ほど、運用によつて何とかなる、こう言われました。運用は、しようがないんですよ。二条の一項によつて、法律で使用权を強制的に取り上げるといふことがきまつてゐるのです。あとは告示をするとか——これは保護だといふ名前ですらういふだけであります。運用でやれない問題なんです。きまつてしまつてゐるんです。法律によつて取り上げるんです。こんな法律は、国家総動員法にもなかつたし、そして小笠原の場合もなかつたし、戦前、戦後を通じて、戦時中もなかつたことなんでありまして。そういう点で、重大な違憲立法だ。このことを私たちは言つてゐるわけですよ。運用でと言われたつて、運用でやれる分とやれない分がある。その点についての総理の所見をお伺いしたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 先ほど私がお答えいたしましたことを東中君もよく覚えていらして、運用でといひ、これはできるだけ運用でやる。しかし、まだ運用でも——運用という限りにおいては、それはやはり限度があります。また、琉球政府におきましても、この返還についてやはり協力態勢でございまして、そういう点では、法律的にはいろいろの議論があるだろうと思ひますけれども、私

は琉球政府の協力をも、やはりこの問題には意義を十分考えなければならぬだろうと思います。

私ども、官報に公示する かにように申しました
が、日本の官報は琉球政府に、施政権の返らない
うちには参りませんけれども、もちろん琉球政府
におきましても、本土への返還、これには十分協

力いたしますから、そういうものについては、公示されたものについてやはり琉球政府でとれる処置もあろうか、かように私は思います。そういう点をも含めて、運用の面で十分補っていきたい、かように私思っておりますから、皆さん方の御指摘になりました諸点、これらの点についてはわれわれも十分考えていく決意でございます。

○東中委員 終わりますが、最後に一言申し上げます。

この法律は、私は、必ず裁判になると思ひます。裁判になったら、この法律は必ず違憲だといふ結論が出ると思う。最高裁で必ず違憲だといふ結論が出ると思う。最高裁の裁判官を、そういう裁判官でないように任命がえしちやったら別ですけれども……

○床次委員長　簡潔にどうぞひとつ——おやめな

いただきたい。

プロジェクトにつきましては、たぶん復帰日まで完成すると思われども、若干のおくれが予想される、こういうことがございましたので、そういうおくれた場合の万一の場合をおもんばかりまして、福地ダムと同じような処理をしたいということと口上書に織り込んだ次第でございます。

○松浦(利)委員 あなたは、口上書に織り込んだ次第ですと言われども、あなたがこれを書いたのですか。どうです。あなたが書いたのですか、これは。

○小幡政府委員 これは所管は外務省でございますが、外務省といろいろ打ち合わせをした次第でございます。

○松浦(利)委員 それじゃ、こういうふううにこの口上書は書いてくれとあなたが依頼したのですか、外務省を通じて。明確にしてください。どうです、これは。

○小幡政府委員 そういうことではございませんが、口上書をつくり出す場合に、外務省といろいろ打ち合わせをしましてこういうことになったわけでございます。

○松浦(利)委員 外務大臣にお聞きしますが、いまのお話を聞いておると、前もって日本政府のほうから、外務省を通じてアメリカ大使館に、こういうふういふに書いてくれぬですかと依頼をするのですか。その点を明確にしてください。

○福田國務大臣 これは政府委員から御説明申し上げます。

○井川政府委員 これは具体的内容につきましては、大蔵省からいろいろお話を聞きまして、またさらに、こういうときには、必ず大体その相手方と打ち合わせをして、こういうふうなものをつくるということになっておるわけでございます。

○松浦(利)委員 それはどういふふうに言っているのですか。一体どういふ内容でつくられたのですか。それを教えてください。

○井川政府委員 要するに、この資産承継のその評価云々につきましては、アメリカ側と大蔵省が

やっておられたわけでございますが、この福地ダムその他のものにつきましては、具体的に大蔵省と向こうとの間におきましてこのように取り計らう。福地ダムその他のものは、できるだけ全部向こうでつくってしまふ。しかし、万一できないときにはこういうふうにする。これらのものにつきましては明確な話し合い、約束というものができていたわけでございます。したがって、今回の口上書ということになりまして、その旨を口上書に書いた、こういうわけでございます。

○松浦(利)委員 ちょっと条約局長、あなたは前もって明確にできておったと言いが、いつごろできておったのですか、そういう話は。

○井川政府委員 これは大蔵省からお聞き願いたいのですけれども、私もここで拝聴しておりましたし、また直接に聞きましておくと、こういうふうにできない場合はお金を置いておくという話は、具体的にずっと煮詰まっておったということをおかねがね大蔵省も言っておりましたし、また、私にも直接に言っておりました。

○松浦(利)委員 それじゃ外務大臣、この問題はたいへん重要な問題です。これは前もってわかっていたのですか。いまのお話では、前もってずっと煮詰めておったということがわかっておったのですか。いつごろからこれはわかっておったのですか。——あなたじゃないよ。外務大臣だよ。何だあなた、出てくるな。

○福田國務大臣 さように承知しておりますが、詳細は大蔵省の政府委員から説明をさせます。

○前田政府委員 これは協定調印の際、すでにそういう点については、はっきり文書はございませうけれども、そういう了解を進めてきておるわけでございます。

○松浦(利)委員 それでは、いまの話は、私はたいへん重要だと思えます。いま初めて明らかにしましたね。たいへん重要なことをいまあなたは発言しておられるのです。いいですか。

それでは、この口上書の性格について教えてください。私はいろいろとです。一体この口上書

というのは、どういう性格で、どういう内容を持ったものですか。それを教えてください。どうなんですか。

○井川政府委員 口上書と申しますのは、正式の外交文書の一つの形式でございます。私ども、ずいぶんこの口上書というものを用いまして外交上の処理に当たっておるわけでございます。

内容につきましては、そこに書いてあるとおりでございますけれども、先ほどから大蔵省の方でも申されておりますように、話し合いができたものを特に今回こういう口上書にした、こういうことでございます。

○松浦(利)委員 それでは、それは外交上重要なこの口上書というものが、前もってこういうことが話し合われておって、なぜいまごろこれが出てくるのですか。私が四回も三回も国会でいろいろ議論をして、数字が合わないから詰めていって、なぜこういうものを出すのですか。初めてわかったじゃないですか。あなた、どうですか、外務大臣、愛知書簡を見てください。極東放送が、財団法人極東放送そのものがまだできておらないのに、できたからこうしますという、そういう書簡がちゃんと付属関連文書としてあって、いま言ったようなことがすでに前もって約束されておるのに、何でいまごろこれを出すのですか。当然私たちがあの協定を議論するときに、関連付属文書としてこういう重要なものは出されるべきじゃないですか。なぜ隠したのですか。

○福田國務大臣 これは隠しておったわけじゃないので、口約束がある、そういうふうに一昨日も申し上げたわけでありまして、特に松浦さんからその一札をとれ、こういうお話でありますので、特にそういうした次第でございます。

○松浦(利)委員 口上書といふのはどういう位置づけになるのですか、外務大臣。もう事務官はいいます。

○福田國務大臣 外交文書の一つでありまして、この口上書は、アメリカ大使館がアメリカ政府の意思をわがほうに伝達をする、そういう性格を

持っております。

○松浦(利)委員 この口上書は法的な拘束力はあるのですか。これは、あの協定に関連してこの口上書なるものは拘束力を持つておるのですか。必ず履行しなければならぬ義務が生じますか。

○井川政府委員 外務大臣が申されましたように、この口上書は、アメリカ大使館が日本の外務省に発出した外交上の文書でございます。したがって、アメリカ政府はこのことをやるという約束をしているものでございます。約束を確認しているものでございます。

○松浦(利)委員 不履行したときはどうですか。口上書といふものは必ず履行するという義務を生じますか。不履行の場合はどうなるのです。

○井川政府委員 これはなかなかむずかしい御質問でございます。と申しますのは、外交上の約束というものは、私どもそういうものが不履行であるということを前提として考えるというわけにはいきません。そういふものはやるのだということを、アメリカ政府がこういうふうにするのだというときには、こういうふうにするのが当然なことでございます。

○松浦(利)委員 これが実際に不履行されたときにはどうなるのです。現実には、私がここでこの問題を提起しなかつたらどうなります。佐藤総理が目ざしておる四月一日返還という、アメリカの会計年度は七月一日から六月三十日まで終わるでしょう、先ほど指摘した百六十八万ドルというものが、かりに四月一日の復帰時点までに琉球水道公社の会計に入っておらなければ、継承する対象にならないじゃないですか、百六十八万ドルは。国民の税金でびた一文たりともむだなものを使わない、そういうことであるなら、当然この口上書といふものはあの関連付属文書の中で明確にしておくべき内容だったのじゃないですか。われわれのほうは、国民は沖縄返還から三億二千万ドルアメリカに払う、その中で一億七千万ドルは承継費として払う、そういうことをびしっときめておる。しかも、第一年度で一億ドル、それから以

降五カ年間、年賦で払いますということまでできておる。ところが逆に承継する側の日本に対しては、こういう口上書、履行するか不履行するかかわらないのが、私たちが追及したら、口約束だけけれども、あなたが要求したから、しかたがないから口上書で出しました、こういうことで、内容的は当然相手側の義務履行として、あの関連付属文書の中に入れらるべき性格だったのじゃないですか。これは外務大臣どうです。

○福田国務大臣 あくまでもこれは資産の承継の問題です。承継する財産は積極財産もある、負債もあります。その差し引きの残りが承継される、プラス分が承継される、こういうことになるわけなんです。そこで、その積極財産の中に、金銭もあり、あるいは施設もある。その施設をつくらうという計画であったところ、それが工事が間に合わぬかもしれない、こういう場合におきまして、その該当する金は置いていきます、その場合には、その施設に見合うところの積極財産である、同じものでございします。

○松浦利委員 この口上書がいま出てきた、しかもアメリカの支出に関して、アメリカ側の福地ダムあるいはその他の工事に関しての工事費として重要な性格を持つ口上書が出てきた。しかも、これは重要な外交文書である、こう言っておられる。だとするならば、これはあの返還協定の一つの重要な内容ある外交文書として添付されるべき内容だと思はる。いまこの問題を参議院で議論していただきます。私はこの口上書というものが、沖縄返還協定に関連をさして、本委員会でも当然前もって知っておった、しかも議論されておった、そのことは私は国会で知らされるべきだったと思う。そのことについては何ら協定委員会では議論されておらない。いま初めて、三べん議論をして四へん目にこれが出てきた。初めて国民はわかったのだでしょう。私はこういうことを考えると、この口上書というものについてはもう一べん明確にして、この沖縄返還協定に関連した合意議事録——おそらくこれは議論したときに合意議事録

に入るべきものだと思うのです。そういう意味で、この口上書でなくて、そういう拘束力のある内容あるものに変更していただきたい、そのことが私は国民に向かって正しいやり方だ、このように思うのです。どうです。

○福田国務大臣 これはあくまでも資産の承継に関する資産評価の問題なんです。そんな、松浦さんのおっしゃるようなお話でありますれば、資産の一つ一つを、みんな明細にこれを協定書に書き上げなければならぬ、こういうことになるわけなんです。そうじゃないのです。資産の評価をいたしまして、その積極的な部分の過剰分を引き過ぎます、こういうことなんです。これはもう協定の内容の問題じゃない、資産承継の問題である、こういうふうな御理解願いたい。

○床次委員長 松浦君、補足質問でありますので、ひとつ時間を十分御考慮いただきまして、なお関連の申し出もあるようでありますから、簡潔にお願いいたします。

○松浦(利)委員 資産の承継でしょう。それなら、百六十八万ドルが琉球水道公社に入っておりましたら、来年の四月一日現在までに、かりに四月一日に沖縄が復帰したと仮定をして、それまでに琉球水道公社にこれが入っておらなかったら、承継できないじゃないですか。この口上書が出てきたから、これが履行義務があるかどうかというの、これはこれから関連質問があつて議論があるでしょう。私は、これは拘束力のない口上書だと思はる。お互いの、何とか信頼関係だけに存在している問題だと思ふ。承継、承継というけれども、現実的にこれは承継できなかった。しかし、それをあえて承継できる、こういうのは、先ほど大蔵省なり外務省が話をしておいたように、もうすでにこの協定なりこういしたこと、資産承継のときにこの話は出ておいた、口約束で出ておいたと、こういう報告が出されたのか、なぜそれを協定の付属文書として明確にしなかったか、私はそのことに對する責任は重大だと思ふ。そのことを私は指摘しておるのです。外務大臣、どうです。

○福田国務大臣 承継すべき資産は総額一億七千八百萬ドル、それを一億七千五百萬ドルと一応いつておるわけなんです。その中身が金であるかものであるかというだけの話なんです。これは資産評価の問題なんです。そう申し上げているわけなんです。ですから、当然この物的資産がでなければ、これは金銭がそれにかわるのですから、その金銭で評価する、こういうことであります。

○松浦(利)委員 外務大臣、外務大臣の言わんとすることはわかつておるのです。私の言うこともわからぬですか。アメリカが、民政府が、百六十八万ドルの工事契約ができないのですよ、現実に二期工事がおくれているから。それを、四月一日復帰前までに琉球水道公社に入れて契約すればこれは別。たまたま四月一日以降でやってしまったら、この百六十八万ドルは承継できないでしよう。そうなるでしよう、結果的に。ただ、あなたが言うのは、いや、そういう場合には、口約束で琉球水道公社に百六十八万ドルを置いていくというところだからそういう心配はありません、こう言っておるのだけれども、そのことがこういう口上書という形で出てきたから、ああ、なるほど、うかという感じがわかるのです。こういうのがなかつたら食い逃げされたかもしれぬでしょう、百六十八万ドル。ごまかされたかもしれぬでしょう。そのことを私は指摘しておるのです。だから、そうであるならば、資産承継の中で一億七千五百萬ドルのうち、やはり福地ダムというものも入っておるのだから、それがかりに工事が完成しなかつたときには、その分については現金として流動資産の中に入れていきますと、そういうことが口約束されておいたとするならば、なぜそれを付属文書にしなかつたのか、こう言っておるのです。VOAという——極東放送などは現実に財団法人ができておらぬのに、愛知書簡というのとで明確になっておる。金を払うのは、資産を承継するほうは、こういうことが口約束だけで明

確になっておらぬ、そういう外交のあり方は片手落ちじゃないですか、こういうことを言っておるのです。

○福田国務大臣 わかりました。

資産承継の一億七千八百萬ドル、これがきまるとき、つまりこの協定の調印をする場合、その時点におきましては、これは、福地ダムは建設を完了する、そういう見通しです。ですから、その物的施設を書いておいたわけです。この積極資産の中に書いておいたわけです。ところが、その後どうもこれがおくれそうだという事態があらわれて、大蔵省でもこれは大きな問題ですから心配いたしましたところ、金はちゃんと置いていきます。そういうことになりましたと、見合いの金でありますから、積極財産としてはこれは同じものなんです。そういうことであります。

○松浦(利)委員 外務大臣それはよくわかつたんです。もうあなたが言われぬでももうそのことはわかつたんだ。しかし、さつきから言っておるように、工事が完了しなかつたときには金を置いていきますよという約束事があつたということとははつきりしたでしよう。それは口約束だ、こういうのです。しかも、われわれが何べんも何べんも要求したらこの口上書というのが出てきた。数字が食い違つておるから。現実に現地の琉球水道公社と政府の資料とが、突き合わせ突き合わせしても合わない。そうしたら、そういうことがいま明らかに出てきたわけですよ。よく追求してみたら口約束がありました。そうして、この口上書というのが出てきた。なぜ、そういうことであるならば、この沖縄返還協定に関連の文書として——国民の税金を払う側です、われわれは。承継する側ですよ。その承継する側、金払う側が、もつと付属文書などに明確にしなかつたのかと追及しなければ、議論しなければ出てこないでしよう。そういうことを私はあなたに言っておるのです。その責任は重大じゃないですか。現実には、それでは具体的にお聞きしますが、いま参議院で協定が議論されていますね。この口上

書とかね合ひはどうなるのです。

○福田国務大臣 この協定ができる段階では、アメリカ側は福地ダムは完成する、こういう見通しだったわけですね。ですから何らの問題なかったところが、その後どうも多少おくれそうだという形勢が出てきましたので、その場合には金は置いていきます、こういうことになる。そのうち積極財産が金であるかものであるかというだけの話でありまして、総計にはちつとも変わりはないのでありまして、国損には全然なりません。

○松浦(利)委員 国損には全然関係ないと言われなければならない……

○床次委員長 関連質問がありますから、簡潔にお願いします。

○松浦(利)委員 いや、もっと明確に答弁してください、わかりやすいように。私にばかり言うけれども、政府にも言うて下さいよ。あなた、私ばかり言うけれども、政府に言うて下さい。政府がまともに答弁したら質問なんかせぬですよ。

○床次委員長 これはもう質問される方に対する答弁でありますので、両者とも簡潔にお願いします。

○松浦(利)委員 ちゃんとした答弁してください。私がさっきから質問しているでしょう。

私は、この沖繩国会が始まる前に行ったんですよ、沖繩に。そして琉球水道公社その他で調べたんですよ。そうしたら、工期がおくれるというところがわかったんですよ。政府もその時点ではもうわかっておった。それなら、なぜそういうことがわかった時点で、こういうちゃんとした文書をつくって審議しようとして、こうですと、なぜ国会に出さないんですか。わかったときは国会が始まる前です。いまこういうことがわかったというなら、これは私はあなたを追及しません。政府を追及したってそれは無理です。物理的に無理だったでしょう。しかし、沖繩国会が始まる以前に私たちはそういう資料を得たんです。その時点で必ずこういうものについては——しかも、口上書というのを追及してみたら、これは外交文書として非

常に権威のあるものと、こう言われる。そういう権威のあるものがいま出てきた。協定はとくに通ってしまつておる。こういったあり方について、私は非常に不満と言ふんです。何でもこれは早く出さなかつたですか。なぜ国民に向かつて審議の資料として提出しなかつたのですか。だから私は、いま参議院で議論されておる協定の中から私に、この口上書はどういう扱いになるのですかと、こう主管大臣である外務大臣にお聞きをしておるのです。はつきり答えてください。

○水田国務大臣 私が調べた範囲のことで御説明いたします。

資産評価のときに、この福地ダムについては、当時の状況は復帰までに完成するという見込みが強かつたので、完成したものと仮定した評価をした。ただしその場合に、あとからわかつたということではなくて、もし完成しなかつたらどうするかということも用心して、そのとき予測して、そのときはどうするかということも言つたら、もし完成しなかつた場合には、その残つた金額は、完成に要する残額は全部償いていくということだった、約束だつたんですよ。当時アメリカの予算のほうにも、はつきりこの予算がもう盛られておりますので、したがってこの金は、当然そういう場合には復帰前にその金額はこちらに支払われるものというのをもう疑わなかつたというので、その重大視しなくてできたものとの評価でこの評価をしたというところでございまして、その問題をたびたびそのとおりに説明したのでございしますが、そういう問題ならこれは口約束ではないか、いや、万一の場合にははつきりしたものをとっておけというふうな御要望がございましたので、それと、おとといから外務省の当局がアメリカ政府と話をした、この口上書をもらつてきたというところとでございまして、この口上書はきょう初めて向こうから出されたということとでございまして、最初、もしできなかった場合ということとを予測しているいろいろな相談したが、そのとき向こうの約束を

こちらはもう信用して、当然そうなるだろうと、しかも向こうのアメリカの予算措置もはつきりそういうところがあるので、もう安心して、別にこの問題を大きく取り上げなかつた、これが真相だと思ひます。

○床次委員長 細谷治嘉君より関連質問の申し出があります。この際これを許しますが、簡潔にお願いします。

○細谷委員 最初に外務省と大蔵省にお尋ねしたのでありますが、この口上書にも書いてあるとおり、また、いままでの質問者とのやりとりから明らかなのは、「完成されないことが明らかとなつたときは、合衆国政府は」云々という書いてあるわけですね、お尋ねしたいこと、これは、いつごろ、この福地ダムの百六十八万ドル、こういうものは消化されないんだということがわかつたのか、ひとつこの月日を知らしていただきたい。

○小幡政府委員 百六十八万ドルとおっしゃいますが、そういう数字まだきまつておりませんが、私どものほうは資料にございまして、七二年の度分として五百八十二万ドル残つています。この分のうち、どれだけが未使用になるかという問題でございまして。

○細谷委員 私は、いつ消化し切れない、こういうことがわかつたのか、これだけをお尋ねしているんですよ。

○小幡政府委員 まだ消化し切れないという米軍からのあれがございせんので、その辺は承知しております。

○細谷委員 おとといあれだけ松浦君との間で話が詰められて、最終的には委員長を中心に理事会が開かれて、そしてこの口上書という形になつたわけですね。きわめて明確なんですよ。しかも、いままで話がありましたように、この国会が開かれる前に、完全消化はされない、おとといは百六十八万ドルという数字を中心にして議論したわけですね。完成されないということがはつきりわかつておつたでしょう。それがいつごろだった

のかというのを私はお尋ねしているわけですよ。

○小幡政府委員 実は、この問題につきましては公社の内部の資料がございまして、これがことしの九月ごろの資料でございまして、その資料によりますと、一九七二年度は幾ら、それ以降は幾らと、こういった資料がございまして、まだその辺米国民政府のほうではその数字をはつきり言っておりませんので、万が一ずれることがありまして、百六十八万ドルになるか幾らになるかというところはわかりません。

○細谷委員 それでは別の面からお尋ねいたしますけれども、未使用分というのはいくつ、こういうことで両政府の間で了解しておつた。その話はいつごろあつたのですか。

○前田政府委員 これは協定調印時までの段階におきましては、米側としては完成させてこれを引き継ぐ、こういう前提を米側としては強くとおつておりましたし、現在でも先ほどの答弁のように完成させると米側は言つておるわけでございます。幾らだけ残していくというように言つておられますが、われわれのほうとしては、その点もし未完の場合のことを考慮しまして、その場合には間違いないという念を押して、それが口約束としてずつときているわけでございます。ですから、お尋ねの件は、すでに当初からそういう考え方であるわけでございます。

○細谷委員 これは、話がもとへ返つたのかどうなつたのか、聞くごとにおかしなやつてくるわけですね。土曜日の議論の時点でこれを処理したわけですから、その上に立つて対処していただかなければいけません。外務大臣も大蔵大臣も、金額は申しませんけれども未使用の部分が起こつてくる。その未使用分については置いていくんだ、現金で置いていくんだ、こういうことは、口約束になつておつたというわけですよ。その口約束ではいかに、文書をはつきりとおけというものが土曜日の理事会の決定で落ちついたわけですね。それでは未完成の部分相当分の金を置いていくという

ことは、いつ話し合つて、いつごろ了解しておつたのかというのを私は尋ねてゐるわけですよ。

○前田政府委員 評価の際には、もうすでにそういうふうな約束ができておつたわけでございます。そのためにダム全体の評価を入れたわけでございます。

○細谷委員 評価の際になんという話じゃないのですよ、土曜日の段階は。これはひとつ事務官ではどうにもなりませんから、外務大臣、あなたはもうはつきりおとこの段階では百六十八万ドルという数字が上がつて、その金はもて置いていくのか金で置いていくのか、こういうことなんだ、こういうことであつたわけですね。これは私は間違ひなくかなり早い時期、返還協定の調印の式の前かあとかは存じませんが、かなり早い時期であつたのじゃないかと思つていこうという了解点に達したのはいつごろなんですか。

○福田政府委員 私は先ほどから申し上げてゐるとおり、協定調印時におきましては、アメリカ側は全部つくつていく、こういう計画だつた。ところが大蔵省は、非常にこれは用意周到でありますから、もしその後においてこの工事が進行しない、こういうような事態があつた場合には、その施設のかわりに金を置いていく、こういう口約束をとつてある、それを前提として評価を行なつた、こう言うのです。評価といたしますと金であるが、物の施設であるがこれは同じでありますから、問題は生じない。問題は金を置いていくか、金で置いていくか、こういうことだ、こういうふうにかゝる次第でございます。

○細谷委員 いまの外務大臣のおことばでありますと、理財局長の答弁と違つたわけですね。外務大臣のいまの答弁というのは、返還協定調印時には、金を置いていく、金で置いていく、一〇〇%完成してもので置いていく、こういうことであつた。あなたの話はそのときもわからぬで、金とものが混合でいくかもしらぬという形であつたという事です。明確に話は違つたわけですね。

ね。外務大臣の言うことがほんとうだとするならば、調印時から今日までの間にアメリカとの間で、もしできない場合はその部分のやつは金で置いていく、ということが話し合われたはずですよ。それはいつなのかと私は聞いてゐるわけですよ。どうなんですか、大蔵大臣。

○前田政府委員 次第次第にこの完成の見込みが薄れるに従ひまして、具体的にそういう現実の問題が起つてきたわけでございます。いつといつ特定の日に、そのときからもう完成の見込みがなくなるかもしれないというふうなある時点を区切る、こういうことではございません。

〔委員長退席、金丸(信)委員長代理着席〕

○細谷委員 大蔵大臣……

〔発言する者あり〕

○金丸(信)委員長代理 静粛に願ひます。

○細谷委員 次第次第にわかつてきたというのですよ。次第次第にわかつてきて、おとといになつてこつたのでしようが、次第次第に明らかになつた。次第次第に金が使ひ切れない部分が多くなるということは明らかにしたものでしょうけれども、おととい——きょう初めてアメリカと話し合つたわけじゃないでしよう。金で置いていくか、もので置いていくかというところについては前に話し合つておつたでしよう。いままで全然話し合つたわけじゃないでしよう。次第次第に事業がおくれだ、ということはあなたの説明でわかりますけれども、次第次第におくれだ、これはもう外務大臣もアメリカとは全然話し合つたわけじゃない、話し合つたのか。話し合つたとすればいつごろなのか、これを私は聞いてゐるのですよ。もう事態はきつめて明瞭なんですよ。こんなことで私は時間を使いたくないのですよ。はつきりしていただければいいわけですよ。

○水田国務大臣 いま、私も事務局から聞いてゐるのですが、私の聞いたのは、さつき言つたやうなことで、それからこの間の説明では、いまでも復帰時にこのダムができないとまだきまつてい

ないのだという事で、まだそれがはつきりしてゐるわけではないのだ。評価する際には、もしこれができなかったら現金を置いていく、ということとは、評価のときにきまつた話で、その後ずっと様子を見ておつたら、できるかできないかということとはまだ確定はしてない、というときでございます。そのので、何かおとこの議論で百八十万ドルとか百六十万ドルという話が出たときにも、私はふしぎにして、事務局に完成するかしないかまだはつきりしないもの、ときに、百六十万ドルというのはいくつという数字かと言つたら、いや別にそういう数字はいまきまつてゐるわけではございません。と言つたら、そうだろうと私も納得したのですが、まだこれはどの辺まで最後に完成するかどうかは、ほんとうにまだ確定してないのだと私は思ひます。

○細谷委員 大蔵大臣の話をお聞きすると、外務大臣が先ほど答へたように、いまこの時点におきましても返還時には完成するやうな話ですよ。いままで質問者との間で何日かにわたつて詰めてきたのですよ。それはあり得ない、ということになつてゐるわけですね。しかも質問者の話の中で、もので置いていくか金で置いていくかというところはあらかじめ了解を得ておつた、話はずつておつた。しかし証文では書かなかつた。きょう初めてこの口上書が出たのですけれども、紙には出ておられけれども、口約束はしてあつた、ということでありまうから、大体まあ間違ひなく復帰時には完成しない、金を置いていく、これはもう外務大臣ももうずつと前から答へたことなんですよ。そういうことでありますから、私が何へん口をすつぱくして言つてゐるの、いつごろそういうことが明確になつてきたのか。これはもう返還協定のときはそういうことなかつたのでありますから、それから今日までの間のいつごろかということ。何月何日の何時なんて聞いてません。それだけであつたか答へていただければいいわけですよ。

○前田政府委員 先ほど大臣からも御答弁がありましたように、現在まだはつきり未完成というこ

とは米側も申しております。そういうことで、だんだん、だんだんにこのおくれが目立つてきてゐるといふことは事実でございます。そして、そのおくれが目立つてきたごく最近におきましては、そういう交渉がひんばんに行なわれた、こういう事実でございます。

○細谷委員 最近ひんばんに行なわれたというのですから、そのひんばんに行なわれた初めのころはいつごろですか。今度は覚えてゐるでしよう、最近ひんばんというのですから、最近ひんばんの最初のころはいつごろだつたのですか。

○前田政府委員 これは日米間でいろいろな資産引き継ぎに関する交渉は、最近におきましてもずつとそういう個別の話はいろいろなことが続いておられますので、いつからそれが、急にある時点を区切つて、その日からそれ以後というやうな、そういうことはございません。

○細谷委員 これは残念ながら聞けば聞くほどわからなくなつてしまふのですよ。じゃ、もう一つ角度を変えて聞きます。

いまの話でいろいろ不統一がありますよ。これはひとつ統一した外務省なり大蔵省の見解を明らかにしていただきたい。こんなことではとても理解できません。質問者はぐつと突つ込んでゐるのですから、質問者がわからぬのはあたりまえ。しるうとである私でもわからないのですからそれはもう当然のこと。そこで大蔵大臣、お尋ねいたしますが、おとこのこの委員会が議論されたときにあなたが、金で置いていくかもので置いていくか、そのときの場当たり次第というのではいかぬという事で、日曜日でありますけれども、きょうじゅうにアメリカのほうから文書ももらいます、こういうふうな約束されたのです。じゃ、なぜあなたは文書ももらいます、ということをご約束されたのですか。私は、口約束だけではいかぬ、きちんとした文書でなければならぬという議會側の要望もあつたやうなところですが、あなたも、少なくとも議會から言われたからしようがない、こういうことじゃなくて、それのほうがいい

と、米側も申しております。そういうことで、だんだん、だんだんにこのおくれが目立つてきてゐるといふことは事実でございます。そして、そのおくれが目立つてきたごく最近におきましては、そういう交渉がひんばんに行なわれた、こういう事実でございます。

○細谷委員 最近ひんばんに行なわれたというのですから、そのひんばんに行なわれた初めのころはいつごろですか。今度は覚えてゐるでしよう、最近ひんばんというのですから、最近ひんばんの最初のころはいつごろだつたのですか。

○前田政府委員 これは日米間でいろいろな資産引き継ぎに関する交渉は、最近におきましてもずつとそういう個別の話はいろいろなことが続いておられますので、いつからそれが、急にある時点を区切つて、その日からそれ以後というやうな、そういうことはございません。

いのだという口上書をきょう取ったのでしよう。そうじゃないのですか、どうですか。

○水田国務大臣 さつき申しましたように、この約束は間違いないものと思っておりましたので、そのままでありましたが、しかし口約束ではない、やはり念のためにこういふものはつきりすべきだという御意見がございましたので、これはごもっともなことと、きょうその確かなものをもちょうと口上書をお約束したわけで、それがこの口上書になったわけでございます。

○細谷委員 これだけ重要な世紀の沖繩国会の中で議論されておる問題、しかも問題は国民の血税、そういうものでありますから、きわめてシビアな質疑が重ねられることは当然だと思っております。口約束だけでも、いまの答弁をお聞きいたしますと、こういう問題については知っておたければいい、口約束だけでいいのだということを通して、そこで口上書という文書になった。いままでのお話を聞きますと、いづれかというのには言わぬわけですから、しかし知っておたことは事実ですよ。そしてこういう口上書になって、この審議の終わりのきょうの段階においてまた問題になっているわけですが、一体こういうふうになった責任というのはいかに感じられますか。先ほど来質問者も言ったとおりですよ、めちやくちやじゃないですか。三億二千万ドル——一億七千万ドルは積み上げであります。七千五百万ドルというのは軍関係の労働者のあれです。七千万ドルというのは高度の、何かわからぬ高度のつかみ金であります。そしてだんだん洗っていきまると、一億七千万五百万ドルのほうにも、こんな全然わからぬような事態なんですね。これどういふ責任を感じられますか。おそろく皆さん方が答えられない理由は、いづかという私の質問に答えられないのは、先をおそれて答えられないんじゃないかと私は思うのですよ。私は悪意で言っているのじゃないですよ。事態はつきりしたらいじやないか、先に進めるのだ、こういうことを言っているわけですよ。どう

なんですか、責任を感じませんか。

○福田国務大臣 資産引き継ぎは、これは物的施設でありましようとするいは現金でありましよう、それが相対するものでありますれば、これは全部その価値において変わりはないのです。ですからそういう意味において、私は責任があるとは思わない。ただ皆さんから、おととい、一札とれ、一札とらなかつたのは不注意だ、こういうふうに言われまると、それはとつたほうがあるいはよかつたかもしらぬ、こういうふうに思ひます。しかし、かりにとらなかつた、日米間におきまして話し合ひをする、そういう際において口約束とすることは、いづれいふんあることであります。ことに、この問題は資産評価継承の問題である。評価の問題、積極財産、消極財産を相対照する問題であります。そういう際の際の口約束でありますので、口約束で十分であるというふうにも考えましたけれども、しかし御指摘もありましたので、口上書を取りつくる、こういうふうにしたわけでありまして、いづれにいたしましても、国損は一切生じておりません。

○細谷委員 国損は生じない、口約束で十分だ、こういうことで外務大臣おっしゃっているわけですが、けれども、やはりいろいろ、先ほどVOAの話もありました。アメリカとの関係については、返還協定あるいはいろいろな合意議事録なり了解書なりあるいは往復書簡という形できちんとしているわけですね。その一連のものが協定特別委員会でも議論された。残念ながら協定特別委員会というものは強行採決がありましたから、詳細にそういう問題についての掘り下げの審議はできなかった。ですから、この委員会でもそういう問題というのが真剣に議論される、こういうことになったわけですね。外務大臣認めるように、やはりこれは一連のものなんですよ。返還協定あるいはその付属文書、一連のものなんですよ。これだつて当然一連のものですよ。いま参議院で返還協定は議論されようとしております。衆議院だつて責任を持つて審議をして、参議院に対して責任ある決定をし

てやらなければならぬというのは衆議院の責任でしよう。でありますから、議院が真剣に取り組んでいるのは当然でありますよ。ところがぬるぬるとして何が何だかわからぬ、こういうことではまことに私は遺憾であります。

そこで一つお尋ねいたしますが、先ほど質問者から、もしこの口上書というものが履行されない場合はどうするか、こういうことが尋ねられたら、これはもう両国の間で約束されたことでありますから心配ありません、こういうふうにお答えしております。質問者がこゝまで心配しているゆゑんは、内容がたがたで一向わからぬからこういう質問が出てくるんですよ。当然のことだと私は思うのです。はつきり一つお尋ねいたしますが、もし万が一これが不履行の場合は、これは当然責任が起こつてまいりますね。どうですか。

○福田国務大臣 これが不履行であるというようなことでありますれば、これはアメリカ政府の重大なる責任であります。その責任は追及します。

○細谷委員 もう私は終わりますが、最後に総理、冒頭、先ほど総理ちよつと中座されておりましたけれども、もう松浦君の質問は、三日間にわたつての議論であります。きょうは四日目でありまして、そしてきょうは新しく、新しいものまで現金で置いていくかもしらぬというものが加えられてこの文書になつてきたわけですね。新しいものも出てきた、こういうことであります。いま私もすなおにお聞きしておりますと、それについて的確な答えが行なわれておらない。しかも幾つか議論されましたように、三億二千万ドルというその内容については真剣な議論が重ねられていくにかかわらず、このていたくです。これは私もさつき申し上げたように、やはりもつと返還協定の際に掘り下げおくべきだということを私は痛感いたします。遺憾ながら、それは強行採決でできませんでした。しかし、参議院でこれをやるわけでありまして、この四日間にわたるこの問題についてのやりとり、あるいはいかにさほどの横路

君の四百萬ドルをめぐるいろいろな問題、こういう問題を考へてみますと、国会議員ですらいろいろ疑問を持つておりますから、国民、納税者は、やはりたいへんな疑問を持つてはならないかと思ふのであります。これについて、ひとつ総理としてどういふふうにか、それを見ておるか、お考えになつておるか、それをお尋ねいたします。

○佐藤内閣総理大臣 問題の三億二千万ドル、これはもちろん日本側だけであつてにきめた数字ではございません。相手方のあることでございまして、そうして外務大臣からしばしば説明があるように、相手国アメリカとしてはいづれいふ膨大な要求をした、金額を示した。しかしながら、折衝の結果ようやくこちらで納得のいく数字、それが三億二千万ドル、こういうことになった。それで少なくともその中には、まあ七千万ドルというやうな高度の政治的解決を見たものもあつたが、少なくとも三公社の問題、公社の問題については、これは財産目録もあり、それと対応してはつきりしたのだ。これで一応私は、相手方のあることだから、そういう手続をとつておられればけっこうだ、かように思つておりましたところ、その中に、水道公社の中で完成しておらない、一応項目にはあがつておるけれど、そのものがまだ完成しておらない福地ダムというやうなものがある、こういうことで、その点を非常に、その扱い方をいかにするか、こういうことで、きょうで四回、こうして話が続けられております。去る土曜日の話では、ただ口約束だけではいかぬ、それに對する十分の明細書を出せあるいは契約書を取りつける、こういうやうな話でございましたから、外務当局も、きょうたまたま口上書を提出をした、かやうな状態でございまして、これにはまたいろいろの問題がありまして、アメリカ側としてはどうしても返還時までに工事は完成して、そして日本に引き継ぎたい、これを努力する、かやうに申しておるが、いろいろの事情等である程度どうも完成しないというやうな心配もあるのじやない

か、そのほうがいままの疑念が晴れておらない、ある程度は残るだろう、これは細谷君にしてもその点を御指摘になっておるのであります。ところが、これについては、アメリカ側も責任のあることだから、その点については日本側も十分迷惑かけないような処置をとる、かように申し出ておりますので、私は、この点は口約束だけでなしに、皆さんからの御注意でその口上書にまで発展したことは、これはたいへん国益を守るという上において合致した、効果があつたことだ、かように思っておりますが、皆さん方の御努力を私からもお礼を申し上げますが、ただいまのような状態でございまして、ただ残念なことは、ただいまもせっかく努力しているアメリカでございまして、幾らかの金が残る、こういう計算はなかなかできないのじゃないか、かように思っておりますので、それらの点は御了承いただき、また皆さん方のお話しになったことは、これは十分政府といたしまして感謝している、かように御理解いただきたい。

○金丸(信)委員長代理 中川君。

○中川(嘉)委員 関連して、非常に重要な問題が出てまいりまして、私としても黙ってすわってられない、そういう気持ちで一、二の点をここで確認をしておきたいと思ひます。

先ほど、口上書に書いてあることをアメリカが返還時において履行しない場合、日本政府はアメリカにその責任を追及するということに對して、外務大臣は、そんなようなことがあればこれはもう重大責任としてアメリカ側を追及する、このように言われたわけでありまして、その場合にどの程度の政府責任、アメリカの政府責任をアメリカ側に対して要求できるか、この点で、いわゆる口上書のアメリカ政府に対する拘束性という立場から御答弁をいただきたいと思ひます。

○福田(昭)大臣 アメリカは工事を全部やるつもりでありますが、万一残った場合には残った工事に相当する金を日本に置いていく、こういう約束をしておるわけでありまして、その金は必ず

日本政府としては受け取ります。もしその支払いを拒むというようなことになれば、これはアメリカと日本の国交上の重大問題でありますから、これは責任をもつて追及します。

○中川(嘉)委員 ひとまずいまの御答弁を信じておいて、もうない場合ですね、これも想定していかねければならない。責任を追及するとなれば、先ほどどういふふうな外務大臣はおっしゃったわけですから、その場合の法的根拠ですね、これは何であるか、何を根拠としていくか、この点についてどうでしょうか。

○福田(昭)大臣 これはもう大蔵省とアメリカの財務省、この間で口約束があります。この口約束は当然の口約束であります、それを根拠にする。なおそれでも疑義があるというふうな際におきましては、口上書もまたものをいう、こういうふうな考えです。

○中川(嘉)委員 口上書というお話がやはり出てきたわけですね、これは先ほど言われたように、外交文書の一つというふうな御説明があつたわけですね、もう一つと權威のある文書ですね、先ほどの質疑の中でも出てきておりましたように、合意議事録であるとかあるいは交換公文等の形式が当然考えられなければならない、こう思うのですが、はつきりとしたこの辺の態度を、単に口上書というだけでなしに、こういう權威のある文書でやっていくべきであるということに對する政府の態度を表明しておいていただきたいと思ひます。

○福田(昭)大臣 口上書でありましてこれは重要な外交文書であります。でありますから、この口上書に基づくというところで絶対私には聞かない。また口上書がなくても、これは日米間の重要な話し合いでありますから、これに違反するといふようなことはあり得ない、こういうふうな考えであります。

○中川(嘉)委員 そのように考えていけば、これはどんな方法でも適用するといふようにしか響かない。要するにこの件に關しては、この協定の合

意議事録の中の「第七条に關し」というところがあります、(復帰後に行なわれるべき退職手当の計算及び支払に關し)云々、手当の計算及び支払いまでもずっと述べてある。そういうところがはつきりとして出てきて、軍務者の退職手当のことが明記されておりますけれども、したがって、ここで福地ダムに關するいま言われたこの口上書のようなことをもう一項ここに書いて、確認しておけばいいのじゃないか、このように当然考えが出てくるわけですね、この点はどうでしょうか。

○福田(昭)大臣 これはあくまでも資産承継問題なんです。それで協定書並びに付属文書に、資産のどの部分のどういう部分、どういう部分、どういふ部分を引き継ぎます、それを引き継ぎなかつた場合に一体どうなんだ、これと同じ問題なんです。ですから、一々この問題を協定付属文書に書く必要はない。資産評価のこれは一つの部門である、こういうふうな御理解願へば非常に御理解がしやすいのじゃないか、そういうふうな存じます。

○中川(嘉)委員 もう時間もありませんので、次に民社党の門司理事もおそらく関連して御質問があらうかと思ひますけれども、私どものほうとしては、いづれにしてもこのような形で、こういった問題の責任の所在というものをはつきりしておくべきである、このことを強く主張いたしまして、関連の質問を終わりたいと思ひます。

○金丸(信)委員長代理 簡潔にお願いをいたします。門司君。

○門司(嘉)委員 私はごく簡潔に質問をいたしますが、実はこの問題については、私はかなり公社の資産の引き継ぎについては問題があるのです。いままでの政府の答弁だけではなくて、公社の原資はどこから来ているかということが基本的に議論されなければ、財産の引き継ぎというふうなことはできないはずなんです。いま設立されている公社の原資はどこから来ているか御存じですか。どういふものでできているかということ。

○前田(政府)委員 三公社のそれぞれによつて、それぞれ……(門司委員「それは違いますよ」と呼ぶ)違いますが、水道公社につきましては、資本金がどこから来ているかと申しますと、A R I A、これは割り当て資金、それから一般資金、それからU S A、U S N E E P等の資金及びそういう資本金に加えて利益剰余金でございます。水道公社の利益でございます。

○門司(嘉)委員 おのの違ひますが、いまのお話のようにごく具体的に言つて、軍の施設費とそれからガリオアの資金と借入れ金と一部含まれていくというところは事実でしょう。これが事実とすれば、私はこれは買い取る必要はないのじゃないかといふこと。ガリオアはもとよりエロアにいたしましても、援助資金であるといふことに間違いはないのである。それからその次の軍の施設費といふのは、一括された軍の使用し得るお金であつて、これは私の解釈であり考え方は、琉球におけるアメリカ軍が、この使途についてはアメリカの国会の承認を得なくてもいいのじゃないですか。これはおそろしくせいで会計検査院ぐらゐのところまで報告しないわけにはいかぬでしょう、国の金ですから。その程度のものではあつて、同時にこうした施設でできたものというものは、とりもなおさずアメリカの軍政のための一つの施設と私は見るべきだと思ひます。したがって、この電力公社にいたしましても水道公社にいたしましても、沖縄住民のためにアメリカがそういう原資を持ってきてこしらへたものではないといふことが一応私は考えられます。そう考へてきますと、せいぜい借り入れ金くらいはこれは払わなければいかぬかもしれないが、ガリオアと軍の施設費は何も私の義務はないのじゃないかといふ気がするので、その点はどうなんですか。

○前田(政府)委員 おっしゃいますように、この一般資金につきましては、ガリオアの見返り資金が引き継がれて一般資金にきています。それから一般資金の使用につきましては、予算上合衆国の議会の議決を経なくても、大統領の承認計画に基づいて

が、こういふつかみ金のような形で、一体積算の大事に使われなければならないとおっしゃるのには、なるうとすると、今日の行き詰まった問題が私は出てきていると思う。いわゆる口上書というようなこと、軽い意味でいままで交渉されて、やつとこちらから催促されて、それは重要な外交文書の一つだなどという答弁をされなければならぬところまで追い込まれてきている。その根底にあるものは、あくまでも国民の税金の使途に対する価値判断の問題だと私は思う。政府は、したがってこの税金に對しまする価値を一体どういふふうにお考へになつてゐるのか。これは聞かなくても、いままでわかつたことだと思ひますけれども、ここまでできた以上は、ひとと総理大臣からこの点について、はつきりここで御答弁をいただいておくほうが——大蔵大臣はしばしばそう言っているのだから、大蔵大臣から答弁を求めめる必要は私はないと思いますが、たばねをさされる総理から、この税金に對する価値判断について一応の御見解をわずらわしておきたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 お答へをいたしますが、先ほど細谷君にもお答へをいたしましたように、今回はこの三億二千万ドル、この相手方のある交渉につきましては、ずいぶん外務大臣——当時大蔵大臣でしたが、努力したものでございます。相手方と交渉した結果、ようやくそこへおさまつたのであります。これは、私は総体的から見ると、まあばく然とはしておりますが、当方にとつては相当地有利な条件であつた、かように思ひます。ことに三公社のこの資産引き継ぎにつきましては、これは買ひ取りというよりも引き継ぎ、こういうものでございますが、これも財産目録によつて資産が引き継がれる、こういうことでありまして、これは私、地域住民の方々にもこれを利用していただく。そうして直接効果をあげられる、生活の福祉的な面でも、私はしあわせになるのではないのか、かように思つておりますので、この水道公社の財産の引き継ぎ、これは私、だれも反対はされ

ないだろうと思います。ただそれが適正価額であるかどうか、あるいはいかにげんなものであってはおらない。これは先ほど来いろいろ議論されており、また平素大蔵大臣は、また外務大臣も大蔵大臣当時はずいぶんけちちした、かようにいわれております。けれども、とにかく当時の交渉としては、よくあそこへきまっただ、かように、自画自賛ではなく、みんながさように評価しておるのをごいまして、この意味においても、これらのものは地域住民の、沖縄県同胞には必ず役立つ、かように私は思っておりますので、この問題が、ぜひとも福地ダムは引き継ぎの際には完了をして、そうして問題が残らないようにあつてほしい、かように思います。もし万一完成しない場合には、先ほどの口上書でも示しておる通りに、この点が十分確保されている、いわゆる権利が確保されている、かように私認めますので、どうかその点も御了承いただきたいと思ひます。

○門司委員 質問だけ申し上げておきますが、私は冒頭に申し上げましたように、この資産の引き継ぎについては、三公社の分はさき申し上げましたように、原資自身にそういう要素があるというものであつて、そうしてしかも目的は米軍の、要するに戦略目的であることに間違いがないのであつて、それでなければ、電気だ、水道だのというのは民間にあつたもので、なかつたものじゃない、新しくこしらへたものじゃないんですから。水道だつてもともと各市町村が持つておつたのでありますから、それを何も軍が集めてやることはなかつたと思う。したがつて、どこまでもこういう問題について、やはり原点に立ち返つて議論すべきであつて、現状だけを見て、引き継ぐのと買収するのが違つてと総理は言われるけれども、引き継ぐなら、私は無償で引き継いでもらつたほうがよかつた、借り入れ金ぐらひは払わなければならぬかもしれないが、という私の希望と、したがつて非常に大きな不満を持つておるというところだけ私は表明いたしておきます。

○松浦(利)委員 いま各党のそれぞれ理事の方から関連質問がありました。総理からこゝでいろいろ詰めてもらつて、最終的に君たちの要求を入れて口上書という外交文書にした、それは国会の審議のおかげであるという感謝を言われたわけでありまして、けれども、しかし私は、やはり外交権というものは与党が持つておられる、政府が持つておられると思つておる。この口上書という内容で、私はもっと明確にしておきたいんですが、この口上書という、これに書いてある内容の口約束ができたのはいつでございますか、外務大臣いふのですか。

○前田政府委員 現在におきましても、この福地ダムにつきましては、まだ米軍は完成するように努力するという段階でございますが、一方次第次第に工事のおくれというものが最近に至つてはつきりしてきておるわけでございます。そういう状況でございますので、最近においてその口約束の内容ははつきりいたしましたので、こういうことになりまして、これはそういうものじゃなく、ダムが万一未完成の場合には置いていきますよ、そういうことが、未完成になるんじゃないかというやうなおそれが出てくる段階になりました。はつきり明確になつたわけでございます。もちろん、当初よりそういう場合を予想していろいろ交渉はありました。しかし、いつはつきりできたんだ、何月何日の時点であるかというやうなものではないです。

○松浦(利)委員 私が質問しておるのはそんなことじゃないんですよ。総理大臣もよく聞いておつてくださいます。ここに書いてある口上書を、先ほどは口約束で完成することが目的だ、しかし、完成しない場合があつたときには、こういうことをしていきたいと思いますという口約束があつたんです、こう言つておるのです。それが口上書になつておるんですね。それはいつですかと聞いたら、いやそれは最近です。さつきはいやその協定で議論をしておるときにそういう話が——いまでもあつたでしょ

う、そういう話が内々ありました。そういうことを考へていきますと、一体それがいつなのかというところが私はやはりあいまいだと思ふんです。しかも、先ほどの外務大臣の話を聞きますと、そういう口約束をしてもアメリカは履行してくれぬ。アメリカを信用するのが、これが外交である。相手を信用するのが、これが外交である。相手を信用するのが外交である。そのことはわかります、相手を信用しなければ交渉はないわけでありまして、それでは何で三億二千万ドルアメリカに払いますよ、こういうことを口約束しなかつたのですか。日本だけがなぜ義務を負わされたのですか。アメリカが日本を信用したのである。あるいは愛知書簡で、VOAについてわざわざ書簡をなげ結ばなければならなかつたのですか。アメリカは日本を信用しておらなかつたからですか。そうじゃないでしよう。やはり外交というのは国益に沿つて、明確にすべきところは明確にしておかなければいけません。それが私は条約であり、交換公文であり、あるいはそれに付随する問題だと思ふのです。それが国会で議論をされなければ出してこれない。いろいろ議論をして出してきたものは、政府が出してきたものに對して総理大臣の見解としては、ここで議論があつて出していたら、たいへんありがたい、国益に沿つてありがたい、こういう御答弁なんです。私はこういう国会の審議というのは国民を裏切ると思ふんです。出せるものは私は出すべきだと思ふ。しかしアメリカを信用することも大切でしよう。しかし

こういつた口上書というのは、当然あの協定をつくつた段階で、私は合意議事録なりあるいは書簡という形で残すべきだと思ふんです。そしてこの国会審議の際に、あわせて関連文書として提出しなくてはならぬと思ふんです。それを追及しなければならぬと思ふんです。しかも口上書が出たにかかわらずのりくらりとやつて、いつたかたかということも明らかにしない。これでは私はほんとに沖縄の心に立ち返つて、沖縄の問題を議論をしたということになつてこないと思ふんです。

す。私は、いまからでもおそくはありませぬ、現に院を通過していま参議院に協定がついておる、そういう事態から考へてはたいへんむずかしい問題だと思ひます。しかし、この口上書というものが出てきて、相手を信用しなければならぬということとは事実です。しかし、先ほどから法的に議論を詰めていつたら、外務大臣が答弁したように、相手が不履行の場合には徹底的にアメリカを追及いたしますという程度のもので、これは、だとするならば、この口上書というものをさらに上に上げて、日米間における書簡なり、あるいはもっと法的に拘束力のあるものにしておくべきだということ、私は正しいあり方だと思ふ。その点総理大臣としてどうお考えになりますか。

○福田国務大臣 この問題についていろいろ御心配でございますが、これはこの程度で絶対御心配はかけません。これは責任を持つてお答えを申し上げます。

○松浦(利)委員 この問題について私は非常に不満です。しかし最後に総理、今後もあることとす。外交は政府が握つておつてわれわれはわかりません。秘密にしなければならぬ内容もあるでしよう。しかし、いやくも国民の血税を払う、そういうものに、関連をしておるこういう文書というのは、やはり日米間における正しい条約あるいはそれに対する付随文書、合意議事録なりあるいは交換公文なりあるいは書簡、そういう形式でとどめるべきだと思ひます。私は、もうあつたことについては、これは参議院段階で書類を出されるということでありまして、これを関連文書として参議院で議論していただきたいと思ひます。今後の問題として総理の所信を明確にお聞きをして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 この問題については、先ほど来外務大臣からはつきりしたお答えをいたしております。また政府の考え方も述べております。申すまでもないことではございますが、外交関係だからといって、ものごとには何でも相手方とお互い

の相互信頼だけでまわっていき、こういうものではないと思っております。事柄によつてはさらに突き進んで明快的な条約、あるいは口約束だけではなしにあるいは書簡の交換とかそれより以上にまだいろいろ考える、そういうことをすべきだろうと思ひます。今回はたいへん時期が早く、そうして口上書という形で問題を明らかにしたのをごさいます。私は、この型が固定されると、こういうわけでもないだろうと思ひますし、もつと疑惑が残らないようにすること、また問題が起こらないように事前にもつと注意すべきだと、かように私は思つております。したがつて、今回の問題は問題でございすが、将来はもつといままでの取りきめ同様、はっきりした形で処理される、また処理すべきものだ、かように私思ひますので、その点をほつきりお答えをしておきます。

○松浦(利)委員 私の質問はこれで終わります。

○床次委員長 井上普方君。

○井上委員 私は最後になりましたが、私も簡単明瞭に質問するつもりでございすが、で、わかつたようなわからぬような御答弁はひとつお許しを願ひたいと思ひます。

そこで、防衛庁は沖繩に自衛隊を派遣するため、二十一人とか何人とか派遣されておるやに承つておるのでございすが、おたくの防衛庁の予算要求を拝見いたしますと、約二百億の地代等と書いてございすが、要求されておる。この予算要求の内容をひとつ詳細にお示し願ひたいのと、十月の十九日でございますからもうかれこれ二十日——いただいた資料によりますと、土地契約につきまして沖繩復興に際して米軍及び自衛隊に供する等の賃貸借契約については現在話し合ひを進めておる段階であり、近々地主と交渉する予定である、こう申されておるのでありますが、一体どういふ交渉を——一カ月たつたのですから、しかも二十何人が行つておるのですからかなり進んでおるのじゃないか、こう思ふのでございすが、詳細につきましてこの点御報告願ひたいと存ずるの

でございます。

○江崎國務大臣 これは直接衝に当たつております施設庁長官から答弁させます。

○島田(豊)政府委員 防衛施設庁から、現在二十名前後の人を沖繩・北方対策庁の出先機関であります沖繩事務局に派遣をいたしております。この職員が主として従来やつてまいりましたのは、沖繩の施設庁の業務を進めていく上におきまして必要な資料の収集あるいは調査等を行つておたつたわけでございます。そこで、来年度の防衛施設庁関係の予算は、一応二百八十三億を概算要求いたしております。

そこで御質問の借料の交渉の問題でございすが、御承知のとおり、地元におきましては地主会連合会が地主の方々の意見をまとめられまして、私どもに借料についての要求がございします。この要求も逐次修正をされておるわけでございます。最終段階におきましては現行借料の大体六・九一倍ぐらゐの要求が出ておるわけでございます。そこでわれわれといたしましては、従来沖繩におきまして借料が米国の施政権下におきましていふんな制約を受けておるもので、これを本土並みの基準にまで持つていくということ、そのわれわれの考え方をいろいろ連合会にも説明をし、話し合ひを行つておるのが現状でございます。こまかい数字的なものにつきましては、まだ来年度の概算要求の時期でもございしますので、そこまでの折衝はいたしておりませんが、いふんな考え方等につきまして十分話し合ひ、また御了解いたただくだけの努力をいたしておる。私どもは地主会の方々の御要望の線に沿つて、できるだけ借料につきましても配慮していきたい、かように考へておるわけでございます。

○井上委員 そこで施設庁の長官にお伺ひしたいのですが、土地を賃借するに際していろいろ交渉されておる。みなあなたの方の考え方を示して、了解を得るべく努力してゐるんだとおしやいます。それをひとつお示し願ひたいのであります。それと、概算要求に「地代等」になつておる

すが、地代のほかに「等」は何を含むのでございしますか、ここらあたりもお示し願ひたいことにはちよつとわからないのでございします。

○島田(豊)政府委員 借料につきましては、現在概算要求中でありましては、総額において百八十八億、そのうちに百五十二億が一応借料、残りの三十六億が土地借料関連の経費である、こういうことでございます。

○井上委員 私、あなたの方の考え方を伺ひしておるのですが、借りる方法についての考え方を伺ひしておるのですが。

○島田(豊)政府委員 借料につきましては、沖繩の制度が本土と非常に違つておりますので、本土並みの基準でやるわけでございますが、これは地目が第一でございます。つまり宅地であるとか農地であるとかあるいは山林であるとか、そういうものによつてそれぞれの計算の基礎が違つてまいります。沖繩の場合におきましては、五年間の据置きというところもございまして、それから地目が、米軍が当初使用を開始したところの地目を書いておらない。本土の場合におきましては、地目に必ずしもかわらぬに、その土地の立地条件なりあるいは周囲の開発状況等を勘案して、毎年借料の改定をいたしておるわけでございますので、そういう本土の考え方をとにしていま話し合ひをいたしておるところでございます。

○井上委員 そこで、あなたの方の本土との基準が違ふからといふことは、新しい基準をつくられるつもりなんですか、どうなんですか。

○島田(豊)政府委員 新しい基準でございせんが、本土の基準をもとにして、各地目において計算をするということでございます。

○井上委員 それではお尋ねいたしますが、米軍基地の土地の取得の基準と自衛隊用地の取得の基準とが違ふはございしますか、どちらをおとりになるのでございますか。

○島田(豊)政府委員 本土におきましても、米軍基地の場合には賃貸借契約が主体でございします。

一部所有者のほうの希望がありますれば、買取というところでございします。自衛隊の場合は原則として買取、一部賃貸借ということでございます。沖繩の場合におきましては賃貸借の方式でいきたい、かように考へております。

○井上委員 違ふでしようが、あなたの方自衛隊に關しては買取でいくのだ、米軍に対しては借料でいくのだというふうなことではないでしようか。あなたの方は米軍の基地の土地を使用するにちやんと基準というものをつくつておるじゃありませんか。「駐留軍の用に供する土地等損失補償等要綱」、こういうものがあるでしようか。これと、それから自衛隊用地を取得する際には、「公共用地の取得に伴う損失補償要綱」というのがあつて、この自衛隊の場合と米軍の用地の場合とは、取得する基準が違つておるはずなんです。どつちを使うのです、どつちを。

○島田(豊)政府委員 沖繩の場合におきましては賃貸借契約でございしますので、本土の米軍の基準をもとにしてやるわけでございます。米軍と申しましても、本土の場合、やはり賃貸借契約におきましては大体同じ基準を使つておるわけでございます。

○井上委員 賃貸借契約、それもあります。しかし、この内容におきましては算出基礎が違つておるでしよう。この「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」といふものは、これは借料の場合におきましても公正なる価格ということになつておるはずで、片方において調達庁——おたくの前身ですが、おたくの前身もこの土地取得の方法といふものは現価主義によつておるでしようが、違ふのですよ、考え方が。どつちをとるのです。そしてまた、沖繩で自衛隊の用地と米軍基地とを取得する方法が違ふ、考え方が違ふ。したがつて金額の算出方法も違ふ。違つてきたらどうなるのです。

○床次委員長 政府委員に申し上げますが、時間が大事でありますので、簡潔に要領よくひとつお願いいたします。

○島田(豊)政府委員 本土における借料基準は、宅地におきましては相続税財産評価額に一定の比率をかける、それから農地に引きましては、農業粗収入から農業経営費を引きまして、それに一定の比率をかける、山林につきましては、主伐収入プラス間伐収入、それから造林経費を引きまして前償式の係数をかける、こういう方式でいってありますので、沖繩の場合におきましても同様の基準をもとにして算定をしたい、かように考えておるわけでございます。

○井上委員 沖繩では米軍基地だけしか取得しないのですか。

○島田(豊)政府委員 自衛隊の基地もございまして、自衛隊も買収ということではなくて、賃貸借契約でいきたい。同じ基準でございます。

○井上委員 同じ基準じゃないんですか。使用等に関する基準は違ひのようです。こんなことを知らぬのですか。

○島田(豊)政府委員 公共用地の取得基準に準じまして、本土の場合におきまして米軍の基地の場合も算定いたしておる、こういうことでございします。

○井上委員 違ひでしよう、あなた。わからぬな。よくつとまるね。自衛隊の場合は、いいですか、これは「正常な地代又は借賃をもつて補償するものとする」、地代はこうなっております。そしてそれは農地の場合でも近傍類似の地代、これが中心になって、近傍類似の価格で大体やっております。ところがこちらの米軍基地の用地の場合には、これはあなたも御存じでしょう、こんなのは、これは農地の場合は固定資産台帳に登録された価格、これに年利回りを乗じて得た価格になっておる。そうなるのでございしょう。これとだいたい違ひてきているのです。考え方も違ひます、結果あらわれてくる地代自体も私は違ひてくると思う。同じ沖繩において、自衛隊の基地を使う場合にこちらの公共用地の補償基準を使うのと施設庁のこの基準によって使うのとで金額が違ひたならば、沖繩の県民の方はどういうよう

うにお考えになります。だからこちらあたりはどう考えるんだと言っておるのですよ。

○鋼崎政府委員 お答え申し上げます。確かに、自衛隊の場合準用しますのは公共用地等の損失補償基準でございますが、その前にできているのは施設庁の訓令に基づいてできておりまして、それは逐次補正をいたしまして、公共用地の取得の損失補償基準に合わせて時価主義をとってやる算定を現在用いております。したがって、現在におきましては同じ基準でやっておりますということでございます。

○井上委員 逐次合わせて現在大体一緒になっておるなと言いますけれども、私はこれは最新の法規集を持っておるのだ。これは昭和三十七年にできておる、調達庁のほうの基準要綱は、この公共用地の補償基準は昭和四十二年の十二月ですから、佐藤さんが総理大臣のときにつくった。これからどんなに変えていったんです。この考え方そのものがとにかく違ひてきているんだ。沖繩ではどれを使うんだ。

○鋼崎政府委員 沖繩の場合使いますのは、現在あります訓令を基準にしてはじくわけですが、その訓令の基準を現在は補正しております。時価に近い価額で算出するということになっております。たとえば宅地につきまして、従来は固定資産税評価額を用いておりますが、これを補正いたしまして、相続税の財産評価額を用いて、これに一定の比率をかけて算出する、こういうことで、固定資産税評価額より相続税財産評価額のほうが時価に近い額を示しておりますので、そういうことになりまして、公共用地の取得基準で示されております額と実質的には同じ額が出るような評価をいたしております。

○井上委員 私は一番問題になるのは農地だと思います。沖繩における農地の賃借料であります。これにつきましてはこういうことになっております。これはおたくのほうの、訓令に基づくとか何とかというのじゃないのです。調停官、聞いて

おつてくださいます。これは補償要綱としまして、調達規第二三号だ、昭和三十六年七月の五日につくつておるものだ。それによると、これは土地の生産主義からきておる。農業収入の八〇%、一切の推定農業収入から、支出すべき推定農業経営費を控除した、年間農業所得額の八〇%が賃借料になっておる、こっちは。おたくのおっしゃるやり方では、そうでしょう。それに片一方のほうは、これは近傍類似の価格から類推しておるわけだ、自衛隊のほうは。そこで、考え方がまるっきり違ひてくるんだ、農地の場合はどっちをとるんだと言っておるのです。沖繩の基地の場合、ほとんどが農地でしょう。だから、私はこの点聞くんだ。考え方が違ひませんか。

○床次委員長 明瞭にお答え願います。

○鋼崎政府委員 農地の賃料を出す場合は、先生お話しのとおりに出しております。それから、沖繩におきまして農地もございしますが、現地の実情から、現在の農地におきましては当初の地目によっておられておまして、現状が宅地見込み地でありまして農地と、地目設定当時の農地になっておりますので、それで算定するということになっておる。今回はその開発の状況に合わせて、農地もできるだけ宅地見込み地ということではじいて算出するようにいたしております。

○井上委員 しかしあなたの方の場合、基地の場合は、これは変えてないのです。土地台帳の地目に関係なく農耕地、採草地目、草地が牧草地帯として利用せられておる土地で、使用により農業が不能となった場合はこういうようにやっております。あなたの方は、いまのお話を承ると、基地はほとんど全部これは宅地並みに計算するんですか。

○鋼崎政府委員 基地全部宅地ということではございませんが、たとえば中部のように開発されたところにおきましては、主たる基地は大体宅地ないしは宅地見込み地ということで計算いたしております。

○井上委員 基地にもいろいろあると思うのです。宅地見込み地としてやられるわけですか。それでどれくらい賃借料になります。農地の場合と――いままでは農地であった。アメリカ軍は農地でやっておった。今度宅地に切りかえて、六・何倍ですか、六・一倍で上げますという、そういうようにして変えたところは一体どれくらい上がりますか。

○鋼崎政府委員 一がいには申し上げられませんが、六・何倍と申しますのも、これは全体を単純平均して六・何倍とか七倍とかいう額が出るわけでございます。個々に当たつてみませんとわかりませんが、高く上がりますところは十倍以上出るといふことでございます。

○井上委員 高いところは十倍だなんていうような数字じゃないでしょう。三十倍になっていきます。私だつてこういうふうに全部軍用地主連盟のほうの資料を持っているのです。それで伺いしているのだ。

私は農地はそのままやっていって欲しいと思つたのですが、そうなりますと、私ちょっとひっかかってくる。ひっかかってくるというものは、暫定使用法の、これは沖繩でも非常な問題になっているのでございしますが、復元問題でございします。

暫定使用法の第何条ですか、第四条「政令で定めるところにより、当該土地又は工作物を原状に回復し、又は原状に回復しないことによつて生ずる損失を補償しなければならない」という項目がある。この原状は現在をいうのですか。それともまたその前の、米軍が接収する前の原状をいうのですか。このところをひとつ明確にしたい。

○島田(豊)政府委員 この法律が復帰の際に使用権の設定をしようとするものでありますので、この第四条に書いてございます原状というものは、この法律の施行のときの原状ということでございます。

そこで、実は米軍が復帰前に形質を変更いたし

まして、そのまま復旧後も引き継がれるという土地につきましては、今後地主の方々と賃貸借契約を結びます場合に、その賃貸借契約の中に、米軍が当初使用を開始したときの原状に回復をするあるいはそれに必要な補償をする、こういうことを契約をするつもりでございます。

また、この法律で使用権を設定した対象の方々につきましても、その原状は、やはり使用を開始したときの原状、つまり復旧前の原状ということで、これは具体的にその土地が返還になりまして場合に補償契約をする、こういうことで臨みたいと考えております。

○井上委員 そういたしますと、もう一度念のために申し上げますが、何でございますか、返還時——この法律が通ったとしてですよ、この返還時の原状である。日本国政府はその原状に戻すのである。そういったと、米軍が接収したときの原状には米軍がやるのでございますか。それにかわってあなたのほうで補償を出すわけでございますか。どうなんでしょうか。

○島田（豊）政府委員 これにつきましては、日本国がその米軍が使用を開始したときの原状にさかのぼって補償をする、こういうことでございます。

○井上委員 そこで、私は問題を、先ほども横道にそれましたので、またもとに戻したいと思うのでございますが、自衛隊の基地の場合は先ほどおっしゃられたのとだいぶ違ってくるわけですね、公共用地でやっていると、差は出てきませんか、実際問題として、あなた、契約する御本人が何とでもうまいことを言うのでしょければ、日本国内においては、本土においては、自衛隊の用地をとるには公共用地取得に関する基準で閣議決定したやつを使っている。片方においては、米軍基地の場合には、何ですか、規則でやっておられる。これが大いに違ってくるのじゃないですか。そしてまた、そういう方法をとらざる現在のやり方としましたならば、この両方を使い分

けなければならぬと思うのです、沖縄においても本土並みでやるのなら、どうなんですか。

○島田（豊）政府委員 米軍の場合には、昭和二十七年の「駐留軍ノ用ニ供スル土地等ノ損失補償等要綱」というものがあり、ただいま御指摘のように、昭和二十七年に公共用地の取得基準というものをきめましたが、この公共用地の取得基準ができました際に、従来の米軍のこの補償要綱というものを、当分の間、この公共用地の取得基準でいくという方針で施設は補償いたしております。これが今日まで及んでおります。したがって、おっしゃいますように時価主義でとっておりますので、この基準で沖縄についても算定したいと思っておりますから、その限りにおいて、米軍の場合と自衛隊の場合、大体同じような基準でいく、こういうことでございます。

○井上委員 長官、考え方が違うのですよ。もう一度答弁しないとい、違っているから。長官、あなた、こんなことを知らぬかもしれぬけれども、もう一度言っておらんかい。違います。そんなあやふやな沖縄の土地が返るのか。

○島田（豊）政府委員 先ほども申し上げたかと思いますが、二十七年にできました訓令は逐次補正をいたしまして、適正な借料を払うということで、公共用地取得の損失補償基準に実態的には合っておりまして、したがって、それぞれ算出する規定は別でございますけれども、実態的には同じでございます。したがって、今度の概算要求におきましても、駐留軍の借料と自衛隊の借料とは同じ基準で——同じ基準といいますが、両方はじいても全く同じということ、適正な借料をはじいております。

○井上委員 こんなことで時間をとりたくないのですかね。大体、何です、あなたこの二十七年の基準をずんずん変えたつて、最終の基準は何年につくったやつなんですか。

○島田（豊）政府委員 その基準の補正は、実は内部の連をもちまして、その年度の借料についてはこういうふうな算出でやるということで、部内の連で

通達をいたしております。

○井上委員 それは要領でしょう。違えてやるのは要領でしょう。補償基準要綱というのが三十七年の七月に出ているんじゃないか。それが一番新しいんじゃないか。それとこれと突き合わせて、私は違うんじゃないかと言っているのですよ。

○島田（豊）政府委員 その二つの、そのできた時点におきましては確かに違っておりますが、現在の運用におきましては、全く同じ時価主義で、適正な借料を出すということでやっております。

○井上委員 適当にやっておるということですか、それは。運用によってこの差をなくしておるということ、適当にやっておるということですか。そんなやり方をやっておるんですか。そんなあやふやな話がありますか。

○島田（豊）政府委員 算定要領に基づきまして土地建物等賃借料算定基準というものを制定しております。この第一章総則の2におきまして、「本基準ニヨッテ算定シタル土地等ノ賃借料ハソノ土地等オヨビ近傍類似ノ地代、家賃、売買価格等ヲ考慮シテ適正ニ補正シナレバナライ」ということで、この補正を、先ほど申し上げましたように通達をもつて示しておる、こういうことでございます。

○井上委員 それは、私が言っておるの、あなたの方の基準になる前の要綱というものを、あなびつしやり出しているんですよ。そんなうしろのほうに入っていない。その本のもっと前のほうですよ。

○島田（豊）政府委員 二十七年につくりました駐留軍ノ用ニ供スル土地等ノ損失補償等要綱、これは最終の改正は、いままで先生お話しのように、昭和三十三年の十月二十六日になっておりますが、やはりこの第一章総則の第三条におきまして、先ほど申し上げました土地等の算定基準の根拠になります補正の条項がきめられてございます。

○井上委員 あなたはもっと落ちついてそれを読んでください。実際、これは沖縄の土地代をどう

いうようにきめるかという重大な問題なんです。ここであなたがごまかしてこを通つたところで、問題になるのです。それで、私は、このことについてもう少し時間をかしますから、よく読んでひとつ御答弁願いたい。

この駐留軍ノ用ニ供スル土地等ノ損失補償等要綱の特に重要なのは、私は農地であると思うのであります。その農地の地代というものは、先ほど申しましたように、農業所得の純益の八〇％ときめておるのであります。ところが、片方、自衛隊のほうは、金額にその土地の価格主義をとっておりますのであります。そこで大きな差が出てくるんじゃないか。これはあなた方は運用によってカバーするといふたら、これこそ役人として逸脱した行為であるといわねばなりません。

そこで、私はどうしろこうしろ言うのじゃない、沖縄に適したような要綱をつくる必要があるのじゃないか、それはもうすでに施設庁のほうで考えになっておられるだろう、こういう考え方で、実は私は質問をしておるわけなんです。あるいは本土並みでないという議論もあるかもしれない。しかし、これは、沖縄県民のあの長い困苦を考えると、当然新しいものを考えてしかるべきじゃないかと私は思っております。役人の小手先だけで内規、これをいじくり回したところで根本的な解決にならない、そう思います。ゆえに、私は、自衛隊と駐留軍との土地代の算定基準が違ふ、これは一体どうすればいいか、こう考えて、もう考え方ができておるだろうと思つて、実は私はお聞きしたのであります。ところがこのていたらくだ。防衛庁長官、どうです。

○江崎国務大臣 私もまだこの問題については、また不勉強で恐縮なんです、いまこで答弁しておるのを聞いておられます、要するに二十七年の駐留軍の算定基準になるものは——二十七年といふと、ちょうど独立した年でございませう。そこで、三十三年のいわゆる公共用地の補償基準、この二条で、時価に十分勘案して補正してよろしいという、総則に規定があることによつ

て、駐留軍の分も、いわゆる米軍の分も、それから自衛隊の分も同じ扱いをして、賃貸借の契約では有利なほうをとっておく、こういう説明をしておるように私聞いておるわけですが、そういうことで、沖縄に對しても極力有利な方法でいく、政治的には私そう了解をしておるわけでありませう。

○井上委員 役人が都合のいいところを両方使うというところから、綱紀紊乱が起こるんじゃないか。それをあなたまた認めるんですか。軍人さんの頂点におるあなたがだ。ともかく、最も規律は厳格でなければならぬのが、そんなことじゃ困るでしょう。

総理、どうぞごさいませう。お話で、ひとつ新しいものさしをつくる必要があると思ふんです。まあ防衛庁長官は最近なつたばかりでございませうので、わからぬことは、わからぬとおっしゃればいいんです。

○江崎國務大臣 それは、どうぞひとつ御理解をお願いいたしますが、いまの、古い、二十七年の要綱は現に存するわけですが、三十七年の基準で、いわゆるこの現代の物価に合わせながら、補正すべきものは補正をして有利に運んでおる、こういうことの御理解でいかでございませう。

それからまた、いまの施設庁などにしますると、これはいわゆる自衛隊とは違うわけでごさいまして、やはり前線の者はいつも氣をつけて、よく話し合ひですべてを解決するようにとわれわれ言っておりますように、これはあくまで賃貸借を結ぶ関係者ですから、土地所有者に有利なほうに事を運んでいくということは、これはユニホームの場合とは全然違うわけですから、どうぞひとつ御了解願ひます。

○井上委員 長官、実はこの基準が違うのですよ。考え方が違つてきているのです。農業補償なんかを見ても、米軍の場合は、収入の八〇％が地代になるのです。この公共用地の、四十二年につくられた、閣議で定められたことは、近傍類地の価格で、それに利回りをかけてやつておる

のです。あるいは賃貸借を使う。ひどいになりますと、私も見ましてびっくりしたのでございませうが、財産税算定の基準を使うなんというのもありました。おたくのですよ。まだそれが生きてゐるのです。ともかくこういうようなことを、これはどういふことでやつておるんだらうと思つて、実は感心しながら見ておつたわけです。ところが、運用妙を得てどっちでも使えるんだといううなことでは、それこそたいへんだと思ふのです。そうでしょう。どっちでも使えるんだ。駐留軍の場合にも、自衛隊用地のこの基準でいくんだ。これは閣議決定ですよ。四十二年十二月の何日かにつくつた閣議決定、これには、最後に、附則として、「この要綱は、駐留軍の用に供する土地等の取得又は土地等の使用に關しては、当分の間、適用しない。」と、わざわざこう書いてあるのです。それで私も、それじゃ一体駐留軍というのはどんなものを使つてゐるのかと思つたら、まづつきり考え方が違つた基準が出てきてゐる。これによつて作業が進められておるといふのを見たから、沖縄では一体これをどうするんだらうというところで質問をしておるわけです。こんなのに時間をかけてかなわぬですよ。

いままでの長官のお話を承ると、国内においても、本土において駐留軍の土地を取得する場合、それと、自衛隊の土地を取得する場合とをチャンポンにしてやられようたら、これはたいへんですよ。そうでしょうが、買主のほうに都合のいいようなことでやるというようなことでは困ると思ふのです。あなたはいまの御答弁をひとつ訂正なさるお氣持はございませうか。どっちでも使つて、支払われる側が都合のいいような方法をとるんだなという御答弁は、これはやめてもらいたいのと思ふのです。お取り消しになりませんか。

○島田(豊)政府委員 先ほど、私の説明がちょっと間違つておつたかと思ひますけれども、もともと昭和二十七年の損失補償要綱というのがありまして、昭和三十一年に、御指摘のように公共用地の取得基準をきめたわけでごさいませう。その際に

は駐留軍關係をはずしておりますが、實際は、防衛施設庁としては、そういう基準の細則にできるだけ近づけるということで、いろいろ予算要求等もしてきたようでごさいませう。

そこで、損失補償要綱でいいますと、おっしゃいますように、農業の粗収入から經營費を引きましたものに一定の比率をかけるという方式でございませうけれども、現実にまた、これは實際には近傍類地の価格に、おっしゃいますように一定の利回りをかけて算出する、こういうことでございませう。これはよくわかりませうけれども、要するに適正な地料を払うということで、今後この辺の問題については私も十分検討いたしてみたい、かように考えております。

○江崎國務大臣 もし私の説明が間違つておれば、これは私も、この問題については不勉強でございませうから、取り消すにやぶさかじゃございませう。ただ、いまの説明を私も一緒に聞いておりました。本土では、なるほど、いろいろ基準も違ひますが、自衛隊の場合は買取りを主とする。ところが、沖縄の場合は、駐留米軍の借りです。自衛隊の借りていく。したがつて同じような基準に合わせる、その条項をもとにいたしましたので、できるだけ土地所有者に有利なように交渉をしていこう、きめていこう、こういう説明をしておるように聞こえるのであります。そのことを申し上げたわけですよ。

○井上委員 これはやはり私は沖縄に關しては新しい基準をつくられる必要があると思ひます。それは、本土における、この両方を使えるような、両刀使いで使えるような方法もありませうし、いろいろ方法はあつたかと思ふのです。これはぜひとも新しいものをつくつていただかなければ——まあ都合によつて、人によつて、そういうことはいふとは思ひますけれども、両刀使いをやられちゃ、たまつたもんじゃありません。そこらあたりはひとつ十分に——まあしかし、これは早急に手をつけなければできない問題でございませう。

で、ひとつ要綱を早急につくられる必要があると思ふのです。この点はどうぞございませう。つくられますか。

○江崎國務大臣 十分検討してみることいたします。

○井上委員 そこで、この使用する場合に非常に問題になりますのは、先ほど、原状は、返還時の現状だと、こう仰せられた。沖縄の地主連合会からは、原状とは、アメリカ軍が接収したその時点にしてくれという陳情が出ておる。これまた当然だろうと思ひます。しかし、長官のお話によりまして、一つには、原状に回復する、いまの返還時の現状にするのが、この法にいう原状だと仰せられる。それから以前の分は、これは日本国政府がやるのだといひますが、日本国政府は原状にどうやつてやるのです。法律ありますか。

○江崎國務大臣 施設庁長官から答弁させます。

○島田(豊)政府委員 この法案によります原状と申しますのは、先ほど申しましたように、この法律施行時の現状ということでごさいまして、今後アメリカが形質を変更いたしましたれば、その原状に回復をするということになるわけでごさいませうが、実は今回の沖縄返還協定の三条の二項で米國に對する請求権を放棄したしておりますので、これは当然日本政府がやらなければならぬ。それにつきましては、いまおっしゃいますように、接収時の原状に回復をする、あるいはそれに必要な、それに見合う補償をするということを、今後復讐までの間に賃貸借契約を結びます際に、その中に織り込むということを先ほど申し上げたわけでごさいませう。

○井上委員 長官、あなた、ただならぬことをおっしゃる。この沖縄国会においても、アメリカ軍が接収したときの形状にまで戻すということが何にきまつておりますか。日本で何でもございませうが、しかし、それをやるということは、一体どこできめた、だれがきめたのです。

○島田(豊)政府委員 たいだいま申しましたように、返還協定の三条の二項に規定してありまして、これは結局地位協定四條の適用になるわけでございまして、そこでこれは当然地元からの請求でございます。それで、これはアメリカに対する請求はできませんので、その点を日本の政府において引き受ける、こういうことになるかと思っております。そこで、その法的根拠というものは格別ございませぬが、貸借契約という合意の中にその点を織り込みまして措置をしたい、かように考えておるわけでございします。

○井上委員 請求権を放棄して——これはたくさん請求権問題であなとお話を申そうと思っておったのですが、いま日本においては、沖縄県民の請求権に対する補償というものは、これは先般総理が堀委員に對しまして、人身事故の見舞い金に對して補償的な性格を与える、その法律は早急に通常国会に出す、こう仰せられたのを私は記憶いたしておるのであります。

そこで、こういうことになると、役人が先走って、まだ法律もできておらないのに、契約の上において接収時の現況に復歸さすんだということを防衛施設庁がお約束いたしている。これはだれかの言ではございしますが、政治は水ものとお申しします。どういふことになるかわからない。あなた方役人というものは、現在の法規、法令、これを十分に守つて約束するのがほんとうじゃないですか。それを、法律もないものを、アメリカ軍の接収の時点の現況に戻すとは、一体越権行為はなはだしいじゃないですか。どうなんですか。だから、もしできなかった場合には、国民から、役人はうそをついたといつて恨まれる。役人が怨嗟の的になるのもここに原因があるのだと思ふ。輕くしういふことをやつてもらつては困ると思ふのです、防衛庁長官、どうです。

○江崎國務大臣 法的に不備の点があれば、もちろんこれは整備してまいりたいと思ひます。

○井川政府委員 ちよつと施設庁長官から協定に對するお話がございましたので、その点のところ

をもう一ぺん念のために申し上げます。

三条二項にございします。三条二項に、「アメリカ合衆国が1の規定に従つてこの協定の効力発生の日に使用を許される施設及び区域につき、千九百六十年一月十九日に署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障條約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第四條の規定を適用するにあたり、同條1の「それらが合衆国軍隊に提供された時の状態」とは、当該施設及び区域が合衆国軍隊によつて最初に使用されることとなつた時の状態をいい、また、同條2の「改良」とは、この協定の効力発生の日以前に加へられた改良を含むことと了解される。」「こういう規定があるわけでございします。そして地位協定第四條は、「合衆国は、この協定の終了の際又はその前に日本国に施設及び区域を返還するに當つて、当該施設及び区域をそれらが合衆国軍隊に提供された時の状態に回復し、又はその回復の代りに日本国に補償する義務を負ふない。」「これに對應いたしまして第二項に、「日本国は、この協定の終了の際又はその前に、この協定の施設及び区域の返還の際、当該施設及び区域に加へられてゐる改良又はそこに残される建物若しくはその他の工作物について、合衆国に補償をすることを義務を負ふない。」「これが對應してゐるわけでございします。この第四條一項の読み方につきましては、返還協定の第三條二項がありまして、「それらが合衆国軍隊に提供された時の状態」とは、当該施設及び区域が合衆国軍隊によつて最初に使用されることとなつた時の状態をいふこととされてゐる。そして地位協定第二十四條にまいりますと、第二十四條には、合衆国軍隊に関するところの経費の分担で、施設、区域の提供につきましては「合衆国に負担をかけるので提供し、かつ、相当の場合には、施設及び区域並びに路線の所有者及び提供者に補償を行ふことが合意される。」「こういうふうな規定がございまして、これに基づきまして、内地におきましては、普通の契約の場合にその原状回復の義務

を地主との間で契約で負つてゐるわけでございします。そのようにまた施設庁長官は沖縄においてもなさるということを申されてゐるのだと思ひます。

○井上委員 そこで、私は続いて土地の契約について伺ひたいと思ひます。

通常でありましたならば離作料というものが支払われる。これは普通の契約の場合には離作料というものが支払われる。今度の場合——農業の場合です。あるいは営業権の補償というものも行なわれてゐる。ところが、これが沖縄の農民に對しては全然行なわれてゐないのです。アメリカ軍は、営業権であるとか、あるいはまた営業権、耕作権というものの對しては一文も全然払つてゐない。これらに對してあなた方はどうお考えになりますか。そこまで詳しい人なんだから……。

○鋼崎政府委員 沖縄におきましては、先生御存じかと思ひますが、現在すでに借料が払われておりました。それをわれわれは先ほど申しました本土の算定基準に準じて借料を算出して出すわけなんです。現在、基地の中でいわゆる黙認耕作地といふことで農耕が許されておりましたが、この問題も米側と調整はいたしますが、二、三年の間は現状を認めていきたい、こういうふうに考えております。

○井上委員 アメリカ軍が接収しました際に國際法規を無視した不法不当な土地の接収が行なわれたことは、佐藤総理も、先般、瀬長議員が書かれた「沖縄の悲劇」なる本をお読みになつて十分におわかり——十分とは申さないでございまして、よくわかれども、おわかりになつたと思ひます。ああいうような悲惨なところではございします。どういたしましてこれは、何と申しますか、本土並みの補償というものがなされなければならないと思ひます。そこで、アメリカ軍が金を払つたといふのは地代がほとんどでございまして、ほかの諸補償はほとんどやつてゐない。これは私は私どもは通損補償といつておりますが、これがアメリカ軍はほとんどやつてゐない。一部はやり

ましたけれども、やつてゐない。

そこで、防衛庁長官、あなたにお伺ひするのはいいか、建設大臣にお伺ひするのはいいか、いまま本土で事業をしようとする、そうしまして土地を買収する。買収したときに、用地費と用地費以外の補償とはどれくらい比率だとあなたはお考えになりますか。知つてゐますか。——大臣、よろしい、よろしい。これは四十五年の建設白書、四十四年の実績を見てみますと、土地代が七・二・一に對しまして、その他の通損補償が二七・九といふ数字になつて示されておるのです。土地は買収費ですよ。でございします。土地代の三分の一弱といふものが、大体七対三の割合で補償に使われておるのが実態なんです。ところが、沖縄においてはこれらの通損補償というものがほとんどやられてゐない。通損補償といふのはわかつてゐますか。長官、通損補償といふことば、わかつてゐますか。——どうもおわかりに……。でございします。で、本土の諸法令が沖縄に及んでおつたならば、當然受けるべき沖縄県民の權利といふものが、施設権の分断のために遮断せられ、ほとんどこれらの恩恵を受けておらない。恩恵といひますか、權利行使ができてゐないのであります。私は土地だけに對して申す。これに對して日本は、話は別になります。このたびの協定によりまして對米請求権を放棄してゐる。この請求権放棄が、これが國としてやるべきでないとか、違法であるとかなんとかいふような議論がございします。しかし、私はそのことを問わない。ただ、佐藤政府が請求権を放棄したのは事実でございします。また、その放棄した協定を私どものところに出して、いま批准を求めておるのでございします。それでお伺ひするのでもございしますが、これらの沖縄県民が、日本の施設権が及んでおつたならば當然受けるべき權利を遮断せられて、それによつて損害をこうむつておるもの、これに對しては、少なくとも日本政府は、手厚い保護を加へなければならぬと思ひます。この点について、西宮議員、堀議員あるいは瀬長議員等々が質

問されたようであります。総理は、もう一度ここで、これらの問題に對しましてどういう対処をされるか、明確なる御答弁を承りたいと思うので

○山中國務大臣 通損補償は、今回の借地料とは別個に、残された諸請求権の始末しなければならぬ。本所に課せられた仕事の中の大きな問題の一つであります。これは、しかし、現在琉球政府においてもいまだ通損補償の請求すべき実態というものがあるわけではございませんので、これは直ちに来年度予算において施設庁のほうで調査費を計上して、その調査で、沖縄県も含めた、関係者も含めた完全な調査を合意の上、それに対して本土政府が必要な補償を支払う、補償に見合う金額を支払うということに処理するつもりで、いま施設庁のほうに移しているわけでございます。

○井上委員 いわゆる通損補償だけじゃなくて、あらゆる沖縄県民の諸権利が、ともかく請求権の放棄によって具体的に請求する相手がなくなっておる現状です。そういうようなときに、やはり国は、外交何となく佐藤総理も、法律はしろろと先ほど申されましたけれども、私もどうもしろろとでございますのでわからぬのですが、何か外交保護権とか何とかいうのを放棄したのだなという、むずかしいことが書いてあります。一応はわかります。しかし、やはり、国としてはその請求権を放棄したのでございますから、当然国が補償しなければならぬと思えます。したがって、屋良主席もこの点につきまして明確にひとつ言われておるわけです。そしてまた、調査委員会あるいは調査審議会というものをつくってほしいという要求が出てきておるのでございますが、先般も堀委員の質問に對しまして、来国会早い機会に考えるという、まことに御答弁を聞きますと非常に抽象的でございました。したがって、私が先ほど申しましたように、沖縄県民が請求権として持つておるものを、これを国が支払うという考え方をもち調査審議会をつくって、これを適正な補償をするというお考えがあるかないか、

総理の御見解をお伺いしたいのであります。

○佐藤内閣総理大臣 これはこの前も申したと思いますが、実情が十分把握できてないから、まずその実情把握のために十分の調査をしないことには対策も立たない。しかし、請求権を放棄したんだから、そこに実損のあることは確かだ。そういう意味で、一般的には、これを、日本が請求権を放棄した、それを全然政府が見ないというわけにいかないから、まあ見舞い金という形、形は見舞い金ということばを使っているが、その請求権にかわるような処置をしよう、こういうことを申しました。これが、いわゆる予算的措置で片づくものと、あるいはまた特別立法をする、そういうものもあるかも知れない。いずれにしても、そういう点は、実情を調査して把握することがまず大事なことだ、かようにお答えしたと思っております。また今回も同じお答えをいたします。

○井上委員 総理、調査をするということじゃなかったのです。ここに議事録も私は持つておりますが、あのときのそういう考え方で――また、西宮委員の質問に對しまして――これは西宮委員が堀委員のあとでございました。何かずつとやりとりがございました。最後に西宮さんも、私が申すように、施政権の分断がなかりせば沖縄県民が受けたであろう権利、その損害というものを国は責任を持つて補償するか、こういう質問に對しまして、お説のとおり。ということは、分断なかりせば受けたであろう補償、つまり本土国民と同じような補償を受けることが当然だ、こういうことですね。一言だけちょっと、それでよろしければそのとおり、こう言いますと、佐藤総理は、そのとおりでよろしゅうございまして、こう答えられておる。いまのお話だったら、調査しなきゃ補償の実態はわからぬと。これも私わかりません。わかりませんが、それよりも一歩先に進んだ御答弁をなされておる。そこで、また堀委員の質問に對しても、私もちょっと誤解があったようでございますが、堀委員の質問も、人身事故の例を引いてやられました。そのときにも、形は見舞い

金だけれども、実質は補償的性格のものを考えますと、こう総理は言われた。そこで私は、一貫して総理の考え方としてはあるんだ、沖縄県民が本土政府の保護を受けておったならば当然受けるべき権利が、これが剝奪せられたために受けた損害は、日本政府がこれを責任を持つて補償する、この基本方針をやはり打ち出す必要があるんじゃないか、また佐藤総理はそういう考え方で進められておると信じておったのでございまして。いまのお話とだいぶ――ニュアンスが違ってくるの騒ぎじゃない。あなた、いま調査することを約束したんだって、だいぶ違いますよ。そこらあたりもう一度明確なる御答弁を賜わりたい。

○佐藤内閣総理大臣 堀君や西宮君に答えたことと、別に井上君に別なことをお答えしているわけじゃないでございます。先ほども井上君にお答えしているとき、真うしろで堀君も私の答弁を聞いておられましたが、やはり相づちを打っておられます。(発言する者あり)私はその調査に重点は置いておるわけじゃない。これはその際もはっきり申し上げましたように、請求権を放棄したのだ、政府の保護権を放棄したと、こう言ったほうがいいのかわかりませんが、そういう状態だから、これは何らかの形におきましてこれを補償する、それが見舞い金である、こういうように申し上げた。その見舞い金は、ものによっては予算的措置で片づくものもあるし、ものによっては立法措置を必要とするものもある、それらの点は、十分実情を把握して、しかる上で処理するのだ、かように申したのでございまして。この点は別に変ったことは申しておりません。

○井上委員 西宮委員には……。
○佐藤内閣総理大臣 いま西宮君の話は私ちょっとわかりませんが、おそろく、いまの前提がありますので、そういうものに基づいての結論を申したのではないか、かように思っております。それだけをつかまえていろいろ御議論なさると、あるいは事実が間違っている御議論なさると、あるいは十分かわかりませんが、私は、受けたいろいろの

損害に對して政府は請求権は放棄する、これはまた、事実、請求権がありましても、ワシントン、それと交渉するということでは、これはたいへんだと思えますから、これはむしろ放棄して、そうして日本政府がかわって、形は、ことばとしては不適当な――これは当然の請求かわかりませんけれども、見舞いというような形で、それに実質は請求権に合うような、見合った処置をする、こういうことでございまして、その辺は誤解のないようにお願いしておきます。

○床次委員長 井上普方君――井上普方君、ひとつ質疑をお続けください。

○井上委員 この請求権を日本政府が放棄した、それに対して何らかの補償をするということとは、非常に重要な問題でございまして、質問された堀委員、西宮委員が、総理のいまおっしゃるのとニュアンスが違うというお話しでございまして、ここの問題を詰めてみたいと思ひます。

○床次委員長 堀君から関連質問の申し出があります。これを許します。簡潔にお願いします。堀君。

○堀委員 いま総理が、私が首を振っておったから、堀君も了解したのであらうと、こうおっしゃっておりますので、ちょっとこれは正確にしておきませんと、問題がきわめて重要なところでありまますから、会議録によつて総理の御発言をもう一べん確認をしますと、「先ほど来各大臣の意見を徴された後でありますから、ただいまの建議の趣旨、これは十分尊重すること、これはもう政府の当然のことです。ただいま、おくれでもないと言われますが、できるだけ早目にこういう問題は片づけること、これが望ましいことだ、かように思ひますから、十分結論を通常国会までには得られるようにいたしたいものだ、かように考えます。」これが総理の御答弁ですが、その前に田中大蔵大臣代理は「政府がその責めに任ずること、国民の財産をもつて充てることでございまして、これから政府が支弁に應じなければならぬ

いような状態が起った場合、立法によることが望ましいことは言うまでもありません。今度の返還に必要やむを得ないものは今度御審議をいただいておりますが、この機会までに定かでないために処理ができなかったもの、新たに起こる事由に基づく支払いに関しては、立法によることが望ましい、私もそう考えます」と、こう前段で大蔵大臣代理が言われたあとで、総理がいま申し上げたことをお述べになっておるのでありますから。私は、総理が「先ほど来各大臣の意見を徴された後でありますから」と、こうおっしゃって、そのことは、その各大臣の意見を肯定された上での御発言だと了解しておりますから、そのことは、建議の趣旨に沿って、立法措置によって通常国会までにできるものはやればよい、こういうふうにおっしゃったことだと理解をしておるわけであり、さうでよろしいと思ひますが、いかがでございますでしょうか。

○佐藤内閣総理大臣 そのとき、もう一つ、外務大臣の答えたのがございせんか。お読みをいただきます。

○堀委員 「大筋は大体そんな感じがします。しかし、これは実態調査をしてみないと、これがどういふものであるか、これが米軍に対するほんとうの意味の請求権的なものであるのかどうか、その辺がまだはなはだ私も調査が進んでおらん、こういう状態なんです。考え方としては大塚さんのようなお考えでしかるべきかと、かように存じます。そこで私は「たいへん福田さん、いつも答弁ははっきりするの、いま二段がまゝぐらゐに、何かアローアンスのついた答弁でございまして、もうちょっとこれは、非常に重要ですから、きちんとさしもらいます、私も、請求権の問題は今後調査をなさなければわからない問題がたくさんあることは承知をしております。だから、十分調査をしていただいて、そして調査をして請求権があるということがはっきりしたものにについては、これはいま私が申し上げたように立法によって措置をする、こういうふう

に確認をしていただきたい。私も、何でもかんでも立法しろなんてひとつも言っていないんです。だから、財政措置をとる——たてまえ上は、やはりこれは国民が納得しなきゃならぬことであるから、当然私は請求権として認識を政府ができるものは、その支払いをするときには立法をもって措置をするんだということを、ひとつ確認をしてもらいたい。大蔵大臣、いかがですか。」

○佐藤内閣総理大臣 そのとおりだと思つております。そのとおりで、やはり先ほど来申しますように、本来、請求権、これはあるのですから、その請求権を放棄する限りにおいて、本来の損害に對して政府が、形は見舞い金だけれども、請求に合つた賠償的な意味をもつて処理する、これが本来だ、かように思ひます。そして、それが多くは予算的措置で大体済む場合もありますし、また、実態をつかんだ上で立法措置を必要とするものもあるから、そういう場合には立法措置による、こういうことで御了解をいただいた、かように私は承知しておるわけでありまして。

○堀委員 私がここで申し上げたのは、請求権として認められるものは立法で、請求権ではないけれども、諸請求として認めるものについては予算措置で、こう区分けをしたわけです。そこで大蔵大臣が、請求権として認められるものは立法措置によるのが正しいと思う、こうお答えになつておられますから、そこをちょっとあいまにせず、予算だけで措置できるのは諸請求であつて、請求権として確認ができない諸請求は予算措置でやつていただく。しかし、請求権としてはっきり認められるものは全部立法で措置していただく。そこを区切りをつけて御答弁を私はいただいたわけですから、ひとつさういふふうにご答えていただく、これで私は終わりますから。

○佐藤内閣総理大臣 その区分けは、まことに私むずかしいのじゃないかと思つております。一般的な請求権あるいは立法措置を要するもの、こういうふうにいふ堀委員は観念的に非常に明確だ

と言われますが、その区別はなかなかむずかしいのじゃないかと私は思ひます。いづれにしても、もつと実態を把握すること、これが必要だろう、かように思ひます。

○床次委員長 西宮君。——関連でありますから、簡潔にお願いします。

○西宮委員 わかりました。

総理からただいま実態を調査してというお話がありました、それはもちろんその実態は十分調査をしていただきたい。ただ、私はその基本原則についてお尋ねをしたわけですが、それはおとといです。しかもその前の日に私はこういう印刷物を配つて、問題点を全部指摘しておる。それには全部赤い線を引いて、こをちよつと見てもらえばわかるんだ、こういうことでこの印刷物を全部閣僚の皆さんにお配りをいたしました、その上で質問をしたわけですが、さつき総理は、その前提がわからない、西宮君の質問の前提がわからない、こういうお話でありましたが、これを配つて御説明をいたしました、したがって、今日までとられてまいりましたあの米軍のやつたやり方は、土地取り上げのやり方は、あくまでも不法不当だ、しかもそれに対する補償は、たとえば土地裁判所に訴願をしろとか、土地収用委員会に訴願をしろとか、こういう規定もあるけれども、これは、たとえば裁判所なんといつたつて、裁判所でも何でもありません。アメリカの軍人が、前には三人、いまは一人いて、その事務を取り扱つてゐるだけ。そういうところである。しかも今日までそこで解決をしたのは二件しかないわけですよ。二つのケースしかないわけですよ。それほどういふものは全くじゅうりんをされて、何ら補償されておらない。ただアメリカがきめたその代金を受け取るだけ。あるいはそれ以外に琉球政府でつくつた法律があるけれども、これも最後は高等弁務官が同意をしなければその金額が決定をしない。あるいはアメリカ本国に請求をしろというので外国人補償法というのがある。しかし、これで満足をするんだ、これが最終の要求なんだ、そういうこと

に判を押さなければその金は払ってくれない、こういう仕組みになっておるわけです。だから、アメリカが今日までやつてきたのは全部ことごとく全く不法なんだ、講和前後を通じて、不当なんだ、こういうことを佐藤総理にもこの問る——まああるといつても、この問題は前の日にお配りをいたしておりますから触れませんでしたけれども、終始一貫不法なんだ、こういうことをお尋ねを申し上げて、間違ひがあつてはいけなかつたと思うので、私は紙に書いたものを朗読いたしました、これから日本政府が行なうところの補償は、沖繩に施政権分断なかりせば受けたであらう補償、すなわち、日本本土内の日本の国民が受けたと全く同じものを補償するか、こういうお尋ねをいたしましたらば、結局そのとおりでございますという答弁があるわけですよ。具体的に申しますならば、これもその前の日にお配りをしたのに全部書いてあるのです。たとえば、駐留軍の用に供する土地等損失補償等要綱、あるいは日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律、地位協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法等々、日本の本土内で損害を受けた国民には、全部この法律に基づいて補償をしてゐるわけですよ。いわば、その意味においては、損害を受けた人は、もちろん不満な方がたくさんあると思ひますが、しかし、一応はとにかく至れり尽くせりの制度ができておるわけです。それと全く同じ補償をするかと言つたら、そのとおりでございますという答弁がされておるわけでありまして。しかも、前にこの説明をしたときは、佐藤総理はおいでになりませんでしたけれども、一緒にいられた閣僚の皆さんは全部そろつておられて、だれも総理の答弁にクレームをつけた人はいないわけでありまして。したがって、私はその総理の答弁を聞いて、たいへんありがたうございまして、私はこれを感謝をいたします、こういうことを申し上げておるのです。私は、佐藤総理も完全にこ

れを了解した、そういうふうな心得たわけでございます。ですから、これからその調査をする——
実態の調査は必要でしょう。しかし、基本原則は、あくまでも、あの沖縄が施政権の分断がなかったならば受けたであろうところの補償、つまり、あの沖縄が三府四十三県の中の一つであったならば完全に受けた補償、それをあの沖縄の国民も受けるんだ、こういうことを申し上げておるのですから、その原則だけ十分御理解を願いたいと思ひます。もし御異論がなければ、それはこの間の総理の答弁ではっきりしておるのですから、これは完全に私はそのとおりだと了解いたします。

○佐藤内閣総理大臣 先ほど堀君にもお答えしたこと、また西宮君からもただいま同じような御意見が出ております。また、実態を十分つかまえないければ、これについて不当不法、こういう判断がはつきりしない、私、かように思ひます。いままでのところは、いろいろ書いたものは私も読んで、瀬長君の書物もよく目を通しまして、実際沖縄の方の気の毒な状況に置かれていた、これは心から御同情申し上げております。しかし同情だけではなく、ただいま西宮君の言われるように、その実態を十分把握すること、これにつとめなければならぬと思ひます。

○西宮委員 実態の把握をされることはもちろんけっこうでございます。ただし、把握した後には処する処置のしかたはこれとおりで、そういう原則をお尋ねをしているわけですから、その原則に間違いがないかどうか、もう一ぺんあらためて御答弁願ひます。ちゃんとはっきり答弁をしているのですから、先ほどの答弁のとおりですと言つていただければけっこうです。

○佐藤内閣総理大臣 ただいまの御趣旨に沿うように十分努力するつもりでございます。

○井上委員 話を少し変えまして、この返還協定第四条第二項についてお伺ひいたしたいのであります。

特に、協定の合意された議事録を拜見いたしますと、まことに不届きなることが書かれておるよ

うに思われるのであります。そこで、いま沖縄には土地裁判所なる裁判所とは名のみで実質は異なり、羊の頭を掲げて大の肉を売るような土地裁判所なるものがあります。この土地裁判所に訴願をしておる、請求をしておる事案につきましての一件であります。これは当然、この四条第二項には「正当に権限を与えた職員を琉球諸島及び大東諸島に置くことを許される」とあるのでございまして、これはやはり土地裁判所の流れだと考へて差しつかえございせんか。

○井川政府委員 四条二項の該当いたしますものは、先生が御指摘になりましたように、合意議事録にずっとあがっているようなものでございまして、この最後のところの、日本国政府との協議の上定められる手続に従ひ、正当に権限を与えた職員を置くということになっておまして、けさほどでしたか、一昨日もお答え申し上げたのでございまして、この手続はまだきまつていないわけでございます。これから話し合いをしなればならないわけでございますが、いずれにいたしましても、土地裁判所はこれは解消いたします。そしてその土地裁判所の、そのようなものにつきましては、その正当な権限を与えられた職員がこれを処理する、こういうことになっているわけでございます。

○井上委員 それで、その第四条の第三項の最後に「千九百六十七年の高等弁務官布令第六十号に基づいて行なつた支払に比し均衡を失しないように行なう。」こうなつておるのであります。しかし、私が調べたところ、この一九六七年に支払われた金額というものは、非常に何と申しますか金額が安過ぎると思ふのです。これは二千二百万ドルではなかつたですか。二千二百万ドル、これが正当な条項であるかどうかを調べるために、その二千二百万ドルをどのように使われたのか、項目別にひとつお答え願ひたいと思ふのです。

○井川政府委員 これは資料としてすでに御配付申し上げてあるのでございまして、総額は、いわゆる権限を得たのが二千二百万ドルでござい

ますけれども、実際の支払いは一千七百七十二万八千八百八十八ドル七十二セントでございます。そして、その内訳を申し上げます。——内訳は、身体損害及び死亡の補償が八十一万八千九百三十一ドル七十七セント。——では紙を差し上げます。

〔井川政府委員、井上委員に資料を示す〕

○井上委員 時間ももつたのでございまして、ここをお許し願ひたいと思ふのでありますが、しかし、この補償額を見ましても土地使料、これは千三百万ドルであります。しかし復元補償は二百十萬ドル、それから水利権の補償が五萬ドル、それから立木補償が十二萬ドル、十三萬ドルぐらゐになりますか、というように非常に低い金額で押えられております。私は、これは実は書類をくるんであるのですが、ひっぱり出すのが時間がもつたのでございまして、計算いたしまして非常に低い金額で補償がなされておる。この均衡を失しない程度というならば、アメリカ軍が払つたあの金額とこの二千二百万ドルと均衡を失しないというのでございまして、これよりもうんと、日本の施設庁のごとく、六倍も七倍も出すというところは考えられない。そこでこういうような問題について、これは補償はできたと、こ

う一応口実にはなります。アメリカが賠償をやつたのだということを言うかも知れませんが、実態は低いのです。あるいはまた、先般も瀬長議員がこの場で申されましたように、このたび防衛施設庁は地代を六・七倍に上げるとおっしゃつておられるでしょう。それがいま日本においては正当な価格のはずだ。これから以前、それでは沖縄県民がこうむつておつた、安い地代で押えられておつたその差額というものは、これまた当然補償の対象にしなければならぬというやうな、非常な問題があるのでもございまして、特にこの点につきましては、総理は、瀬長議員の質問に對しまして、それは当然、先ほど申しました見舞金の範疇に入るので、この点は了したいと存するのであり

ますが、しかし、いずれにしても、この第四条第三項というのは、私どもはどうも納得いたしかねるものがあると思ふのであります。

○井川政府委員 この四条第三項は講和前補償漏れでございます。講和前の補償は、法律的に申しますと、十九条で放棄されている。それにもかかわらず、琉球の方々の御努力がございまして、アメリカ政府が布令第六十号で支払うということになったもののうちの復元補償に関するものでございまして、そして、復元補償の分につきましては四条第三項によりまして、布令六十号と、講和前のものであります。講和前復元補償で、当然そのとき、期日が一九六一年七月一日、六月三十日という期日をとりましたもので、その前のは布令六十号でもらつてゐるのに、それ以後の方はもらつておられない。その不均衡のためにアメリカは道義的責任を感じまして、これを支払うということになったわけでございます。講和前復元補償のみでございまして、人身につきましては、すでに各防衛庁長官からしばしば御答弁がございまして、ここに、このたび別の法律が出てゐるわけでございます。これは講和前の補償漏れの人身でござい

ます。

○井上委員 土地問題は——これは総理、聞いていただきたいのでありますが、先般も公聴会におきまして、久住公述人がここで公述いたしました際に、私お聞きしたのであります。これは自民党推薦の軍事評論家の久住さんでございまして、私は、沖縄返還の原動力になつたのは一体何だ、こ

ります。したがって、私はどういたしまして、この土地問題の解決なくしては沖縄問題の解決はないと実を考ふる次第であるのであります。こういうような問題から、私は総理に土地問題だけにいつてきような質問をいたしておるのでございませう。いろいろと小さい問題も提示して、アメリカ軍がたとえ道路をこのたび継承するという事になつておりますけれども、あの道路を見てごらんない。側溝は全然ございせん。それから排水する暗渠もありません。そして道路が少しこわれたら、その上その上へアスファルトを乗せていっただけの道路であります。沖縄というところはサンゴ礁でできたところでございますので土地がたい。ブルドーザーで一べん押してその上をローラーで一度なべて、その上へアスファルトを乗せたらもうすでにアスファルト道路として使えるのです。実に安くできる。にもかかわらず側溝をやらぬ。コザの町へ行きますと、家の床の高さよりも三十センチ高い道路ができています。したがって、雨があつたら水が全部家の中に流れ込むというような実情であります。全く民生ということを考えずに、軍事優先の沖縄占領であつた。ここに沖縄の占領政策は、民生関係を非常におろそかにしたゆゑがあると思つております。道路にいたしまして、最初のうちは全然買収せずにいきなり道路をつくつていった。それも先ほど申しましたように、ブルドーザーで押してその上をローラーで一、二回なべて、あと五センチぐらいの、あるいは七センチぐらいのアスファルトを置いたのみであります。私も計算してみました。そういたしますと、一平米当たり二千円ぐらいしかかかりません、日本で。そういう道路でございませう。道路というものはもと軍用道路でございませう。この資産継承に金を出すこと自体につきまして、私は疑問を持ちます。そしてその価格がはたして正當なものかどうか、きょう詰めてみたいと思ひましたけれども、これは実は時間の関係上割愛して他の機会に譲りたいと思ひます。平米当たり二千円でございますので、新しい道

路をつくるにいたしまして、あのとおりのやり方をやりますと、大体私らが計算するならば、二車線で一七、八千円、土台をつくるので大体二万二、三千円でできると思ふ、新規の道路が。それをこのたびの資産継承の際には、これをメートル当たり二万三千円で買つておる。道路の性格からいたしまして、また今後の問題といたしまして、あれには側溝をつくらなければならぬ。側溝をつくるにいたしまして、片側に七千円かかるのです。両側ですから一万四千円かかるのです。こういうような問題もありません。道路が高くて暗渠排水が全然ございせん。道路がたしなる。床上浸水どころか天井までつかるといふやうなうちがたございせん。これらの補償もなされてないのです。ましてもちろん、それで残地補償という問題も出てきております。あければ、日本においては当然に補償しておる事件が、沖縄では全然なされておらないといつても過言ではないかと思はれるのであります。したがって、いまして、これらの問題につきまして、特にいふ一番大きい問題といたしまして出てくるのは、土地の所有権関係、公団が実はできておりません。地籍調査、公団ができていない。しかし何をいひまして、所有権を主張するという場合には、先ほどの中合議員の質問ではございせんけれども、地図が要ります。番地を決定しなければならぬ。ところが、これを沖縄で指導し担当する役所というものは建設省ですか、あるいは法務省ですか、あるいは沖縄対策庁ですか。この所管のところはまだきまつておらないのじやございせんか。きまつておたらひとつお聞かせ願つて、来年度の予算をどれだけつけるのだ、そしてどの役所が主体となつてやるのだという方針をひとつお示し願ひたいのです。

○山中国務大臣 これは、現在の琉球政府の土地調査庁というものを中心の機構で行ないます。したがって、予算その他は総理府で行ないますが、基本は国土調査法に基づく地籍調査であります。

しかしいつも申しますように、最終的には民事裁判によらざれば確定できない性格のものでもございませう。

○床次委員長 井上君に申し上げますが、申し合はせの時間が近づきつつありますので、どうぞひとつ結論をおつけいたしたいと思ひます。

○井上委員 しかし、この地籍調査あるいはまた公団をつくるというものは、大体が国の事務じやございせんでしょうか。国が地方に委任しておる事務じやございせんでしょうか。この所管庁を一体どこにするか、ここあたり問題があるうと思ひます。

委員長からお示しでございますので、この点につきまして割愛しますが、どうかひとつこの地籍調査をやること、一つには私は民生の安定になると思ひます。でございませう。これはひとつ早く調査をやらなければならぬ。十年もかかつては困ります。これを二、三年のうちにやるだけ向こうに技術あるいはまた人がないのならば、中央から送り込んででもやろうじやございせんか。そして沖縄の人たちに安心を与えなければならぬと思ひますのでございませう。総理、いかがでございますか。

○山中国務大臣 これは土地調査庁という役所もあり、人もおるのです。技術も持つておるのであります。しかしながら現在の琉球政府は、形は琉球政府の形をなしておりますが、国のような権力と申しますか、実はそういう行政権限を持つておりません、私有財産の確定について。そういう意味で非常に困つておりました。そこで国のほうで、この国土調査庁を全部受け取つてもらつて国が直接やつてくれないうちというお話があつたわけですが、ところがいろいろ法務省その他とも相談をしてみました。なかなか国が実際の境界分明作業といふものまでやつて、そしてこれを国がやつて訴えられたらまた被告になるといういろいろな議論をいたしましたので、結局はやはり琉球政府とよく相談しまして、土地調査庁の職員とそれから機能といふものをそのままでやつてもらひませう。そ

れについては予算的に十分な配慮をするのと同時に、与那原等の一番分明困難な地区について、パイロット的な予算をつけて境界策定の作業をやつてみようじやありませんか。これは私権の確定でございませうから、どうしても部落単位あるいは村単位の住人の皆さんが協力、理解ということと合意に達しない、やはり訴訟事件になつてしまふと思ひます。そこらところは私も十分実情をよく知つておりますので、御注意のとおりにはからいたいと思ひます。

○井上委員 時間がなくなりましたので、最後にひとつ伺ひたいします。

先般私どもは宮古の公聴会に、宮古島へ参りました。そういたしますと、旧陸軍が飛行場をつくつたんだ。その飛行場をつくつたときに、戦争が終るならばこの飛行場はもとの地主に戻す、こういう約束で接収しておる。これをこのたび、私もその地点を見つてみますと、どうも自衛隊に引き継がれるようであります。いまだアメリカ軍が使つておつた。ところが、これは総理府の長官に見せてもいいのでございませうが、厚生省の援護局長がこういう認定書を出しておるのです。「第二次大戦中日本軍が宮古島に飛行場を設定するため土地を買収するに際し、地主に対し、「戦争が終れば土地は旧地主に払い下げることを口約したことは事実であると認定する。昭和三十一年十二月十四日、厚生省援護局長」こういう文書を私は見まして、この土地を、こういう約束をしておる土地をあらためてまた自衛隊に使うといふことはどうもおもしろくない。この点どうなつておりますか。

○山中国務大臣 私はいま初耳でございましたが、防衛局長を呼んで聞いてみました。自衛隊がそういうものを使う計画はございせん。むしろ私のほうでは、一応それは対価を支払つて、そして軍の、国有財産の台帳に載つておりますので、したがってそれらを払い下げるといたしまして、その場合にそれがもとの地主さんであれば問題ありませんが、現在はまた民政府の手で黙認耕作が

なされておりました。そうすると、耕作権を持つておる方と地主と一致しない場合、ここに非常な農地法の問題と旧地主の問題とがございまして、それから、そのところもよく現地と相談の上、現地と意見の食い違いのないような処理をしていかなければならぬと考えているところでございます。

○井上委員 私はこの問題につきましては、旧地主と小作人との間の話し合いはついておると聞きました。市役所で聞いたのです。それで、ここに書類を持ってありますから、この地点がそういうようなことでありましたならば、正当な対価を払って、この国がやった口約束でございまして、けれども、やはり守らなければならぬと思っております。これはあとでまた総務長官にお渡しいたしますが、どうかいまおっしゃったような方向でやっていただきたいと思うのでございます。

沖縄問題もいろいろ問題がございまして、私も先般来二回にわたりまして沖縄に参りまして、非常な沖縄の苦悩というものを私は感じた次第でございます。何とかして本土並みの生活並びに権利を与えるようにしなければ、こう痛感いたしましたのは、沖縄へ参られた佐藤総理をはじめ全員の感想でなかろうかと思うのでございます。したがって、沖縄返還が実現される時におきましては、どういたしまして国は全力をあげて、本土が全力をあげて、沖縄復興あるいは沖縄の人権を守るために努力しなければならぬということを私どもは痛感いたす次第でございます。

時間が参りましたのでこの程度に終えますが、どうか政府当局におきましてそのことをひとつ御理解くださいまして、なお一そうの奮勵賜りますよう、心からお願ひ申し上げまして質問を終わります。(拍手)

○床次委員長 これにてたゞいま議題となつております七案件、内閣提出の五案件に対する質疑は終了いたしました。(拍手)

○床次委員長 沖縄振興開発特別措置法案に對し、二階堂進君外四名から修正案が提出されております。

沖縄振興開発特別措置法案に對する修正案
沖縄振興開発特別措置法案の一部を次のように修正する。

第三条第一項中第十三号を第十四号とし、第六号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 都市の整備に関する事項

第四十四条第一項中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 手帳所持者が公共職業安定所の紹介により移転して就職することを容易にするため宿舎の貸与その他宿舎の確保に關し必要な援助を行なうこと。

第四十六条中「第十号」を「第十一号」に改める。

第五十三条第一項各号列記以外の部分中「二十五人以内」を「三十人以内」に改め、同項第六号中「六人以内」を「十一人以内」に改める。

○床次委員長 提出者から趣旨の説明を求めます。毛利松平君。

○毛利委員 たゞいま議題となりました沖縄振興開発特別措置法案に對する修正案につきまして、自由民主党を代表して、提案の理由並びに内容の概要について御説明申し上げます。

案文はお手元に配付してありますので、朗読は省略させていただきます。

まず第一点は、原案の第三条において、沖縄振興開発計画に定めなければならない事項を掲げておりますが、その中に、都市の整備に關する事項を明記しようとするものであります。

とに無秩序な膨張を余儀なくされており、特に中部への人口の集中は、都市問題の解決をますます複雑なものにしております。したがって、振興開発計画において、都市の整備に關する事項を定めなければならないとするものであります。

第二点は、職業の安定のための特別措置のうち、雇用促進事業が行なう業務の中に、求職手帳所持者が公共職業安定所の紹介により移転して就職する場合、宿舎の貸与その他宿舎の確保に關し必要な援助を行なう業務を加えることであります。

御承知のとおり、沖縄復帰に伴う雇用情勢はかなり流動化すると思われ、本土における炭鉱職業者臨時措置法と同様、この宿舎の貸与その他の援助を本法律においても実施できるようにしようとするものであります。

第三点は、沖縄振興開発審議会の委員の構成を「二十五人以内」から「三十人以内」に改め、学識経験者を「六人以内」から「十一人以内」とすることでありまして。

沖縄の開発は、自治権尊重の立場に立つた開発でなければならないことは当然であり、右措置によつて、県民の意向の反映をより一そうはかろうとするものであります。

何とぞ御賛同あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○床次委員長 これにて趣旨の説明は終了いたしました。

○床次委員長 これより内閣提出の五案件及び修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。山口鶴男君。

○山口委員 私は、日本社会党を代表し、沖縄の復帰に伴う特別措置に關する法律案(以下特別措置法案という)、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に關する法律案(以下改廃法案という)、沖縄振興開発特別措置法案(以下沖縄振興法案という)、及び自民党提出の修正案、沖縄における公用地等の暫定使用に關する法律案、以下軍公用地使用法案という、及び人事院の地方事務所設置に關し承認を求めの件、以上四法案並びに承認案件に對し、絶対反対である立場から討論を行ないます。

私は、討論を行なうにあたり、本委員会に付託された四法案の根拠をなしている琉球諸島及び大東諸島に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定、いわゆる沖縄協定に絶対反対であり、沖縄県民の要求である基地も核もない平和な島沖縄を実現することこそが、いまや緊急の国民的課題であり、そのためにこそ、沖縄協定のやり直しを強く政府に求めるものであります。

しかるに、政府・自民党は、去る十一月十七日、沖縄協定特別委員会において、わが党の権威の助成を、本土岩国基地に核兵器が貯蔵されていると見られる重要な証拠があることを鋭く追及しつづけるなか、きわめて不法不当、かつ議會制民主主義の根柢をくつがえすところの強行採決と称する暴挙をあてて行なつたのであります。このことが沖縄県民の心をさかなでし、いかに沖縄県民の心を深く傷つけたか、政府並びに自民党は、静かに思いをいたすべきであります。

去る十二月一日、本委員会が行なつた沖縄現地公聴会において、公述人として立たれた桃原用行祖国復帰協会会長は、沖縄の祖国復帰運動の中心となつてきた私たちが、いまは協定やり直しを求める立場にある。その理由は、復帰運動とはすなわち平和を求める運動であり、悲惨な戦争体験を二度と繰り返さないためのものだからだ。今回強行採決された沖縄協定は、極言すれば、沖縄県民に再び玉碎を求める協定といわなければならぬ。米軍基地をそのまま存続させる上に、さらに多数の自衛隊まで配備するといふが、これによつて、平和な沖縄を望む願ひは、完全にむしり取られてしまつた。ましてこの協定の強行採決は全く理不尽であり、審議のやり直しを強く要求する。と述べたのであります。

また、去る十二月八日、東京で開催された公聴会において、沖縄出身の川崎市立工業高校教諭渡久山長輝氏は、みずからの体験を通して、沖縄は約三百六十年前薩摩による第一次琉球処分のおかげで、不当な差別を押しつけられたこと、さらに第二次世界大戦後二十六年間、異民族支配のもとで差別と軍事支配にいかにあえいできたかというところを涙ながらに訴えられ、米軍の駐留は極東の平和と安全のためというが、沖縄県民は核や毒ガス、B52の恐怖のもと、一日たりとも平和と安全な生活というものはなかったと、切々と述べられたのであります。私は、沖縄県民の心をさかなでし、踏みじり、あえて強行採決という名の暴挙を行なった政府・自民党の責任を強く追及し、猛省を促す次第であります。

さて、暴挙の行なわれたその瞬間、屋良朝苗琉球政府主席は、四法案を中心とする沖縄協定関連国内法案に対する建議書を持って羽田に到着をされました。屋良建議書は、冒頭、顧みずと、沖縄はその長い歴史の上でさまざまな運命をたどってきた。戦前の平和な島沖縄は、その地理的僻地性と、加うるに沖縄に対する本土側の理解の欠如が重なり、終始政治的経済的に不利不運なものでの生活を余儀なくされた。その上、戦争による過酷な犠牲、十数万人のとうとい人命の損失、貴重な文化遺産の壊滅、続く二十六年間の苦渋に満ちた試練、思えば長い苦しいイバラの道程であった。これらは、まさに国民的十字架を一身になした、国の敗戦の悲劇を象徴する姿ではないかと述べ、沖縄県民は、過去の苦難に満ちた歴史と貴重な体験から、復帰にあたっては、何よりも県民福祉を最優先に考える基本原則に立って、(1)地方自治の確立、(2)反戦平和の理念、(3)基本的人権の確立、(4)県民本位の経済開発を骨組みとする新生沖縄の像を描いている、と指摘し、具体的に、一、自衛隊の沖縄配備には反対である。二、軍・公用地使用法案は反対であり、再考を求める。三、防衛庁特別措置法案は不満であり、容認できない。四、開発三法案は自治権尊重に対する配慮が欠如

している。五、裁判権の効力継承は問題がある。少なくとも刑事裁判については奄美方式をとるべきである。六、対米請求権放棄については、政府がその責任をとるべきであり、対米請求権処理法を制定せよ。七、教育委員会制度は、本土も沖縄と同様公選制を採用すべきである等々の具体的諸要求を列記し、私は、沖縄問題の重大な段階において、将来の歴史に悔いを残さぬため、また歴史の証言者として、沖縄県民の要求と考え方を集約し、県民の代表としてここにあって建議する。政府並びに国会は、沖縄県民の最終的な建議に謙虚に耳を傾けられることを希望する。と結んでおられるのであります。まさに、屋良建議書は、沖縄の心の集約であり、歴史的証言の書というべきであります。

しかるに佐藤総理は、心情的には理解できるが、考え方には大きな隔たりがあるとの冷嘲な態度に終始していることは、まことに遺憾であります。また、本委員会に付託された四法案は、屋良建議書の要求を全く無視する内容に満ち満ちているといわなければなりません。

さて、沖縄協定並びに関連国内法案について、本委員会の審議を通じてわが党が重大な疑問点を指摘したにもかかわらず、政府側の不誠意きまるる答弁のため、依然説明されない問題点並びに絶対に容認し承服できぬ点を以下申し述べます。

第一に、基本的な重要事項について列挙いたします。

一、核問題について。沖縄の辺野点(A表十番)及び知花(A表二十一番)弾薬庫に核兵器が貯蔵されているという疑問、及び本土の岩国等の米軍基地に核兵器が貯蔵され、核部隊が存在するという疑問が全く説明されていない。

二、毒ガス問題について。九月九日に完全に撤去されたとの発表にもかかわらず、十月下旬より十一月月上旬にかけて毒ガスの移動が行なわれ、レッド・ハット・エリアの標識のある貯蔵庫が知花に新設された疑問が説明されていない。

三、基地の密度、機能、特殊部隊について。沖

縄の基地の密度、機能は本土と質的に異なっている。各種の特殊部隊が残されることにより、事前協議が骨抜きになることは明白である。このことは、日米安保条約の変質であるというべきである。

四、自衛隊配備について。自衛隊配備を取りきめた久保・カーチス協定の性格、自衛隊配備の目的、任務等が、米中接近、中国の国連加盟など、極東情勢の緊張緩和と関連して何ら明らかにされていない。また、自衛隊配備に対しては、悲惨な戦争体験を持つ沖縄県民の大多数が強い反対の意思を示している。

五、軍用地の範囲について。明らかに米軍用地でない瀬崎第一(A表八番)、川田(A表三番)、安波(A表二番)訓練場などを基地リストA表に載せていることの誤りが、審議の結果確認された。また、国連軍の声の放送が六月三十日廃止されたのに、放送施設のある平良川通信所(A表三十四番)がA表に載せられてあるなど、軍用地の範囲について疑問点が数多くある。

六、日本政府の財政支出について。米国资産の引き継ぎ等のため、日本政府が米政府に対して支払う三億二千万ドルの内訳、積算の根拠が明らかにされぬことは国会軽視であり、全く不当である。特に核の撤去費といわれる七千万ドルの内訳が全く明らかにされず、補償漏れに対して米側が支払うべき四百萬ドルをこの中に水増ししている疑いは確実である。さらに、福地ダムを含む琉球水道公社の資産継承では、政府は、百六十八萬ドルをめぐる無能をさらけ出し、わが党の追及によって福地ダム等に関する口上書の交換を行なわざるを得なかった。

七、対米請求権について。沖縄県民の生命、財産等の侵害に対して、その実態が明らかにされぬまま対米請求権を放棄し、国内的にどう処置しようとするか具体的なにされていない。

第二に、特別措置法案並びに改廃法案の問題点を列挙いたします。

一、VOA放送について。米国防総省の秘密

報告書によれば、CIAが関係しているところの謀略放送であるVOA放送を五年間も存続させることは全く違法、不当である。また放送内容を事前にチェックする保証さえない。

二、極東放送について。米軍の第七心理作戦部隊と深い関係のある極東放送を外国企業というのは問題であり、しかも愛知書簡によってその継続を認めていることは国会軽視である。

三、裁判の引き継ぎについて。戦後二十六年間、不当な米軍統治のもとで行なわれてきた裁判の効力をそのまま継承することは、主権国家として問題である。特に刑事裁判については、少なくとも奄美方式をとるべきである。

四、水道施設の引き継ぎについて。米国资産の引き継ぎのうち、水道施設については、返還されるべき対象が明確にされていない。また復帰後も米軍が水源を広範に所有することも不当である。

五、航空問題について。復帰後も航空管制が米軍によって行なわれることは不当である。台湾航空の乗り入れについても疑問が残る。

六、社会保障について。本土より著しく立ちおくれにいたる医療、年金、社会福祉問題等について、琉球政府の要請が全く盛り込まれておらず、きわめて不備なものといわなければならない。

七、労働問題について。復帰後の雇用安定対策について、たばこ産業、塩製造業、通関業者等転廃業に伴う対策、軍関係労働者対策、いずれもきわめて不備である。公務員関係労働者の労働基本権が全く無視されており、不当である。

八、教育問題について。沖縄県民が異民族支配のもとで苦勞し、努力して育ててきた教育の自主、独立、民主的教育制度を否定することが、将来いかに大きな禍根を残すかは言をまたない。沖縄のすぐれた教育制度に本土の制度を改めるべきである。

九、治安及び警察について。沖縄に対する警察の配置は、本土よりきわめて密度が高く、自衛隊にも治安、警備の任務が与えられるおそれがあるなど、米軍基地を警察と自衛隊で守るといふ疑問

が濃厚である。

十、外国企業の扱いについて。外資企業の現地契約等の復帰後の扱いについて疑問点が残されている。

十一、道路交通について。道交法の適用について、これに伴う交通標識並びにバス、タクシー等の整備に必要な財政措置が不明確である。

十二、税、財政、通貨問題について。琉球政府の借り入れ金の処置、沖繩県及び沖繩の市町村の自主財源の確保等の問題は、将来の沖繩の自治に重要な影響を及ぼすにかかわらず不明確である。また税制、通貨問題は、県民生活にとって重要な問題である。しかるに、不安を残さぬ具体的措置がきわめて不十分である。

十三、特別措置法案第百五十六条の政令委任は、立法権への侵害であり、国会監視のそりを免れず、きわめて不当である。

第三に、沖繩振興法案の問題点は、次のとおりであります。

一、振興開発計画の決定について。計画の原案作成権は沖繩県知事にあるものの、最終決定権は総理大臣にゆだねられている。しかも計画決定に重大な影響を与える審議会の構成は、過半数が、原案によれば政府機関の職員であり、沖繩県民不在の計画作成となるおそれがある。したがって、決定は国会の議決によるか、知事の同意権を規定すべきである。また審議会の構成は、自民党の一部修正のような中途はんばいものでなしに、大幅に改革の必要がある。

二、自治権の侵害について。沖繩開発庁設置法案による沖繩の総合事務局の設置、沖繩振興法案の道路、河川、港湾等の特例によって、沖繩県の自治権は大幅に侵害されるおそれがあることは明白である。

三、公害について。政府の答弁並びに経営者団体の意向は、アルミ等の公害企業の沖繩進出を企図していることは明白である。沖繩振興の美名のもと、沖繩を公害の島とすることは断じて容認できない。

四、自民党より沖繩振興法案の一部修正案が提案されたが、以上の不備を解消することはできない。

第四に、違憲のかたまりといわれる軍・公用地使用法案について、わが党の見解を明らかにいたします。

一、この法案は、復帰の日に米軍が使用している土地及び工作物を、その所有者に返すことなど、五年間まで引き続き米軍基地、自衛隊基地として使用できるとするもので、特に沖繩県民としては、米軍の暴力による軍事占領の状況をそのまま祖国の法律として追認し、適正化することとはとうてい容認し得ないことは当然である。悲惨な戦争体験から米軍基地の撤去、縮小を要求し、自衛隊配備に反対している多くの沖繩県民の声を踏みにじるものである。

二、旧土地収用法(明治二十三年)では、収用の第一は、国防、軍事であつたが、昭和二十六年の全面改正の土地収用法では、憲法違反のものを除去し、国防、軍事は土地収用の対象である公共事業ではなくした。昭和二十八年、内閣法制局は、当時の保安隊用地を国の事業として収用できる旨のこじつけ解釈を行なったが、今日までただの一度も自衛隊用地に土地収用法が適用されたことはない。また昭和三十一年、土地収用法一部改正法案の審議に際し、当時の河野建設大臣は、「軍施設を「公共」の範囲に入れるということとは適当でない、これはもう社会通念じゃないかろうかと私は思います。」と明確に答弁をしている。

すなわち、平時における自衛隊のための土地等強制収用、使用の根拠法は全くないのである。ところがこの法律では、純粋の公共用地である道路、水道等に軍事基地を抱き合わせるため「公用地等」というあいまいな言い方をし、使用する主体が国、自治体等なら使用の目的を問わないこととして国、自治体等は、憲法第二十九条財産権、第三項の「公共のため」という限定を大きく逸脱し、違憲の法律といわなければならない。

三、米軍用地の使用については、日米安保条約

に基づく土地等の使用等に関する特別措置法(昭和二十七年)以下特措法という一があり、沖繩の場合、政府が土地を使用を必要としても、これで足りるはずである。自衛隊用地については、当然この法律の対象とはならず、また、自衛隊は現に沖繩に配備されているのではなく、新規使用であつて、継続使用、暫定使用の概念に全く当てはまるものではない。

四、暫定使用期間を五年以内としていることは、地位協定による特措法でも六月以内であり、暫定という名に値しない。五年に近い一方的強制使用は著しい財産権の侵害である。

五、沖繩の本土復帰の過程で一つ重要な点は、沖繩の地籍が不明確なままに放置されていることである。特に旧日本軍による接収、戦禍、さらに米軍による占領等により、いまだ未解決用地が多数存在していることからしても、この際沖繩全域にわたる地籍調査を実施し、土地の所有関係を明確化することこそ先決課題である。

六、土地収用は、たとえ公共のためであつても、財産権を侵すことになるので、慎重な手続を法律は要求し、地位協定の特措法による継続一時使用の場合にも、「条約の効力発生の日から九十日以内に、使用しようとする土地等の所在、種類、数量及び使用期間を土地等の所有者及び関係人に通知」という手続を規定しているが、軍・公用地使用法案では、施行前、すなわち復帰前に当該土地について告示し、施行後、すなわち復帰後、遅滞なく土地の区域と使用方法を所有者、関係人に通知するだけの手続で暫定使用できることとして

いる。しかし、復帰前の沖繩には官報の告示は有効な手続とは絶対に言えないのである。これは、法定の手続の保障に関する憲法第三十一条違反であることは明白である。

七、道路、水道、電気事業等純粋の公共用地の使用について、全く異質の軍用地と抱き合わせる立法措置を講ずることは、法の体系を乱すそりを免れない。公共用地の強制使用については、必要に応じて、本土に現にある土地収用法及び公共用

地の取得に関する特別措置法を適用すればよいのであり、協定に基づき、米軍に継続的に基地を提供するための、前記のような形式も手続も全く無視した強制使用措置をそのまま公共用地についても適用していることは、不当きわまりない。

八、この法律は、以上明かなように、本土で現に適用されている土地収用、使用に関する諸法規よりもはるかに沖繩県民にとって不利な内容の法案である。これは明らかに憲法第十四条の法のものにおける平等の規定に反するものであり、沖繩をあたかく迎えるどころか、本土並みに扱うことでもなく、沖繩県民に差別を強制するものとして絶対に許しがたい。

九、ところで、政府は、この法律は憲法第九十五条の住民投票に付する要はないとしているが、沖繩の住民を本土よりも冷たく遇するこの法案を制定しようとするれば、この法案こそ沖繩の住民の納得を得る住民投票の洗礼は最低限必要である。

また、軍用地面積は沖繩全面積の二・五%、沖繩本島では二%以上を占め、那覇市は三分の一が軍用地、コザ市は六七%、読谷村や嘉手納村などは八〇%から八八%が軍用地といった実態であり、これらの軍用地をそのまま存続させるためのこの法律が、沖繩県及び県内市町村の経済開発や都市計画等を阻害することは火を見るよりも明らかである。沖繩の地方公共団体の組織とはいわないまでも、運営を根本的に破壊する性格のものであり、この法律を憲法第九十五条の対象としなければ、第九十五条は全く死文と化したといわなければならない。

十、この法案は、以上述べたように、無理を承知のなりふりかまわぬ悪法の標本であり、内容においても、憲法第九条をはじめ、第十四条、第二十九条、第三十一条、第三十二条、第九十五条等に違反する、まさに違憲のかたまりといわなければならない。

第五に、人事院の地方事務所設置に関し承認を求めるの件は、沖繩協定並びに関係国内法の一環をなすものであります。

以上、本委員会に付託された自民党提出の修正案を含めた四法案並びに一承認案件について、絶対反対である旨のわが党の主張とその根拠を述べたところであります。

歴史的な第六十七国会において、衆議院は、さきに沖繩協定の審議に際し、議会制民主主義を踏みにじる暴挙を行ない、沖繩県民の心を深く傷つけるという罪悪を犯したのであります。特別措置法案、改選法案、沖繩振興法案、軍・公用地使用法案の審議にあたり、屋良建議書を無視し、沖繩現地公聴会、本土公聴会における切々たる訴えにも一切耳をかさず、特に違憲のかたまりである軍・公用地使用法案を、もし与党自民党が三百議席を頼んで可決することありとするならば、衆議院は、さきの罪悪に加えて、立法院の重要な任務を放てきしたとの罪過を加えたとの批判を免れぬであります。

かつて憲政の神様といわれた尾崎先生は、道理を尽くした論議の結果によらず、ひたすら採決に走ることになれば、もはやそれは議事堂にあらずして採決堂といふべきであると喝破されました。いまや国会議事堂は、国会採決堂に堕しつたのであるとあります。また憲法第九十九条は、国務大臣、国会議員に憲法擁護の義務を課しています。衆議院みづからが憲法違反を犯すという、きわめて重大な事態になるであろうことを指摘しなければなりません。

私は、沖繩県民とともに、怒りを込めて、佐藤総理はじめ政府・与党の責任を追及し、その猛省を促して反対討論を終わります。(拍手)

○床次委員長 湊徹郎君

○湊委員 私は自由民主党を代表して、ただいま議題になっております政府提案にかかる沖繩復帰に伴う関係国内諸法案につきまして、賛成の討論を行なわんとするものであります。

沖繩の祖国復帰という一億国民の多年にわたる宿願の達成を目前に控えた今日、私は、返還協定とあわせて、関係国内諸法案のすみやかな成立をはかり、まず第一に、施政権の返還と祖国復帰を

一日も早く、しかも円滑に実現すること、第二に、沖繩県の将来にわたる発展をはかるための基礎条件を整え、積極的に振興開発を促進する体制を確立することが、沖繩百万同胞の祖国に対する期待にこたえる道であり、またわれわれ本土の国民の最大の責務であると信ずるものであります。沖繩は、過ぐる第二次世界大戦において、まさに壊滅的ともいえる大きな打撃を受け、しかもその後引き続き二十六年余の長きにわたり、異国の施政権下に置かれ、異民族支配のもとで、沖繩同胞は、われわれの想像を絶する苦難の道を歩みつ、祖国復帰の一日も早からんことを願って今日に至ったのであります。

このような事情を考えると、われわれは、何よりもまず、沖繩百万同胞の心を心とし、その生活の安定と福祉の向上をはかることを第一義として、いやくも復帰に伴う不安や心配をなくすよう、各般にわたるきめこまかい諸施策を樹立することが肝要であると思っております。

今回、政府から提案された復帰特別措置法案、関係法令改廃法案、沖繩振興開発法案及び人事院の地方の事務所の設置承認案件並びにたていま提出されました沖繩振興開発法案に対する修正案について見ますと、まず第一に、沖繩は、長らく米国の施政権下にあったため、政治、経済、社会、教育、文化、生活等、万般の事柄が、本土とは全く異なる法令や諸制度のもとで運用され、営まれてまいりました。

もちろん、その間の断層や格差を埋めるため、ここ数年來、実質的に本土との一体化をはかり、復帰準備を進めるための諸措置が逐次とられてきたわけでありますが、隔絶されてきた期間の長さから見て、とうてい十分とは申せません。

いま、一挙に、沖繩をわが国の法体系や諸制度のもとに組み入れ、復帰措置の円滑な移行をはかるためには、極力激変を避け、既得の権益や既存の秩序をできるだけ維持し得るよう、広範な分野にわたり、経過措置や暫定措置あるいは特例措置を講ずることが必要になるわけでありま

第二に、沖繩には、その置かれた立場から、歴史的、社会的、経済的に特殊な事情があり、また自然的、地理的に見て特殊な条件を持っておりま

す。それを踏まえて、沖繩の産業や生活の基盤を整え、特殊な事情や条件に即した社会経済の振興開発をはかるためには、本土における各種の地域立法や開発立法を個別に援用するのではなく、それらの手法を総合的に取り入れた特別の振興開発方策を講ずる必要があります。

知事に提案権を認める沖繩振興開発計画、特例的な高率の補助負担制度、工業開発地区や自由貿易地域の制度等は、いずれもこのための具体的措置であります。

またその反面、各種制度の変更、米軍の縮小撤退等に伴う避けがたい事態、すなわち、軍離職者問題、転廃業問題等に対処し、雇用の促進や職業の安定をはかるための万全の措置を講ずる必要もあります。

以上、三法案及び承認案件は、いま申し述べたごとく、いずれも、当面する沖繩の円滑な復帰と将来の明るい豊かな県づくりのために必要欠くべからざる前提条件となるものであり、まことに時宜を得た適切な措置であると確信するものであります。何とぞ委員各位の積極的な御賛同を得たいと存じます。

次に、公用地等の暫定使用法案について申し上げます。本法案につきましては、先般來、当委員会においてさまざまな見地から賛否の意見が述べられ、活発な論議が行なわれてまいりましたが、私はこの際、簡潔に賛成の理由を申し上げたいと存じます。

この法案は、過去四分の一世紀の間、異民族の支配のもとにあった沖繩が、祖国に復帰するにあたって、万全の受け入れ体制を整えるために必要な関係国内法案の一つであります。暫定使用の対象となる「土地又は工作物」は、いずれもその性質上、復帰と同時に継続使用を開始しなければならぬものであることは明らかであります。

長年、異種異質な制度、体制下にあったものを、復帰の時点で、形式的にはまさに瞬間タッチ式に移しかえるわけでありま

すから、何らかの措置をとらなければ、実態との間に無理や摩擦や空白が生ずることは理の当然であり、政府としてはその責任上、万が一の場合の歯どめとして、これら施設に必要な関係土地等を経過的、暫定的に使用できるような立法措置を講ずることは、やむを得ない最低限度の措置であると思っております。

しかしながら、長年労苦に耐え抜いてきた沖繩県民の心情を察し、土地の所有者等が、ばく大な犠牲を払って広大な軍用地のためにその所有地を提供してきた経緯を考えると、本法案の実施に当たっては、幾ら細心の注意を払っても払い過ぎることにはないと思

います。したがって、いささかも強権的な印象を与えることのないよう、一適正な借料の決定、二借り上げ契約を結ぶための協力要請、三可能な限りの補償、救済措置、四基地周辺施設の整備、五暫定使用期間の短縮努力、六告示内容の周知方法、七自衛隊配備についての慎重な配慮、八米軍基地の整理、縮小努力等について、十分配慮することが必要であると考

えます。私は、本法案が沖繩の復帰に伴い、必要やむを得ない措置であるという観点に立つて、以上の要望を付して賛成するものであります。

最後に、本委員会の審議について申し上げます。われわれは、本委員会に付託された案件の本質と性格にかんがみ、あらゆる角度から問題の所在を解明し、広範な法案の内容をきめこまかく明らかにするため、各党の理解と協力を得て、審議を尽くすことを基本としてまいりました。私は、日本の戦後史に一時期を画する沖繩の祖国復帰というまさに歴史的な大偉業の成否をきめるこの沖繩国会において、関係国内法案の審議が今回のような形で進められ、民主主義のルールのもと、堂々の論議の末、採決が行なわれることに大きな喜びを感ずるものであります。(拍手)

願わくは、本委員会審議の実績が、今後の国会運営の上でよき償行として定着することを衷心から念じつつ、賛成の討論を終わります。(拍手)

○床次委員長 桑名義治君。

○桑名委員 私は、公明党を代表いたしまして、ただいま議題となりました沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案、沖縄振興開発特別措置法案、沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案、ただいま自民党の提出しました沖縄振興開発特別措置法案に対する修正案並びに国家公務員法第十三条第五項および地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に關し承認を求めるの件を一括し、反対の討論を行なうものであります。

以下、反対の理由を申し上げます。
その第一点は、総論的な観点から述べますが、この一連の法案は、まさに自民党が議会制民主主義を踏みにじる多数の横暴によって強行採決を行なった沖縄返還協定と密接不可分のものであります。

返還協定がいかに国民の期待を裏切り、政府みずからが言う核抜き本土並みが欺瞞に満ちたものであるかは、去る十一月二十四日の本会議の席上、わが党代表の協定承認反対討論で詳細に述べたとおりでありますので、再びことばを重ねません。しかし、その協定によつて及ぼす影響が具体的に悪い面をさらけ出し、沖縄県民はもとより、国民に対し、国家権力による圧迫を加えようとしているのがこれらの法案であります。

本委員会の審議を通じて一そう明瞭になったことは、日米安保条約から一九六九年の佐藤・ニクソン共同声明、沖縄返還協定、さらに久保・カーチス取りきめと、この一連の日米軍事複合体制が至上方針となつていくことであります。したがって、この至上方針によるがゆえに、公用地等暫定使用法案に見られる立法構造の混乱や、自民党の多数を頼んでの憲法に対する独断的な解釈、すなわち違憲の疑義をあえて隠蔽し、また復帰に伴う

特別措置法案におけるV O A放送、極東放送の現行法無視、裁判権、なにかんすく刑事判決確定の継承、請求権処理の不明確等、さらに振興開発特別措置法の沖縄県自治に対するあいまいさを暴露しているものであります。

その結果、これらの法案は、沖縄県民の基本的な権利をじゅうりんし、極論すれば、施政権返還の代償に米大統領行政命令による、過酷な占領軍政の法体系をわが国の国内法に組み入れているとさえいふべきものであります。したがって、わが党は、憲法擁護の立場から、平和と沖縄県民の人権を守り、復帰後、沖縄がわが国の地方公共団体として円滑な運営と地域社会の発展の上から、重大な欠陥と不当性を持つこれらの法案に断固反対するものであります。

第二点として、各論的に申し上げますが、沖縄返還の態様のかねをなすものは、言うまでもなく公用地等暫定使用法案であります。これにつきましても、先ほど社会党代表委員の討論でも述べられたとおりであります。さきに発表いたしました同法案に対する社公民三党の見解に詳細に述べているとおりであります。すなわち、憲法九条をはじめ、第十四条、第二十九条、第三十一条、第三十二条、第九十五条等多くの違憲性を持ち、公聴会における協定賛成論者さえこの法案に対する疑義を投げかけた結果からも、また総理みずから満足していないとするこの法案をなぜこれを撤回し、少なくとも公共施設用地、自衛隊関係用地、駐留、軍事用地に分割し、現行憲法、現行法律に基づき、本土における用地取得の手法に立ち戻る努力を示さないのか。政府みずからが最も厳肅に憲法を尊重すべきであることはいうまでもありません。

この法案の審議の過程を通じて見られるものは、米軍基地と異質の自衛隊用地を複合し、加えて公共施設用地をも抱き合わせたことは、沖縄の新しい軍事の態様、すなわち、日米軍事複合体制による新しいいかなめ石としての沖縄建設のためにする危険な立法措置にはかならないのであります。

す。

このことは、日米安保条約第三条の自衛力の維持発展が憲法上の規定に従うことを条件としていることからも、私権を最大限度規制する土地収用法、あるいは日米安保条約に基づく地位協定の実施に伴う米軍基地の土地使用特別措置法から見ても、不合理きわまりない法案であります。

またさらに、政府において、わが国民の人権を尊重し、同時に、住民と地域をもつて構成される地方公共団体の自治権を尊重する良心が政府にあるならば、米施政権下にある沖縄が、日本人の住む日本の領土である限り、この法律が土地所有者個人を対象とするも、土地使用が規模と質において現在と何ら変わらない態様から、沖縄県の発展のための権能行使と運営実態に、本土と比較できない制約を受けることから、さらに当然憲法九十五条の本旨から見て、同条に該当すると解すべきが憲法を尊重する立場であり、住民投票への手続が絶対欠かせないものであることは明らかであります。これが当然、地方自治の本旨を尊重する政府の取るべき姿勢であるといふべきであります。

復帰に伴う特別措置法案についても、政府の姿勢は同様であります。

沖縄の復帰に伴い、本土法制度の円滑な実施をはかることを目的とするこの法案は、あくまでも沖縄県民の要望を尊重し、米施政権下で抑圧された県民の権利を復活し、おくれた県民福祉をすみやかに充実向上することにありますが、その目的と全く異質の、しかも、米海外広報局が共産圏諸国に対して反共宣伝活動を行なっているV O Aの存続を組み入れ、また、国内法を無視して極東放送の存続を認めていることは、返還協定に追隨して現行法を無視し、法案の目的をみずから偽るものといわなければなりません。

また、裁判の効力、なにかんすく刑事裁判の判決確定をも承認し、刑を執行することは、国家主権の直接の発効をみずから放棄することにはかならないのであります。

沖縄県民の民主的な教育行政制度の歴史と成果を弊履のごとく捨て去る等、政府の対米請求権放棄に伴うわが国政府の県民対米請求権の処理をなすべきことの法制化の欠如等々から、わが党は、この法案を断じて容認できないのであります。

振興開発特別措置法案については、わが党は、社会、民社両党とともに、沖縄平和開発基本法案を提出し、その基本的姿勢を明らかにしております。

同時に、審議会の構成内容、振興開発計画の決定に沖縄県知事の同意も得ない本法案には、地方自治を尊重する姿勢が発見できないのであります。

第三点として、本委員会の審議を通じて、米国家資産の引き継ぎ支払い金は、資産原質の本質論からわれわれは容認できないものであります。さらにその金額の内訳のあいまいさにおいても、とうてい容認はできないのであります。

わけて重大な核撤去の費用については、いまだにその内訳の概観すら明らかにせず、また、撤去の確認方法を何ら明らかにしていないことは、七千万ドルを支払う事実をもって核の存在を国民に公知せしめるのみで、核隠しの疑惑を強く残すのみであります。米軍の核戦略による日米安保体制のもとで、核隠し、あるいは毒ガスに対する疑惑は本土の米軍基地にも及び、わが党の調査のみでも横田、厚木、佐世保、秋月、川上の各基地にわたっており、政府は何ら具体的に打つ手を明示しておりません。これらの問題は、沖縄返還の態様の基礎となる問題であり、このような観点からも、返還協定と表裏一体をなす関係法案に強く反対するものであります。

以上、反対理由を述べて、私は怒りを込めて反対討論を終わります。(拍手)

○床次委員長 門司亮君。

○門司委員 私は、ただいま上程されております沖繩の復讐に伴う特別措置に関する法律案、沖繩の復讐に伴う関係法令の改廃に関する法律案、沖繩振興開発特別措置法案、沖繩における公用地等の暫定使用に関する法律案並びに国家公務員法第十三条第五項および地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に關し承認を求めの件、四つの法案と一つの承認案件に對しまして、反対の意思を、ほんとうに怒りを込めて私は申し上げたいのでございます。

同時に、沖繩復讐に伴う特別措置法の内容等については、すでにいろいろの社会党の諸君、公明党の諸君等からも申し上げられておりますし、私自身も本会議その他でかなり申し上げておりますので、この際、詳細にわたる議論はいたさないでよろしいかと存じますが、ただ私はここで、この法案の審議にあたりまして最も遺憾に考えておりますことは、総理も閣僚も、沖繩の心を心としてということをしるば言われております。しかし、ほんとうに沖繩の百万住民の心がどれだけ審議に反映をしたかということについては、私は非常に大きな疑問がある。ことに、いまかけられております四つの法案と一つの承認案件は、協定に基づく国内法の、いわば協定に付随した処置であります。したがって、私は沖繩の返還協定に対する審議の過程において、沖繩の諸君の意見というものが十分組み入れられて、あの協定が審議されるべきであったと考えております。ところが、屋良主席がせっかく琉球政府の意見として、いうならば沖繩県民の総体の意見として復讐措置に関する建議書を持ってまいりましたが、これが全く協定の審議の過程においては何ら日の目を見るどころか、ほとんど全部と言っていいほど取り上げられる機会もなかったということである。私は、このことは本法案の審議と、さらに協定の決定を見るまでの間に、沖繩住民のほんとうな心からなるこの建議書が、協定の審議の際に何ら顧みられなかったということをおきわめて残念に考えるものでございます。

でございます。こういう状態でこの四法案を審議する、あるいは協定を自然成立させるという政府の腹ではございましょうが、一体これでよろしいかということである。こういう事件は、おそらく将来もあり得てはならないことである。また、過去にもなかったことである。総理の言われる、ほんとうに世紀の一つの大きな事業であることに間違いはございません。その際に、その最も大きな対象になっております沖繩住民の意見、この建議書というものが、協定決定の中にとりこまれないで、少々時間は長くなるかもしれませんが、私は、全文を会議録に登載しようという意思はございせんが、少なくとも屋良主席が百万島民の意思として携えてまいりましたこの建議書の、「はじめに」という総論だけにはぜひ会議録にとどめておきたい。そうすることによって、沖繩住民の真意が那邊にあったかということ、これを今後のいろいろな問題のときの一つの大きな参考にしていただきたいということと、同時に、このことは、政府、総理をはじめとして、閣僚の各位が将来の沖繩に對します態度に對して謙虚にこの気持ちをひとつ対処していただきたい、というよりもこれを体していただきたい、ということをおし強く要求いたしまして、ここに屋良主席が携えてまいりました沖繩百万の島民の切実なる願いを各条文ごとに、案件ごとにこう書いてあるのではありませんか、これを一々登載することは困難だと思ひますので、そのアウトラインだけをここに読み上げて、会議録にとどめておきたいと存じますのでございませう。

「沖繩の祖国復讐はいよいよ目前に迫りました。その復讐への過程も、具体的に佐藤・ニクソン共同声明に始まり、返還協定調印を経て、今やその承認と関係法案の制定のため開かれていた第六七臨時国会、いわゆる沖繩国会の山場を迎えております。この国会は沖繩県民の命運を決定し、ひいてはわが国の将来を方向づけるやうとする重大な意義をもち、すでに国会においてはこの問題についてはげしい論戦が展開されております。

あの悲惨な戦争の結果、自らの意志に反し、本土から行政的に分離されたがらも、一途に本土への復讐を求め続けてきた沖繩百万島民は、この国会の成り行きを重大な関心をもち、見守っております。願ひますと沖繩はその長い歴史の上でさまざまな運命を辿ってきました。戦前の平和の島沖繩は、その地理的へき地性とそれに加うるに沖繩に對する国民的な正しい理解の欠如等が重なり、終始政治的にも経済的にも恵まれない不利不運な下での生活を余儀なくされてきました。その上に戦争による苛酷の犠牲、十数万人の尊い人命の損失、貴重な文化遺産の壊滅、続く二十六年の苦渋に充ちた試練、思えば長い苦しい茨の道程でありました。これはまさに国民的十字架を一身になつて、国の敗戦の悲劇を象徴する姿ともいえましよう。その間大小さまざまな被害、公害や数限りのない痛ましい悲劇や事故に見舞われつつそしてあれにもこれにも消え去ることのできない多くの禍根を残したまま復讐の歴史的転換期に突入しているものであります。

この重大な時機にあたり、私は復讐の主人公たる沖繩百万島民を代表し、本土政府ならびに国会に對し、県民の卒直な意思をつたえ、県民の心底から志向する復讐の実現を期しての県民の訴えをいたします。もちろん私はここまでには困難だと思ひますので、そのアウトラインだけをここに読み上げて、会議録にとどめておきたいと存じますのでございませう。

さて、アメリカは戦後二六年もの長い間沖繩に施政権を行使してきました。その間にアメリカは沖繩に極東の自由諸国の防衛という美名の下に、排他的かつ恣意的に膨大な基地を建設してきました。基地の中に沖繩があるという表現が突感であります。百万の県民は小さい島で、基地や核兵器や毒ガス兵器に囲まれて生活してきました。それのみでなく、異民族による軍事優先政策の下で、政治的諸権利がいちじるしく制限され、基本的人権すら侵害されてきたことは枚挙にいとまありません。県民が復讐を願つた心情には、結局は国の平和憲法の下で基本的人権の保障を願望していたからに外なりません。経済面から見ても、平和経済の発展は大幅に立ちおくれ、沖繩の県民所得も本土の約六割であります。その他、このように基地があるがゆえに起るさまざまな被害公害や、とり返しつけない多くの悲劇等を経験している県民は、復讐に當つては、やはり従来通りの基地の島としてではなく、基地のない平和の島としての復讐を強く望んでおります。

また、アメリカが施政権を行使したことによつてつくり出した基地は、それを生み出した施政権が返還されるときには、完全でないまでもある程度の整理なり縮小なりの処理をして返すべきではないかと思ひます。

そのような観点から復讐を考えたとき、このたびの返還協定は基地を固定化するものであり、県民の意志が十分に取入れられていないとして、大半の県民は協定に不満を表明しております。まず基地の機能について、段階的に解消を求める声と全面撤去を主張する声は基地反対の世論と見てよく、これら二つを合せるとおそらく八〇％以上の高率となります。

次に自衛隊の沖繩配備については、絶対多数が反対を表明しております。自衛隊の配備反対という世論は、やはり前述のように基地の島としての復讐を望まず、あくまでも基地のない平和の島としての復讐を強く望んでいることを示すものであります。

去る大戦において悲惨な目にあった県民は、世界の絶対平和を希求し、戦争につながる一切のものを否定しております。そのような県民感情からすると、基地に對する強い反対があることは極めて当然であります。しかるに、沖繩の復讐は基地の現状を堅持し、さらに、自衛隊の配備が前提となつてゐることとあります。

これは県民意志と大きくく違ひ、国益の名においてしわ寄せされる沖縄基地の実態であります。

さて、極東の情勢は近來非常な変化を来しつつあります。世界の歴史の一大転換期を迎えていると言えましょう。近隣の超大国中華人民共和国が国連に加盟することになりました。アメリカと中国との接近も伝えられております。わが国も中国との国交樹立の音が高まりつつあります。好むと好まぬにかかわらず世界の歴史はその方向に大きく波打って動きつつあります。

このような情勢の中で沖縄返還は実現されようとしております。したがって、この返還は大きく胎動しつつあるアジア、否、世界の潮流にブレイクになるような形のものであつてはならないと思ひます。そのためには、沖縄基地の態様や自衛隊の配備については慎重再考の要があります。

次に、核抜き本土並み返還についてであります。この問題については度重なる国会の場で非常に頻りに論議されておりますが、それにもかかわらず、県民の大半が、これを素直には納得せず、疑惑と不安をもっております。

核抜きについて最近米国防省が復帰時には核兵器は撤去されていると証言しております。ところが、私もはかつて毒ガスが撤去された経緯を知っております。

毒ガスでさえ、撤去されると公表されてから、二ケ年以上も時日を要しております。毒ガスよりさらに難物と推定される未知の核兵器が現存するとすれば、果して後いくばくもない復帰時点までに撤去されるでありましょうか。

疑惑と不安の解消は困難であるが、実際撤去されるとして、その事実はいかにして検証するか依然として不明のまま問題が残ります。

ことであります。

復帰後も現在の想定では沖縄における米軍基地密度は本土の基地密度の一五〇倍以上になります。なるほど、日米安保条約とそれに伴う地位協定が沖縄にも適用されると言え、より重要なことは、そうした形式の問題より、実質的な基地の内容であります。そうすると基地の整理縮小があるいはその今後の態様の展望がはっきり示されない限りは本土並基地と言っても説得力をももつて得るものではありません。前述の通り県民の絶対多数は基地に反対していることによつてもそのことは明らかであります。

次に安保と沖縄基地についての世論では安保が沖縄の安全にとつて役立つと言ふより、危険だとする評価が圧倒的に高いのであります。この点についても、安保の堅持を前提とする復帰構想と多数の県民意志とはかみ合っておりません。県民はもともと基地に反対しております。ところで安保は沖縄基地を「要石」として必要とするといふことでもあります。反対している基地を必要とする安保には必然的に反対せざるを得ないのであります。

次に、基地維持のために行なわれんとする公用地の強制収用五ヶ年間の期間にいたつては、これは県民の立場からは承服できるものではありません。沖縄だけに本土と異なる特別立法をして、県民の意志に反して五ヶ年という長期にわたる土地の収用を強行する姿勢は、県民にとつては酷な措置であります。再考を促すものであります。

次に、復帰後の暮らしについては、苦しくなるのではないかと不安を訴えている者が世論では大半を占めております。さらにドルショックでその不安は急増しております。くらしに対する不安の解消なくしては復帰に伴つて県民福祉の保障は不可能であります。生活不安の解消のために基地経済から脱却し、この沖縄の地に今よりは安定し、今よりは豊かに、さらに希望のもてる新生沖縄を築きあげていかねばなり

ません。言うところの新生沖縄はその地域開発と云うも、経済開発と云うも、ただ単に経済次元の開発だけではなく、県民の真の福祉を至上の価値としてそれを創造し達成していく開発でなければなりません。従来の沖縄は余りにも国家権力や基地権力の犠牲となり手段となつて利用され過ぎてきました。復帰という歴史の一大転換期にあつたつて、このような地位からも沖縄は脱却していかなければなりません。したがつて政府におかれても、国会におかれてもそのような次元から沖縄問題をとらえて、返還協定や関連諸法案を慎重に検討していただくよう要請するものであります。

さて、沖縄県民は過去の苦難に充ちた歴史と貴重な体験から復帰にあつたつては、まず何よりも県民の福祉を最優先に考える基本原則に立つて、(1)地方自治権の確立、(2)反戦平和の理念をつらぬく、(3)基本的人権の確立、(4)県民本位の経済開発等を骨組とする新生沖縄の像を描いておきます。このようなことが結局は健全な国家をつくり出す原動力になると県民は固く信じているからであります。さらにまた復帰に當つて返還軍用地問題の取扱ひ、請求権の処理等は復帰処理事項の最も困難にしかつ重要な課題であります。これらの解決についてもはっきりした責任態勢を確立しておく必要がはつきり

とつて、日米共同声明に基礎をおく沖縄の返還協定、そして沖縄の復帰準備として閣議決定されている復帰対策要綱の一部、国内関連法案等には前記のような県民の要求が十分反映されていない憾みがあります。そこで私は、沖縄問題の重大な段階において、将来の歴史に悔を残さないため、また歴史の証言者として、沖縄県民の要求や考え方をここに集約し、県民を代表し、あえて建議するものであります。政府ならびに国会はこの沖縄県民の最終的な建議に謙虚に耳を傾けて、県民の中にある不満、不安、疑惑、意見、要求等を十分にきき取つてもらいたいと思ひます。そして県民の立場に立つて

慎重に審議をつくり、論議を重ね民意に應えて最大最善の努力を払つていただき、党派の立場をこえて、たがい重大なる責任をもち合つて、真に沖縄県民の心に思いをいたし、県民はじめ大方の国民が納得してもらへる結論を導き出して復帰を実現させてもらふよう、ここに強く要請いたします。これが総体の全文であります。

屋良主席が琉球政府の責任者として携えてまいりましたこの建議書の内容は、いま読み上げましたとおりであります。この内容は一体どれだけの協定に反映しており、どれだけ関係法案に反映をいたしておるでございましょう。私も野党はこの問題に対して、沖縄復帰に伴う特別措置法の中にいたしましても、たとえばVOAの問題であるとかあるいは裁判権の問題であるとかあるいは請求権の問題であるとか、重要な問題は、この屋良主席の携えてまいりました沖縄県民百万の声とし、相呼応した態度で今日まで審議をいたしてまいりました。しかし、これはほとんど一考にも顧みられなかった。ただ、沖縄復帰に伴う振興開発法案の中で二、三の修正はございしましたが、この修正は全く申しわけのないものであつて、決してこの建議書にいう豊かで平和な、沖縄の諸君が要望する結果にはならないのであつて、単に沖縄県民の考へておられますことを、ごく法案自身の運行に差しさわりのない範囲においてきめただけでありまして、その実効は何ら認められないものであります。この修正案に對しましても私も私どもは反対せざるを得ないのであります。

私は、すでに時間が来ておりますのでこれ以上は申し上げませんが、どうかひとつこれらの問題が——われわれが反対するといふことは単に感情的に反対するわけではない。このいま読み上げました切実なる沖縄の百万の島民の声が、この関連法案にほとんど盛り入れられなかった、修正ができなかったといふことは、私も野党の非力だといへば非力かもしれない。しかしながら、沖縄県民のことを考へていただきますならば、総

理以下、各閣僚に對しては、政府の要員にいたして、みずから持つておる案件に對する謙虚な気持ちでわれわれの意見をいれていただきかつたのである。ところが何らの反省もなく、今日ここに決定されようとしたしており、また案件に對しては、沖縄県民のいまの声を声として、私どもは反對をせざるを得ないのであります。こういうことをひとつ十分承するといふことは、いかにかと思ひますが、私どもの意見をひとつ十分に政府は聞き入れて、將來への問題の解決のためにお一その努力をしていただきたい。

私は、衆議院におけるあの協定案の強行採決は、こうした県民の意思を踏みにじるものであつて、いかにこの四つの法案がいろいろ議論を重ねてまいりまして、内容は先ほどから言われていゝとおりであつて、私どもは絶対に承することのできないといふことをここに表明をいたして、私の反對討論を終わらせていただきます（拍手）

○床次委員長 米原親君。

○米原委員 私は、日本共産党を代表しまして、ただいま議題となりました沖縄協定に關連する諸法案と一つの承認案に對し、強く反對するものであります。

第一は、沖縄の米軍と自衛隊基地の強制的確保を目的とする公用地等暫定使用法案についてであります。

この法案は、別名土地強奪法案と呼ばれてゐることに、端的に示されてゐるやうに、戦前の軍国主義時代にさへも例を見なかつたファシズム的内容を持つものであり、その違憲性は全く歴然たるものであります。

いまから二十年前、沖縄が吉田自由党政府によつて、サンフランシスコ条約第三条によりアメリカに売却されてこの方、沖縄県民は、米軍の野蛮な軍事支配のもとで言語に絶する屈辱と苦痛を負わされてきました。現在、米軍が基地としてわがもの顔に占拠してゐる膨大な土地の強奪こ

そ、その最たるものであります。銃剣を突きつけ、戦車やブルドーザーを繰り出し、沖縄県民を虫けらのごとくけ散らし、問答無用に奪取した米軍の強行は、佐藤総理さえも不法、不当といわざるを得なかつたものであり、いかなる理屈をもつてしても、絶対に合理化できるものではありません。

ところが、本法案は、このような米軍の野蛮な行動を完全に免罪にする屈辱的、侵略的なものであります。しかもそのやり方は、わが国憲法を公然と踏みにじり、土地法体系に新たな重大な変更をもたらすものであり、断じて容認することはできません。加えて、憲法違反の自衛隊がこれに便乗し、米軍の取得した土地をそのまま引き継ぐとすることは、まさに二重、三重の犯罪といわなければならぬ。沖縄県民が自衛隊の配備とともに、この法案に強く反対してゐるのはきわめて当然であります。

それにもかかわらず、佐藤首相みずから、かかる法案を協定成立の前提としてあくまで強制しようとしてゐることは、日米沖縄協定が、核も基地もない平和な沖縄返還という、沖縄県民と国民の要求と全くかけ離れたものであり、その危険な、屈辱的実態を象徴するものといわなければなりません。

第二に、いわゆる復帰特別措置法案についてであります。

この法案は、現行国内法の四百八十一件に關連する膨大な内容と幾多の問題点をかかえております。もし政府が国会の審議権を尊重する立場をとるならば、少なくとも国会の各常任委員会単位に提出するのが当然であつたにもかかわらず、わが党をはじめ野党各派の要求を無視して、あえてこれを一本の法律案とし、しかも法律事項の多くが政令委任事項としてゐることは、それ自身、国会の立法権に對する重大な侵害といわなければなりません。

次に、本復帰特別法案の第一の問題点は、アメリカの謀略心理作戦放送VOAに對して、わが国

電波法の適用を除外して、さらに五年間も引き続き存置させ、また、第七心理作戦部隊の謀略機關である極東放送を容認したといふことであります。社会主義諸国や民族解放闘争ばかりでなく、アメリカの同盟国の国民に對する謀略宣伝を事とするこれらの放送機關を、アメリカの圧力に屈し国内法に反してまで存続させ立法化するとは、みづから国の主権を新たに制限し、売り渡すものであります。沖縄協定がいかに屈辱的であるかを具体的に示す一つの事例でもあります。

他方、この法案は、沖縄県民が苦しい戦いの中であつたときた教育委員の公選制や公務員の政治活動の自由などの民主的諸權利を、いわゆる本土並みの法適用の名のもとに、一挙に剝奪しようとするきわめて反動的な内容を持つものであります。アメリカに對しては、許すべからざる屈辱的な態度を積み重ねながら、日本国民の当然の權利を敵視する佐藤内閣及び自民党の態度をきびしく糾弾するものであります。

第三は、いわゆる振興開発特別措置法案であります。

政府は、本法案の目的について沖縄の地理的、自然的特性に即した沖縄の振興開発、県民の生活の安定と福祉の向上に資するなどと述べておりますが、実際には、公害企業をはじめとする一連の大企業の沖縄進出の基盤づくりをはかるものであることは、この法案の内容を見れば明らかであります。すなわち、振興開発計画の総理大臣の決定、石油、アルミなど公害企業の集中する地域に立地する大企業への税の減免、特別の融資を行なう工業開発地区の設定などがそれであり、行政職員が過半数を占める審議会の設置の原案を自民党提案のごとく修正したとしても、沖縄の自治権侵害の実態は少しも変わらぬのであります。

以上、私は、個々の法案に即して、その基本的な反對理由を明らかにしましたが、これらの法案は、いずれも沖縄協定と不可分のものであり、協定成立の前提とされてゐる重要案件であります。そこにいかなる内容が盛り込まれるかは、百万沖縄県民

民のあすの生活と權利に直結し、日本の將來にかかわるものといわなければなりません。それだけに、国会として徹底的に審議を尽くし、国民の疑惑と不安を解消させるこそ、国会に課せられた当然の責務であります。

ところが、佐藤内閣と自民党は、公聴会や連合審査会の開催など、審議の形式を整へることにのみきゅうきゅうとし、核や基地問題をはじめ、国民の重大な関心事に對しては何ら納得のいく答弁をせず、その態度はまことに不誠意きわまりないものであります。

このような審議の段階で質疑を打ち切つたことは、協定の強行採決の暴挙を強行したこととあわせて二重の暴挙といわなければなりません。

本委員会における委員会審議を通じて一そう明白になつたことは、このたびの日米沖縄協定が、沖縄の米軍基地の継続、維持を最大の目的としたものであり、返還とは名ばかりで、その実態は非返還協定であり、安保条約を実質的に改悪する新たな軍事協定にほかならないといふことであります。

このような事態は、沖縄県民が長く苦しい戦いの中で求めてきた祖国復帰とはほど遠いものであり、何ら事態の根本的解決をはかるものでないことはあまりにも明らかであります。このことを強く指摘して、私の反對討論を終わります。（拍手）

○床次委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより順次採決いたします。

まず、沖縄の復帰に伴う特別措置に關する法律案、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に關する法律案及び沖縄における公用地等の暫定使用に關する法律案、以上三法律案を一括して採決いたします。

三法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○床次委員長 起立多数。よつて、三法律案はいずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。（拍手）

次に、沖縄振興開発特別措置法案について採決いたします。

まず、二階堂進君外四名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○床次委員長 起立多数。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○床次委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。(拍手)

次に、国家公務員法第十三条第五項および地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に関し承認を求めるの件について採決いたします。

本件を承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○床次委員長 起立多数。よって、本件は承認すべきものと決しました。

○床次委員長 この際、細谷治嘉君から発言を求められております。これを許します。細谷治嘉君。

○細谷委員 ただいま、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案外四案件が議決されたのであります。私どもは、先ほどの討論で申し上げましたとおり、この五案件については絶対に反対でございます。反対の理由については、討論の中で詳細に申し上げたとおりの趣旨によるものであります。この趣旨に基づいてあくまで否決するべきであるという意見であります。

国会法第五十四条の規定に基づき、この五案件に対する反対意見について、本会議において少数意見の報告をいたさんとするものであります。

で、ここに日本社会党、公明党、民社党三党を代表して意見を表明しておきます。

○床次委員長 ただいまの細谷君の発言につきましては了承いたしました。

〔少数意見報告書は附録(その三)に掲載〕

○床次委員長 ただいま議決いたしました五案件に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○床次委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録(その三)に掲載〕

○床次委員長 本日は、これにて散会いたします。

午後十一時三十九分散会